

弟子屈町

障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年度～令和11年度（2024年度～2029年度）

令和6年3月
北海道弟子屈町

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨・背景.....	3
2	計画の位置付け.....	4
3	計画の期間、策定体制、推進体制.....	6
4	社会情勢や国、道の動向について.....	10
第2章	障がい者を取り巻く状況	13
1	町の概況.....	15
2	データ等からみる弟子屈町の障がい者の状況.....	16
3	アンケート調査.....	37
4	事業所ヒアリング.....	48
5	現状と傾向、課題のまとめ.....	50
第3章	基本的な方向性	53
1	基本的な視点.....	55
2	基本理念.....	58
3	基本目標.....	59
4	施策の体系.....	60
第4章	施策の展開【障がい者基本計画】	61
	基本目標1 あなたとともに、自分らしく生きていく.....	63
	基本目標2 地域で誰もが手を取りあって、いきいきと活動していく..	76
	基本目標3 弟子屈町で安全に安心して暮らしていく.....	88
第5章	成果目標及びサービスの見込量と確保策の設定 【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】	93
1	計画の基本方針.....	95
2	国の基本指針に基づく成果目標.....	97
3	サービス見込量と確保策.....	106
4	サービス提供の考え方.....	118
第6章	計画の推進	119
1	計画の推進体制.....	121
2	計画の点検体制.....	122

資料編	123
1 弟子屈町障害者等協議会設置要綱.....	125
2 弟子屈町障害者等協議会委員名簿.....	127
3 計画策定の経過.....	127
4 用語等説明.....	128

計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条において定義された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上の人及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条1項に規定する精神障がい者（発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。）のうち18歳以上の人並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度について、厚生労働大臣が定める程度である人で18歳以上の人をいいます。

また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児をいいます。

第1章

計画の策定にあたって

1

計画策定の趣旨・背景

(1) 計画策定の趣旨

「弟子屈町障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、弟子屈町で暮らす障がいのある方々が、これからも地域で自分らしく、安全に安心して暮らしていけるよう、障がい者施策を総合的に取りまとめた『障がい者計画』と、障がい者施策のうち主に生活に必要な支援・サービスを計画的かつ適切に提供するための各種事業を取りまとめた『障がい福祉計画』及び18歳未満の障がい児に対する同趣旨に基づく『障がい児福祉計画』を一体的に策定するものです。

(2) 計画策定の背景

本計画は、現行計画である「弟子屈町障がい者基本計画（平成30年度～令和5年度）」及び「弟子屈町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」が、計画期間を満了することから、『障害者基本法』や『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）』及び『児童福祉法』に基づき、令和6年度を1年目とする計画として策定するものです。

なお、計画策定にあたっては、社会情勢並びに国の基本指針や動向等を把握し、かつ、本町に暮らす障がいのある方々の現状や困りごと、必要とする支援等を調査・研究し、本町の障がいのある方々を取り巻く現状や傾向、課題を十分に理解した上で、計画の方向性や施策・事業の見直しを行い、実態に即した計画としました。

2

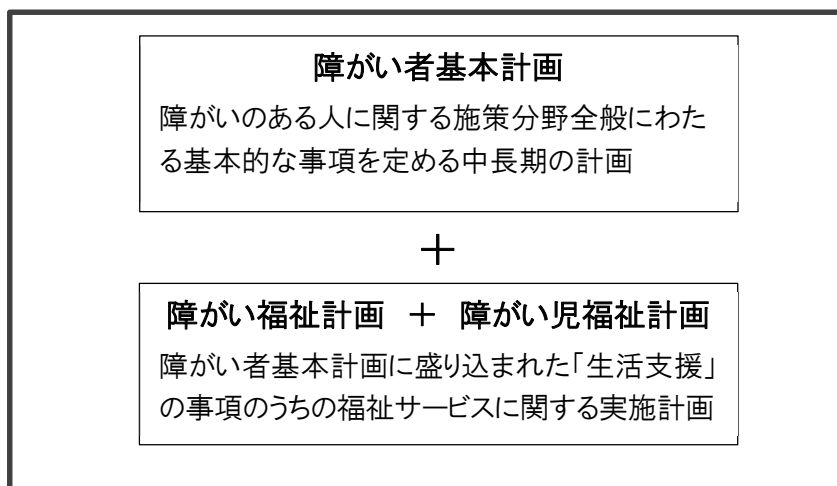
計画の位置付け

(1) 法令等による根拠

本計画は、「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づく『市町村障害者計画』と「障害者総合支援法第88条第1項」に基づく『市町村障害福祉計画』、さらに、「児童福祉法第33条の20第1項」に基づく『市町村障害児福祉計画』を一体的に策定するものです。

『障がい者基本計画』とは、「障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」であって、障がいのある人に関する施策分野全般にわたるものです。また、『障がい福祉計画』及び『障がい児福祉計画』とは、「障がい福祉サービス等の確保に関する計画」であって、主として、障がい者基本計画に盛り込まれた「生活支援」の事項のうちの福祉サービスに関する実施計画の位置付けになります。

○計画の内訳：『障がい者基本計画』、『障がい福祉計画』、『障がい児福祉計画』の3計画が一体的に策定された計画

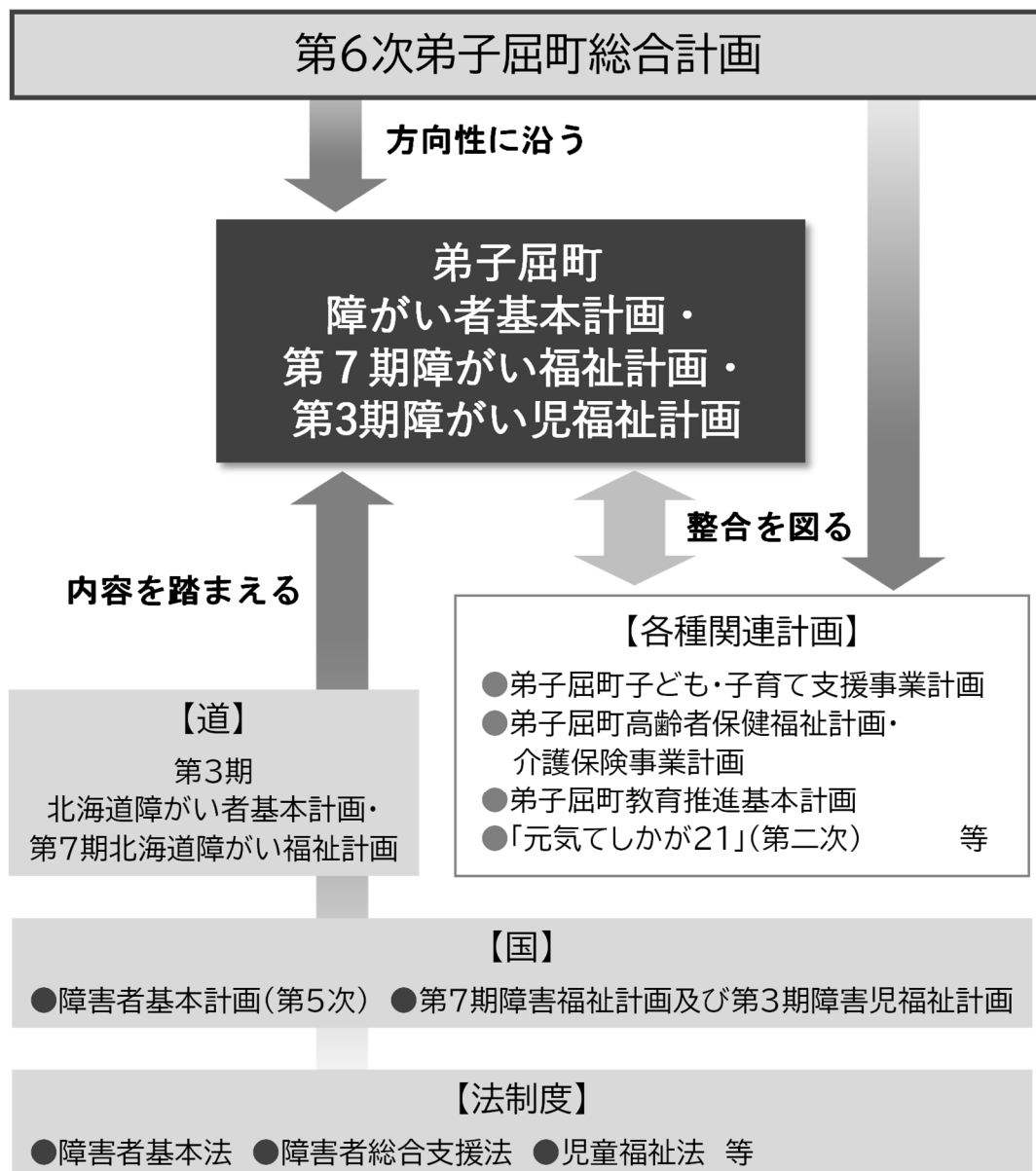


○計画の根拠法：障害者基本法第11条第3項 「市町村障害者計画」
障害者総合支援法第88条第1項 「市町村障害福祉計画」
児童福祉法第33条の20第1項 「市町村障害児福祉計画」

(2) 他計画との関係

本計画は、町の最上位計画である「第6次弟子屈町総合計画」（令和4（2022）年度～令和11（2029）年度）の政策方針に沿った障がい分野の個別計画として位置付けます。また、本町の「弟子屈町子ども・子育て支援事業計画」や「弟子屈町教育推進基本計画」、「弟子屈町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」などの各種関連計画と整合を図るとともに、国の「障害者基本計画（第5次）」や道の「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画」等を踏まえた計画を策定するものです。

■町の計画や国、道の関連計画との関係図



3

計画の期間、策定体制、推進体制

(1) 計画の期間

本計画のうち、「弟子屈町障がい者基本計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間の計画とし、「弟子屈町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画として策定します。

■本計画及び町の関係計画の期間

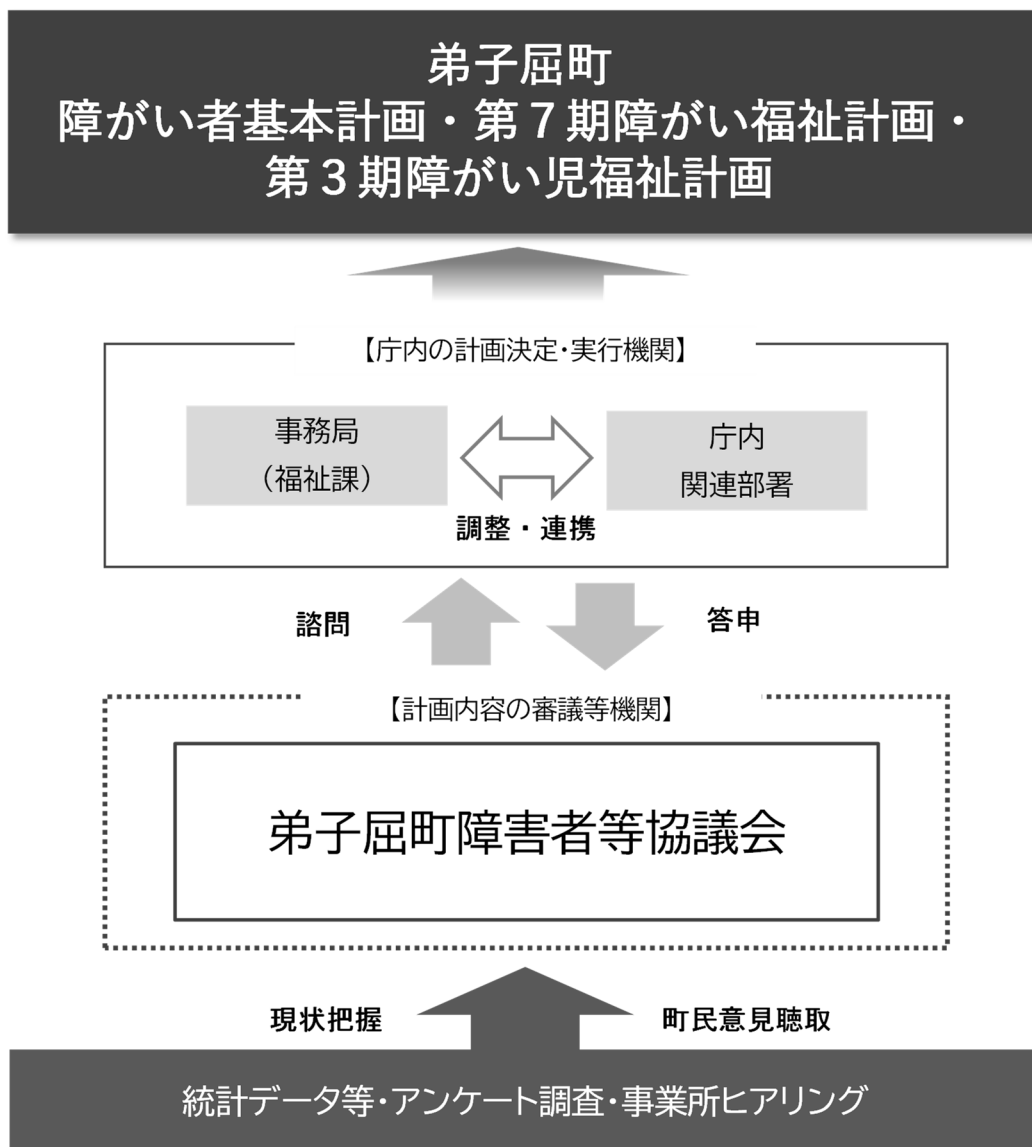


(2) 計画の策定体制

計画策定組織としては、すべての障がいのある人を視野に入れた総合的な障がい者施策を構築するため、サービス事業者、障がい者関係団体、学識経験者など各層の関係者の参画による「弟子屈町障害者等協議会」によって、取組の検討、計画の策定を行いました。

また、町内に暮らす障がいのある人の生活や健康、ニーズなどを把握するためのアンケート調査の実施、事業所の運営や実状を把握するためのヒアリング調査を行うなど、障がい者施策を検討するための基礎調査や、現行計画（弟子屈町障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）の点検・評価を行い、内容の見直しを図るとともに、障がい福祉サービス提供量の算定や確保方策について検討・調整を行い、これをもって本計画（弟子屈町障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）としました。

■本計画の策定体制



(3) 道計画における圏域設定について

保健・福祉サービスには、訪問介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

北海道においては、障がい福祉施策の積極的な推進を図るためには、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、北海道障害保健福祉圏域を設定し、保健・福祉サービスの重層的なネットワークを推進しています。

○この圏域は、21圏域とし、「北海道保健医療福祉計画」における第二次保健医療福祉圏域と同様です。

○この圏域は、複数市町村における共同実施等による広域的、専門的なサービスの提供や施設の適正配置等を実施する圏域です。

本町は、釧路障害保健福祉圏域に位置付けられています。

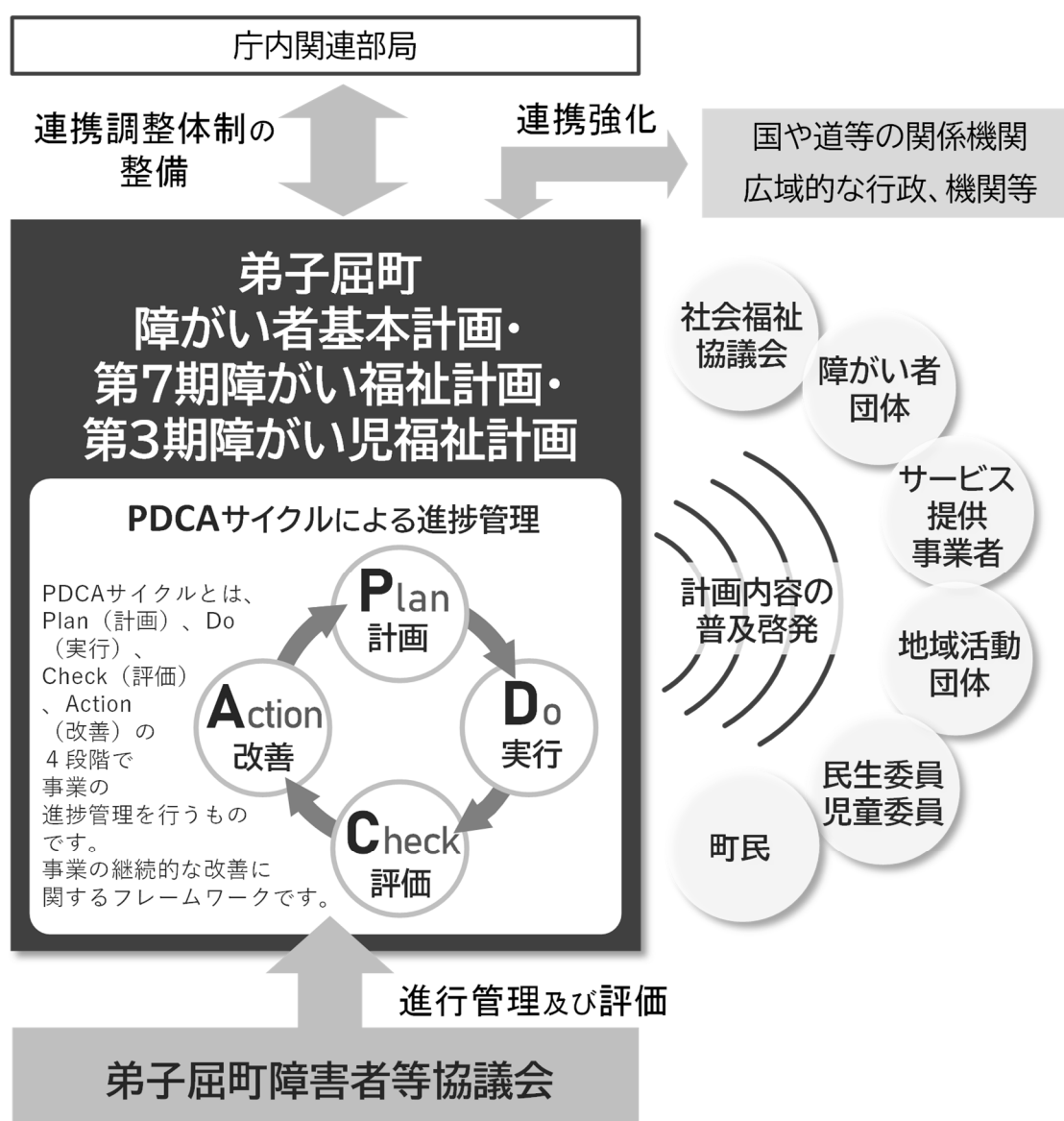
(4) 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、障がい者施策に関わる行政、社会福祉協議会、障がい者団体、サービス提供事業者、地域活動団体、民生委員・児童委員、町民等が本計画の方針を理解した上で、それぞれがネットワークを形成して取り組む必要があることから、本計画の内容について普及啓発を進めます。

また、本計画の進行管理及び評価にあたっては、PDCAサイクルを活用し、事業者や関係機関によって構成される「弟子屈町障害者等協議会」において行うとともに、庁内関連部局との連絡調整体制の整備や、必要に応じて障がいのある人及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、総合的かつ効果的な推進に努めます。

さらに、障がい者福祉の中には、町だけで行うことが困難な広域的、あるいは専門的・技術的な事業もあることから、広域的連携の調整、モデル的事业の誘導など、国や道等の関係機関との連携を強化し、事業を推進します。

■本計画の推進体制



4

社会情勢や国、道の動向について

(1) 近年の障がい者に関わる社会情勢

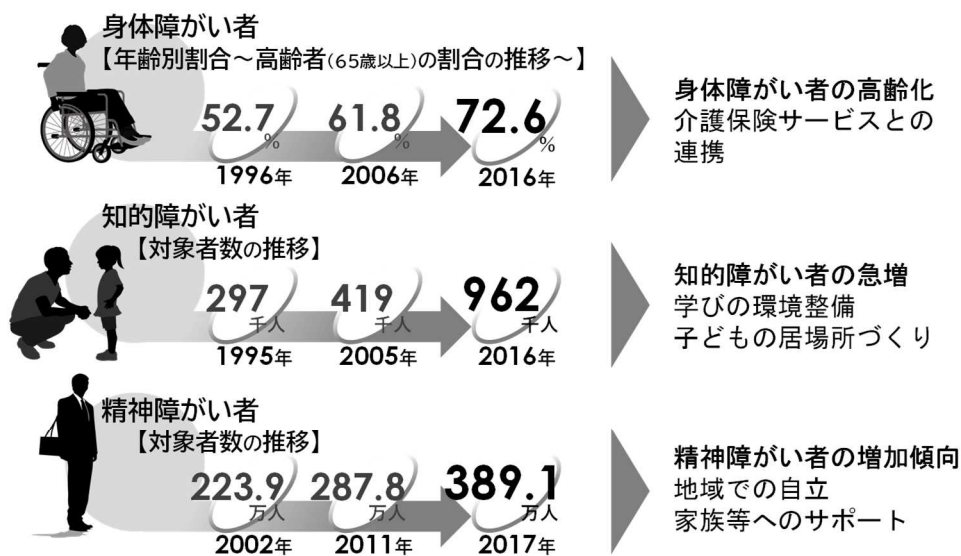
近年の障がい者の全国的な傾向として、身体障害者手帳所持者の高齢化（65歳以上が7割以上）、知的障がい者の増加（10年間で倍増）、精神障がい者が増加傾向、などがうかがえます（令和4年版『障害者白書』より）。

身体障がい者は、医療の発展に伴い障がいとなる原因の予防や改善などが進んだことから、その数は減少しているものの、全体の高齢化が進んでいる状況です。また、知的障がい者は、発達段階で診断される場合も多く、知的障がいなしは発達障がいの研究や認知が広がったことから、対象者が増加していると示唆されています。

また、障がい者を取り巻く状況は、これまでの障がい者への虐待と差別をなくすという社会全体の動きが、行政や民間企業にもよりきめ細かく取り組む姿勢が求められるようになり、また、均一で平等な教育機会の提供を学校や家庭で、どのように取り組み支援していくべきかが問われ、さらに、障がい者の保護者の高齢化によるいわゆる“親亡き後”の障がい者の自立や暮らしをどう支援していくかなどが近年の社会課題として注視されています。

加えて、障がいを取り巻く環境への課題として、“ダブルケア”や“ヤングケアラー”、“生活困窮”といった複合的な課題への対応と支援も求められています。

■近年の障がい者を取り巻く社会課題



近年の社会課題

差別や虐待の防止、合理的配慮を含めた啓発
“親亡き後”の居場所、就労支援、地域での自立
発達障がい児や情緒障がい児等への学校・家庭での学びの提供



複合的な課題

“ダブルケア”や“ヤングケアラー”など家族の介助事情
経済的な困窮など複数の福祉支援を必要とする世帯の増加

(資料) 令和4年版『障害者白書』を基に作成

(2) 国の動向・方針

① 障害者基本計画の動向

国では、令和5（2023）年3月14日に、令和5（2023）年度を1年目とする5年間（令和5（2023）年度～9（2027）年度）の計画として「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定されました。第5次計画で追加された項目や視点は次のとおりです。

■第5次計画で追加された項目や視点（概要・一部抜粋）

1. 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえる
2. 「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標)の理念の記載
3. 「障害者差別解消法改正法」の内容を記載
4. デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組を推進
5. ヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援の重要性
6. 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえた取組を推進
7. 虐待の早期発見や防止に向けた取組
8. ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
9. 情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援
10. 心身の障害等により制限を付している法令の規定(相対的欠格条項)の見直し
11. 障害児においても、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援を推進
12. 公立小・中学校施設における、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備

② 障害福祉計画・障害児福祉計画の動向

令和5年5月19日に厚生労働省から、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針として、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」が発出されました。

「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の概要と、今回改正された内容についての概要は次のとおりです。

■基本的な指針の一部改正により追加された項目や視点（概要・一部抜粋）

1. 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、取組を実施することが必要
2. 地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める
3. 必須事業及び任意事業の内容について、記載する
4. 令和8年度までの各年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定める
5. 広域的・総合的な実施など効果的・効率的な事業の確保方を定める

(3) 道の動向・方針

道では、平成25（2013）年度に策定した「第2期北海道障がい者基本計画」及び令和3（2021）年度に策定した「第6期北海道障がい福祉計画」の2つの計画を統合し、一体的な障がい福祉サービスを提供することを目的として、「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画」が策定されました。

同計画は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間の計画とし、3年で中間見直しを図ることとしています。

第2章

障がい者を取り巻く状況

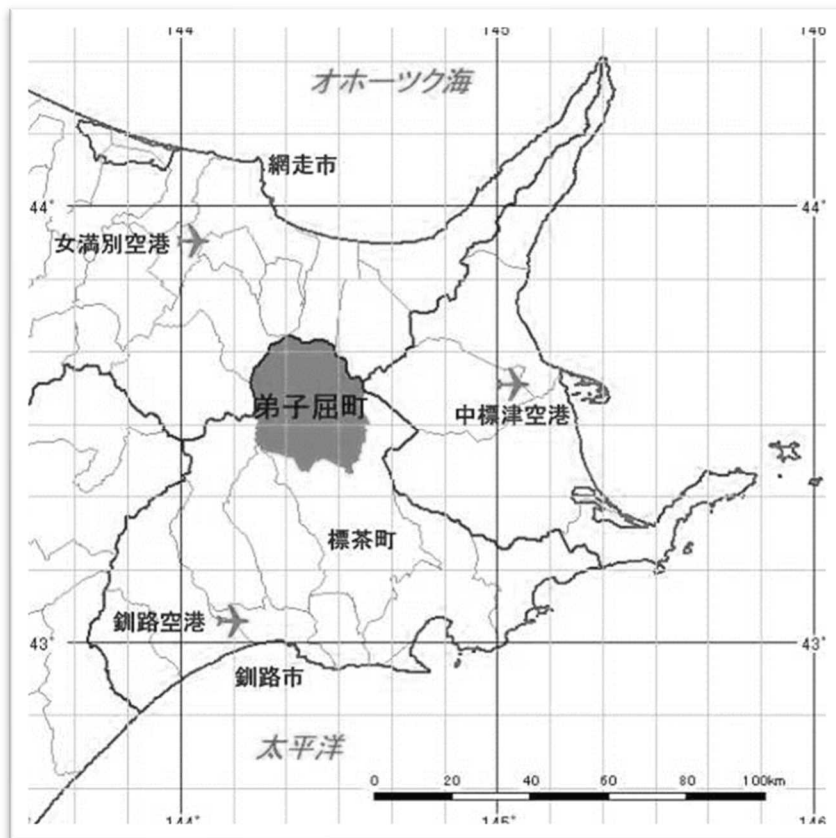
1 町の概況

弟子屈町は東北海道の中心に位置し、東経144度13分から144度36分、北緯43度23分から43度42分の地点にあり、西北面は高峻なる山脈をもってオホーツク地域に接し、東は根室高原に連なり、南は標茶町を経て釧路湿原に隣接しています。

透明度において世界有数の摩周湖、その山麓に広がる本町は、774.53km²の面積（東西28.8km、南北31.0km）を有し、千島火山帯に属する高原地帯でカルデラ湖として有名な屈斜路湖を源とする釧路川が地域の中央を縦貫しています。地勢はおおむね起伏の多い高燥地帯で平坦に乏しく、地域の約70%は山林地帯です。農耕地は屈斜路湖沿岸と釧路川をはじめ、各河川の流域に散在し、酪農を中心として、草地、放牧地及び馬鈴薯、てん菜、小麦、蕎麦畑として主に利用されています。

町名弟子屈（てしかが）の「テシカ」とはアイヌ語で『岩磐』、「ガ」は『上』という意味です。ここは魚のたまり場のような所でもあったので、アイヌの人たちは何とかこの魚を捕りたいと網をかけようとしたましたが岩磐が多く、遂に杭を打ちこむことができなかったそうです。アイヌの人たちは、「せっかくたくさんいる魚を捕る仕掛けもできない岩磐の上だ」と嘆き、弟子屈の語源はここから生まれたといわれています。

■弟子屈町の地理的状况



2

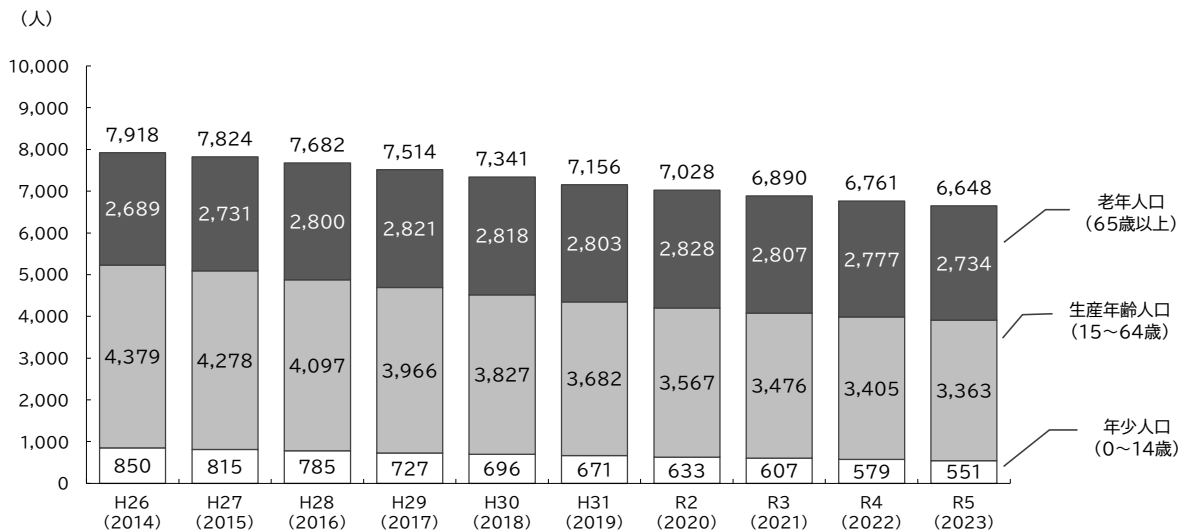
データ等からみる弟子屈町の障がい者の状況

(1) 人口・世帯の傾向

① 人口の推移

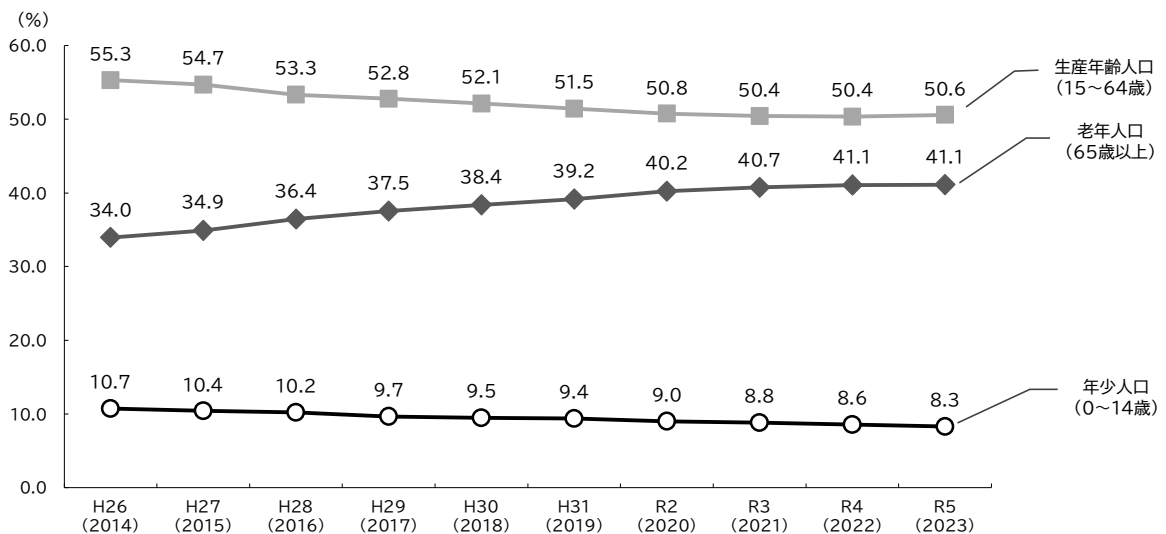
本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和5（2023）年3月31日時点では6,648人となっています。また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあることから、少子化・高齢化が進行しています。

■ 弟子屈町の年齢3区分別人口推移



(資料) 住民基本台帳 各年3月31日時点

■ 弟子屈町の年齢3区分別人口の推移（構成比）

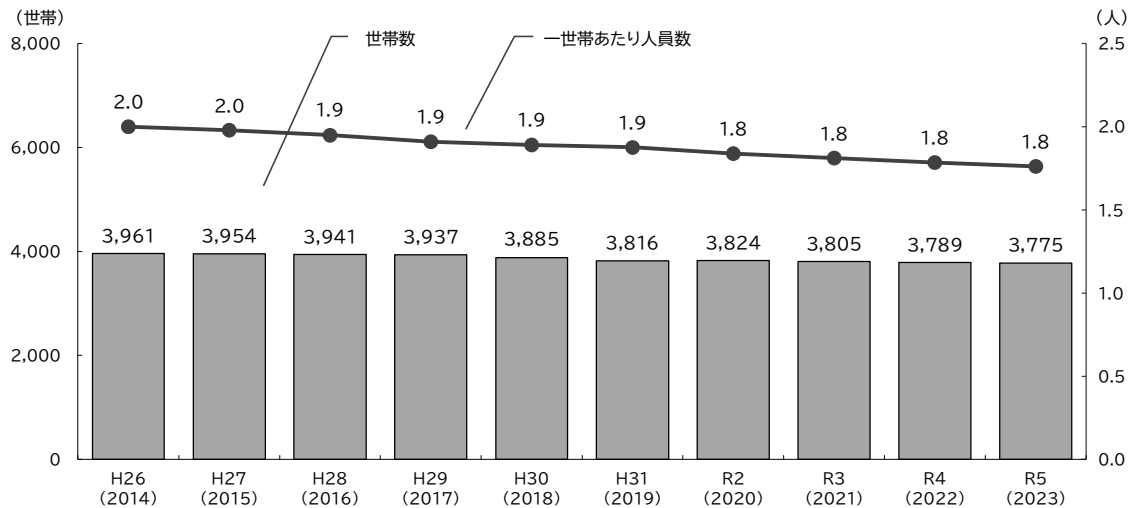


(資料) 住民基本台帳 各年3月31日時点

② 世帯数等の推移

本町の世帯数は減少傾向で推移しており、令和5（2023）年3月31日時点では3,775世帯となっています。また、一世帯あたり人員数をみると、減少傾向にあることから、核家族化が進行していることがうかがえます。

■ 弟子屈町の世帯数と一世帯あたり人員数の推移



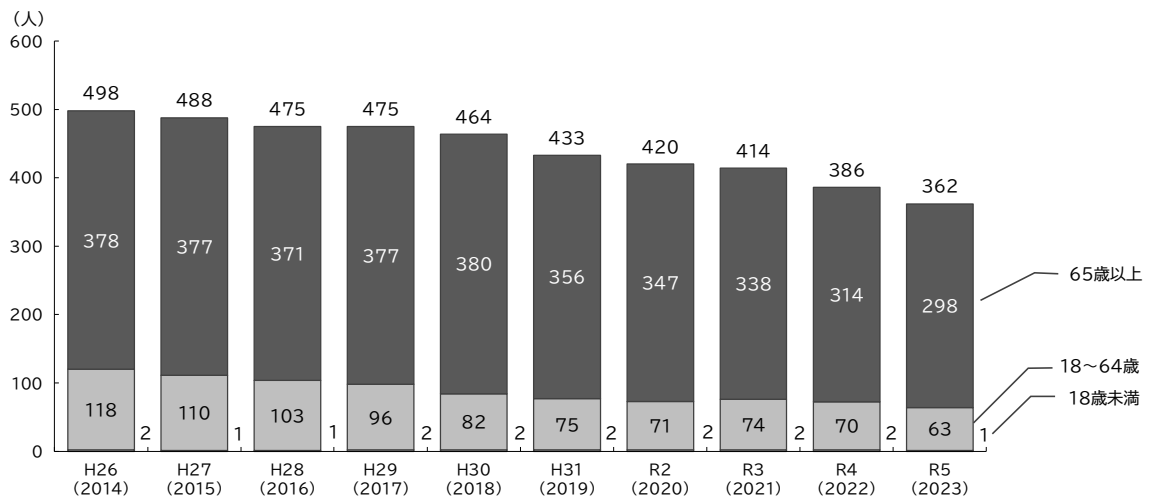
(資料) 住民基本台帳 各年3月31日時点

(2) 身体障害者手帳所持者の傾向

① 身体障害者手帳所持者数の推移

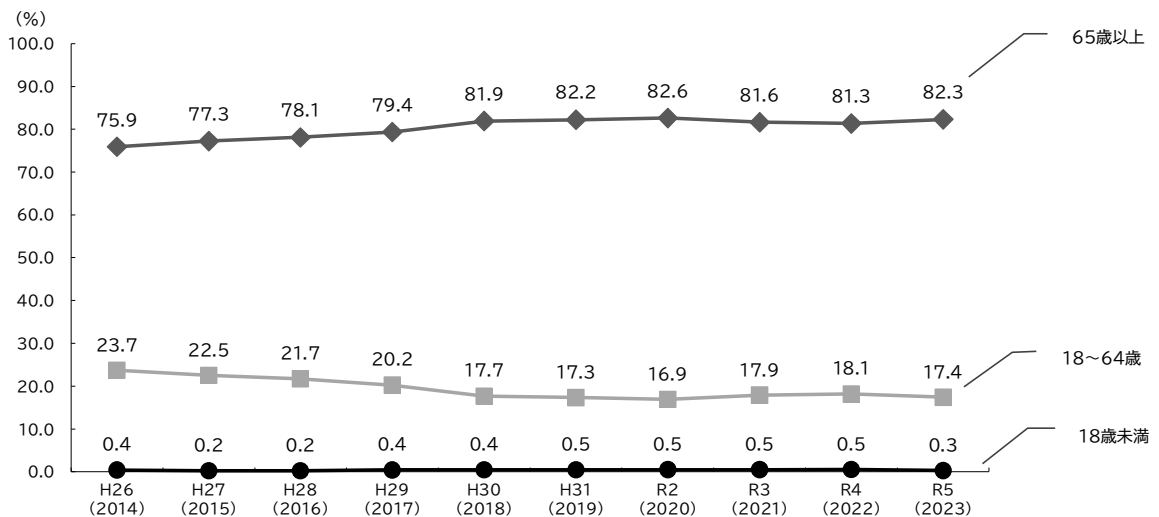
本町の身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5（2023）年3月31日時点では362人となっています。また、年齢別にみると、18歳未満は1～2人で横ばい、18～64歳はおおむね減少傾向で推移していますが、65歳以上は増加傾向にあり、総じて高齢化が進行しています。

■ 弟子屈町の年齢3区分別身体障害者手帳所持者数推移



(資料) 福祉課 各年3月31日時点

■ 弟子屈町の年齢3区分別身体障害者手帳所持者の推移（構成比）

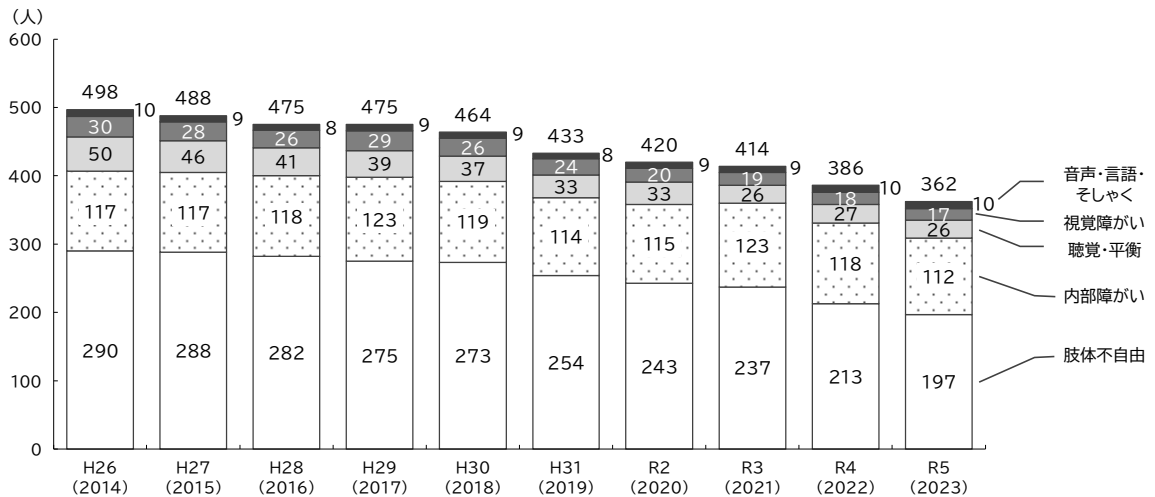


(資料) 福祉課 各年3月31日時点

② 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

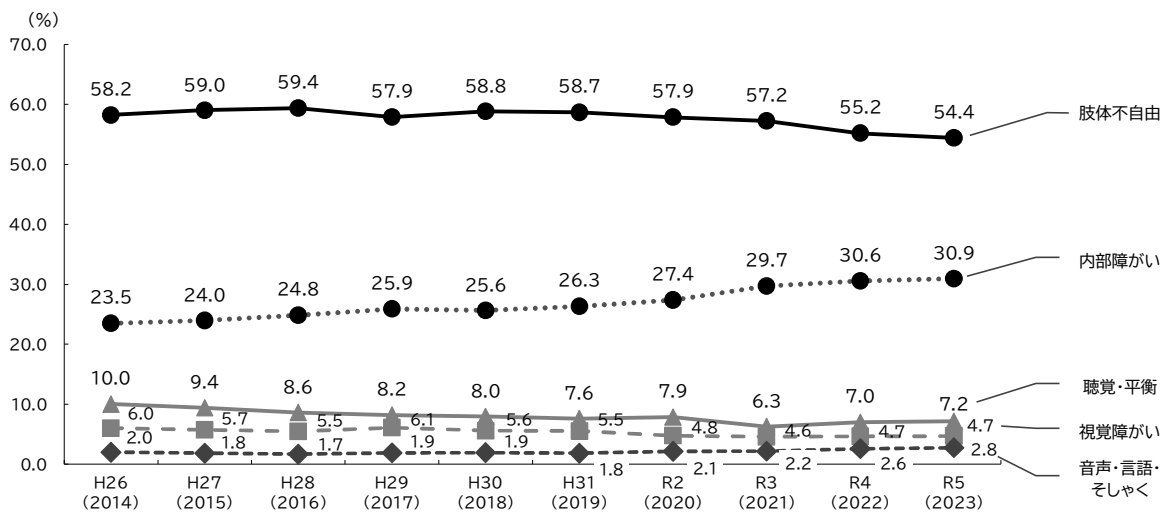
本町の身体障害者手帳所持者数を障がい種別にみると、総数が減少傾向にあるため、いずれの障がい種も総じて減少傾向にあります。構成比で見ると「内部障がい」のみ増加傾向で推移しています。

■ 弟子屈町の障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



(資料) 福祉課 各年 3月31日時点

■ 弟子屈町の障がい種別身体障害者手帳所持者の推移 (構成比)

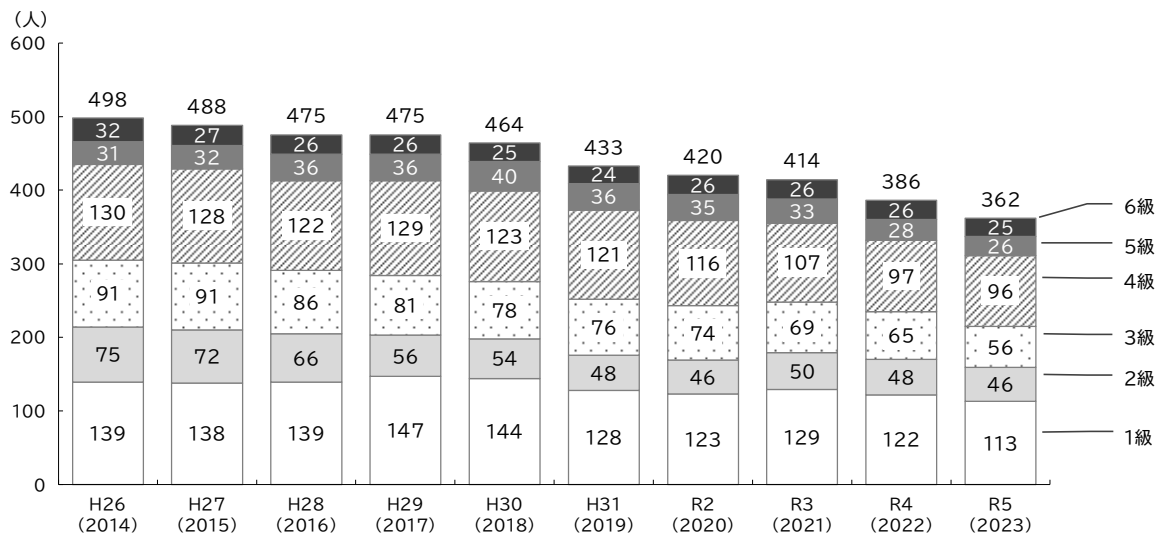


(資料) 福祉課 各年 3月31日時点

③ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

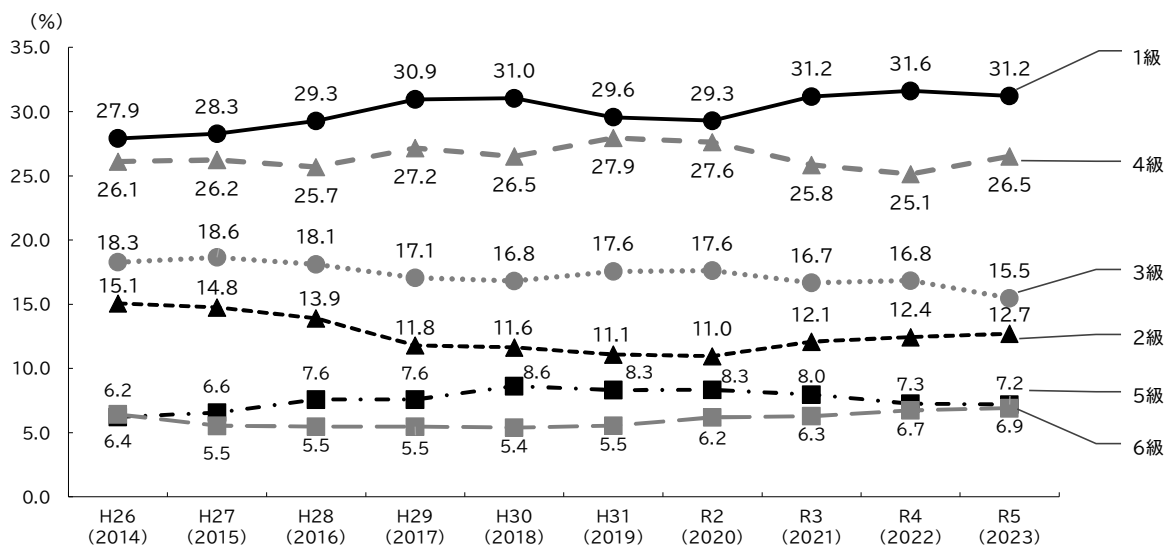
本町の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、総数が減少傾向にあるためいずれの等級も総じて減少傾向にあります。構成比で見ると近年、「1級」「2級」「6級」がわずかに増加傾向で推移しています。

■ 弟子屈町の等級別身体障害者手帳所持者数の推移



(資料) 福祉課 各年3月31日時点

■ 弟子屈町の等級別身体障害者手帳所持者の推移（構成比）



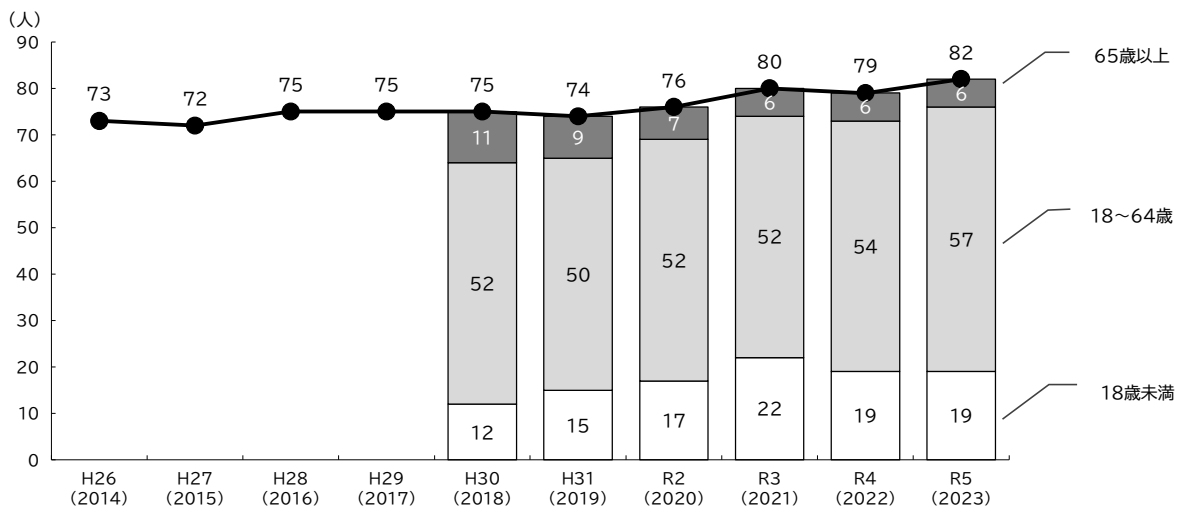
(資料) 福祉課 各年3月31日時点

(3) 療育手帳所持者の傾向

① 療育手帳所持者数の推移

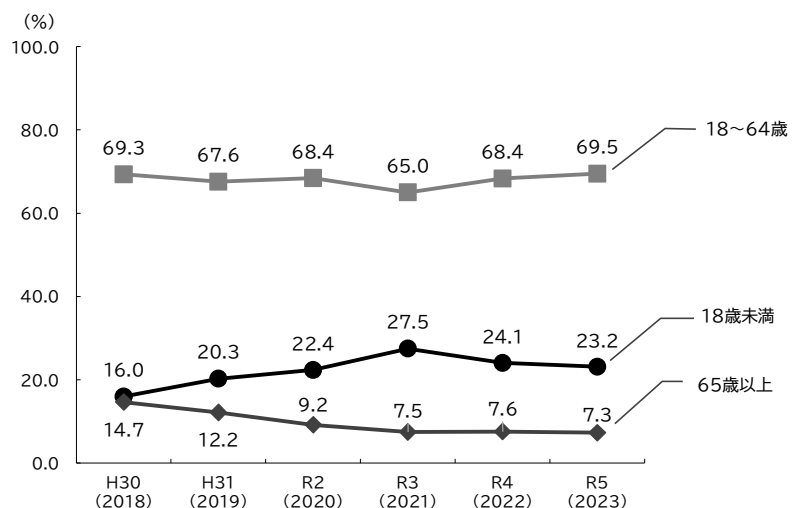
本町の療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5（2023）年3月31日時点では82人となっています。また、18歳未満と18～64歳は増加傾向、65歳以上は減少傾向で推移していることから、若年層の増加が進行しています。

■ 弟子屈町の年齢3区分別療育手帳所持者数の推移



(資料) 福祉課 各年3月31日時点

■ 弟子屈町の年齢3区分別療育手帳所持者の推移（構成比）

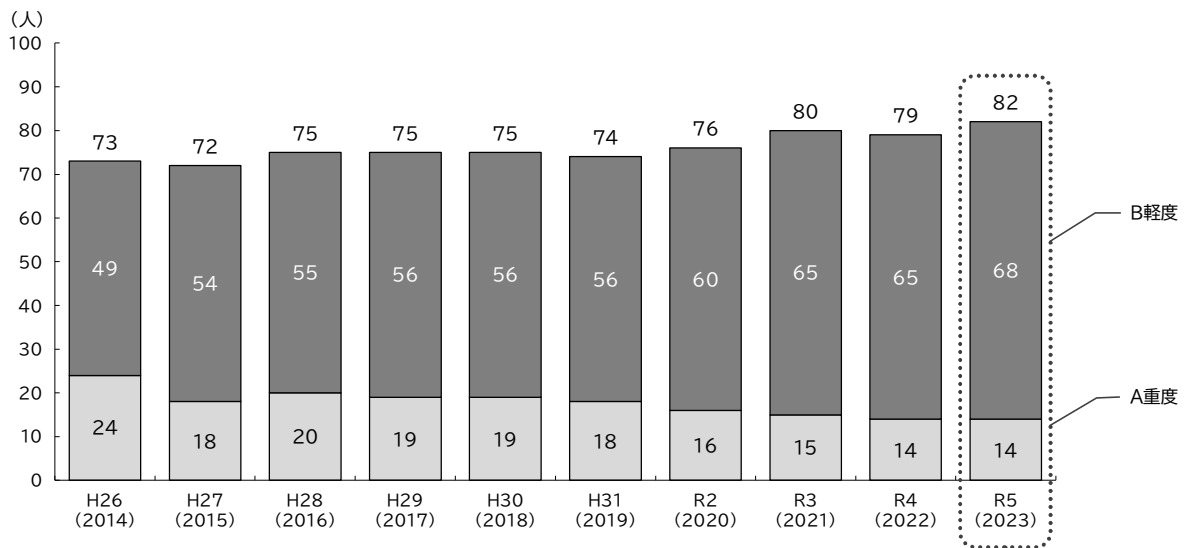


(資料) 福祉課 各年3月31日時点

② 区分別療育手帳所持者数の推移

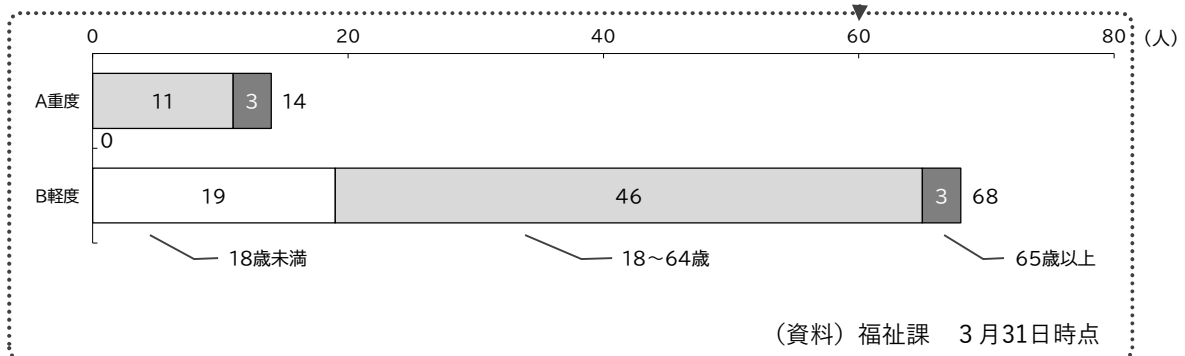
本町の療育手帳所持者数を区分別にみると、「B軽度」が増加傾向、「A重度」が減少傾向にあります。また、令和5（2023）年3月31日時点の区分別療育手帳所持者数を年齢別で見ると、18歳未満はすべて「B軽度」となり、18～64歳は「A重度」が11人（78.6%）、「B軽度」が46人（67.6%）と、どちらも6～7割を占め、65歳以上は「A重度」、「B軽度」のどちらも3人となっています。

■ 弟子屈町の区分別療育手帳所持者数の推移



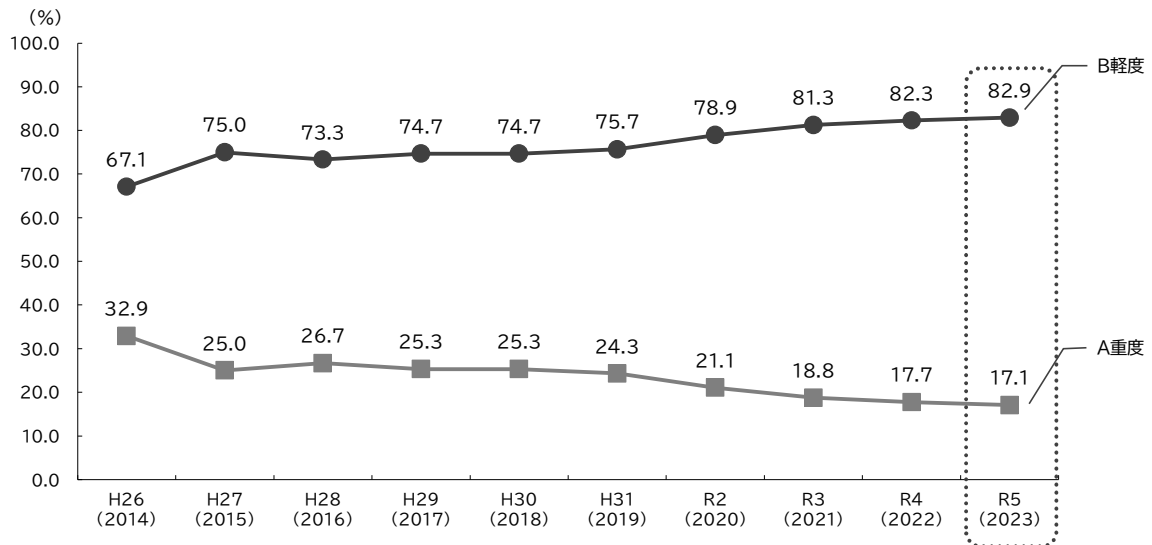
（資料）福祉課 各年3月31日時点

■ 弟子屈町の令和5（2023）年3月31日時点の年齢・区分別療育手帳所持者数の推移



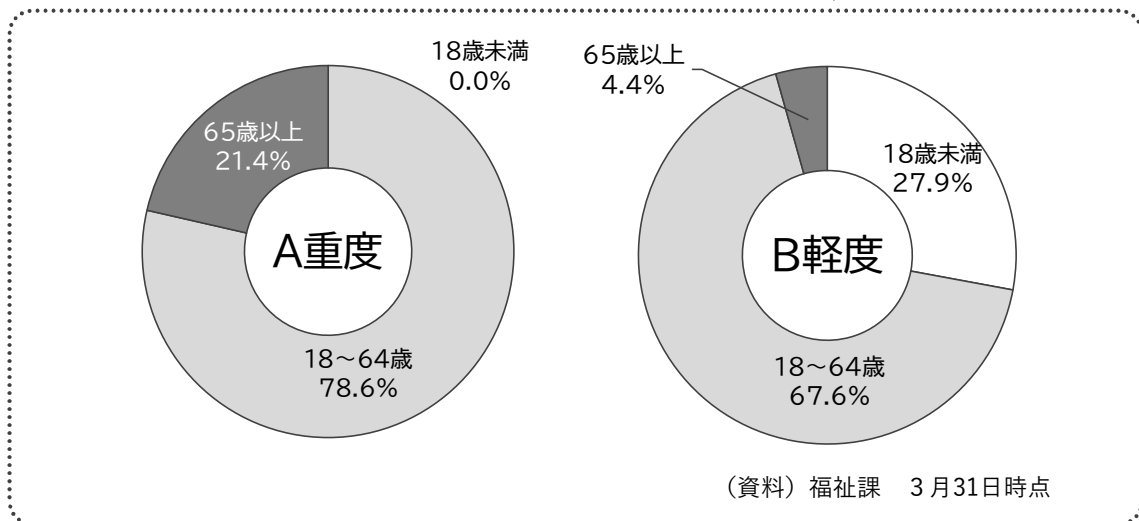
（資料）福祉課 3月31日時点

■弟子屈町の区分別療育手帳所持者の推移（構成比）



(資料) 福祉課 各年3月31日時点

■弟子屈町の令和5（2023）年3月31日時点の年齢・区分別療育手帳所持者の推移（構成比）



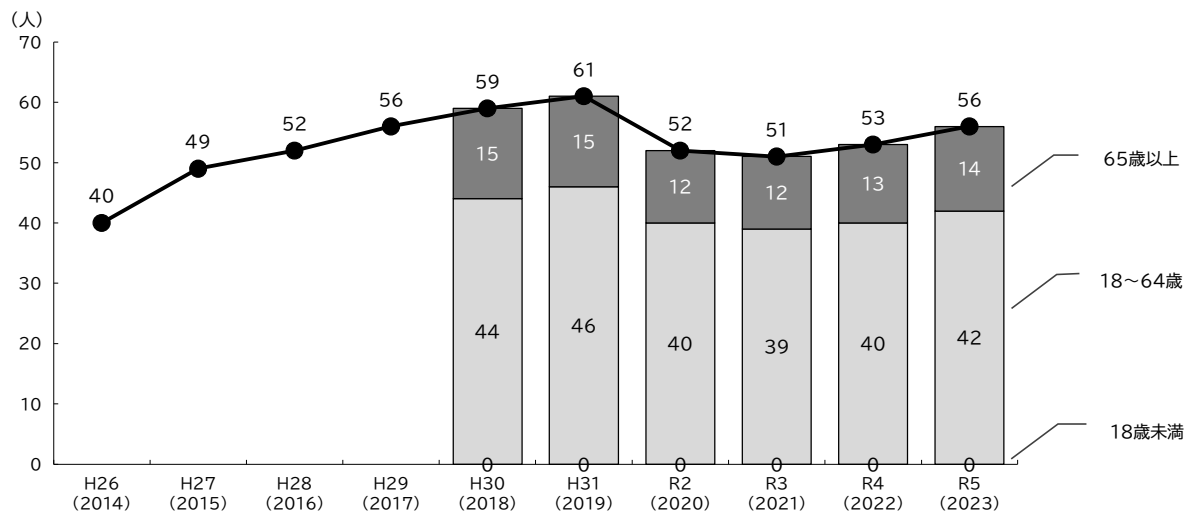
(資料) 福祉課 3月31日時点

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の傾向

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

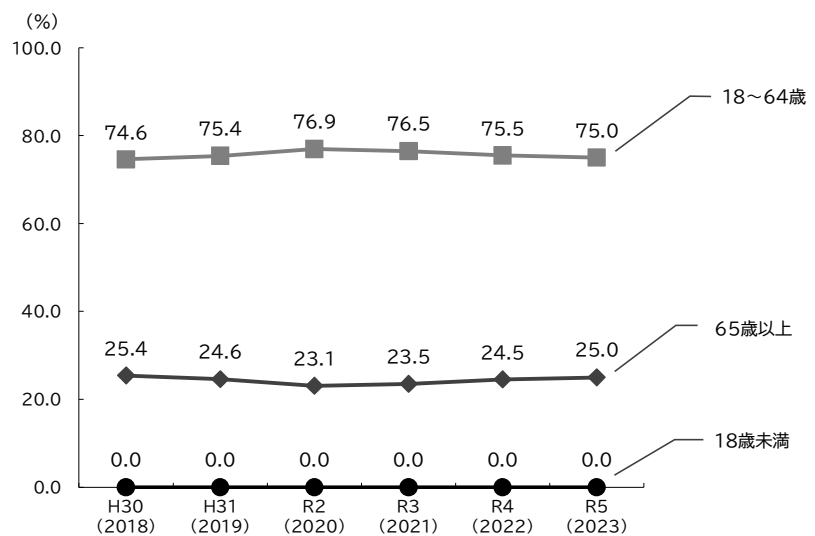
本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和2（2020）年に減少し、令和4（2022）年以降再び増加に転じて推移しており、令和5（2023）年3月31日時点では56人となっています。また、18歳未満は0人で推移し、18～64歳と65歳以上はおおむね横ばいで推移していることから、若者層が主な対象となっています。

■ 弟子屈町の年齢3区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(資料) 福祉課 各年3月31日時点

■ 弟子屈町の年齢3区分別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（構成比）

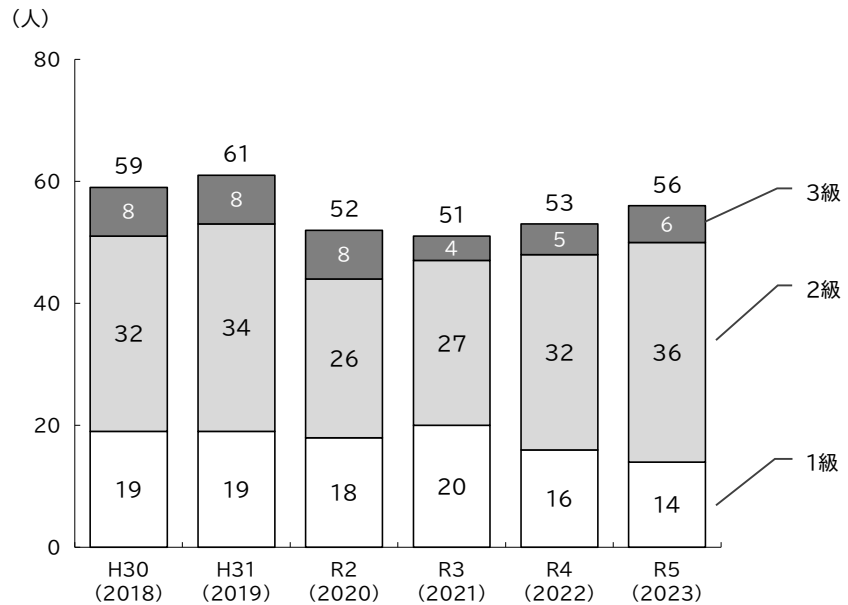


(資料) 福祉課 各年3月31日時点

② 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

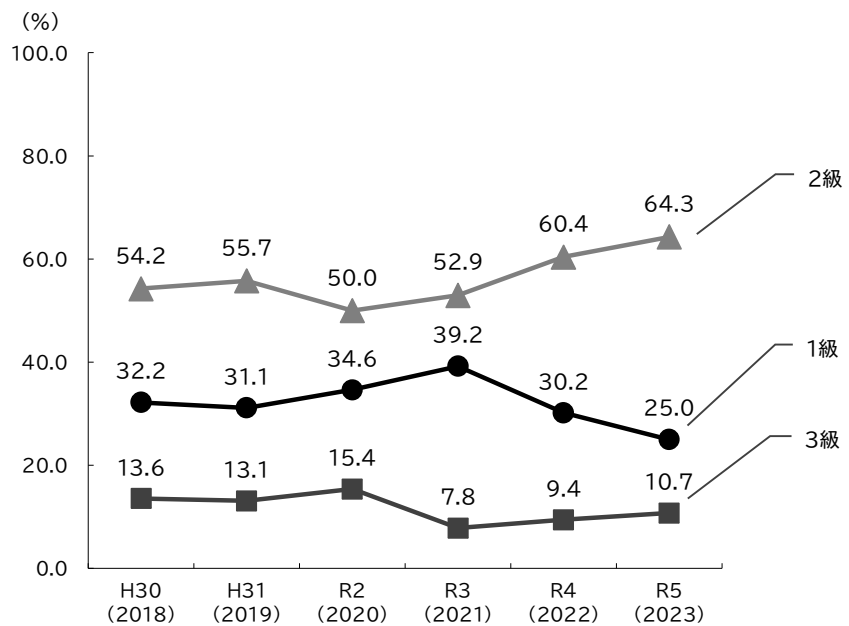
本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、近年「1級」が減少傾向、「2級」と「3級」がおおむね増加傾向となっています。

■ 弟子屈町の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(資料) 福祉課 各年3月31日時点

■ 弟子屈町の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（構成比）



(資料) 福祉課 各年3月31日時点

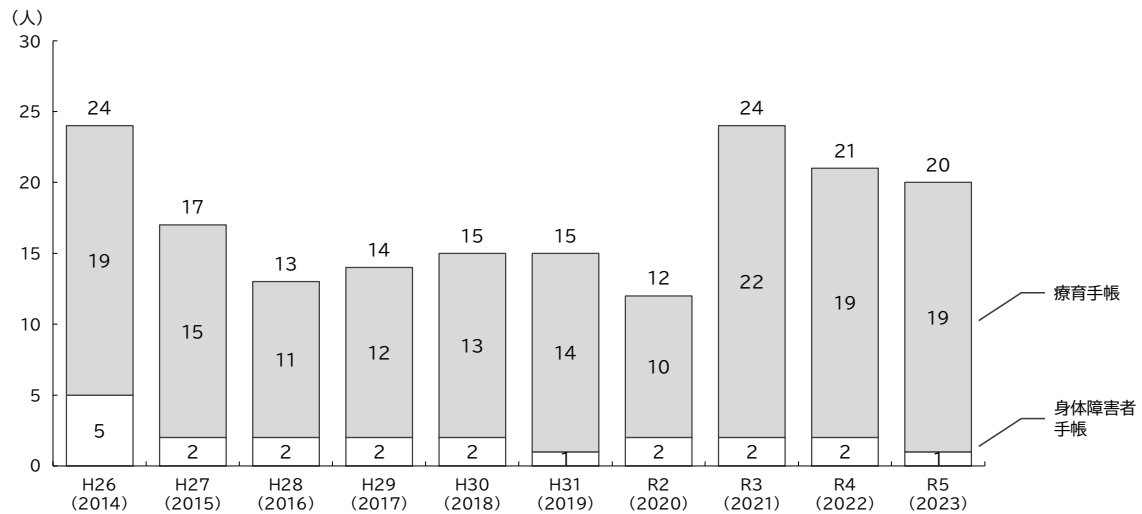
(5) 障がい児手帳所持者の傾向

① 障がい児の手帳種類別所持者数の推移

本町の障がい児の手帳所持者数は令和3（2021）年に前年の2倍に増え、以降は減少傾向で推移しており、令和5（2023）年3月31日時点では20人となっています。

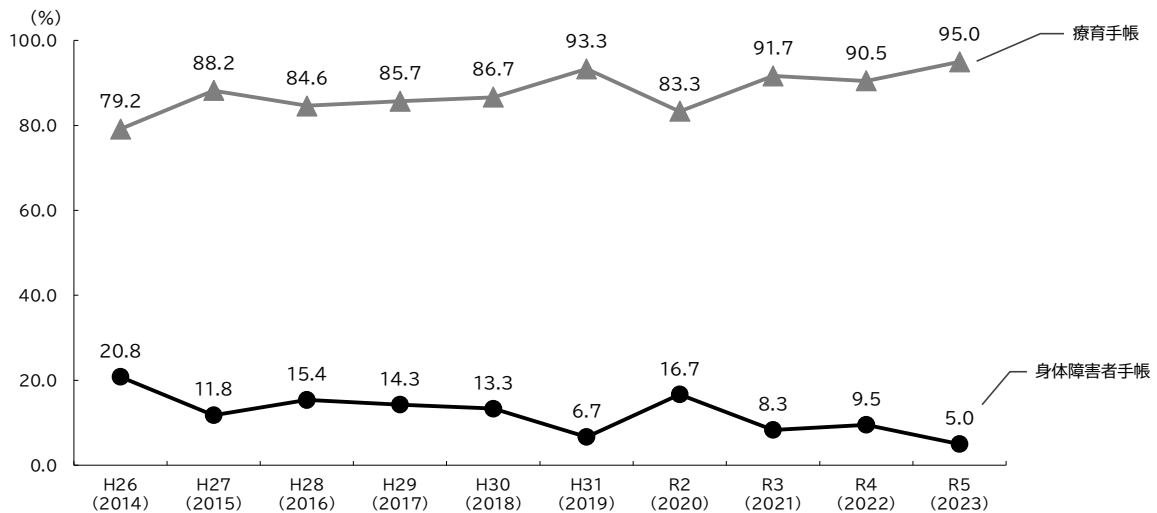
また、手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者は1～2人で推移しており、精神障害者保健福祉手帳所持者はいないため、療育手帳所持者がほとんどの人数を占めています。

■ 弟子屈町の障がい児の手帳種類別所持者数の推移



(資料) 福祉課 各年3月31日時点

■ 弟子屈町の障がい児の手帳種類別所持者の推移（構成比）



(資料) 福祉課 各年3月31日時点

② 特別支援学級等の児童・生徒数の推移

本町の特別支援学級に通級している小学校児童数は、令和3（2021）年に減少に転じて以降は微増で推移しています。中学校生徒数は、おおむね増加傾向で推移しています。

令和5（2023）年5月1日時点では小学校児童数が32人、中学校生徒数が23人となっています。また、それぞれの学級数は児童・生徒数に応じて級数を増減させながら対応しています。

北海道中標津支援学校の在籍者数は、令和5（2023）年5月1日時点で3年生が1人です。

北海道白糠養護学校の在籍者数は、令和4（2022）年時点で0人となり、同年度末に閉校しました。

北海道釧路養護学校の在籍者数は、令和5（2023）年5月1日時点で小学部が2人となっています。

北海道釧路鶴野支援学校の在籍者数は令和5（2023）年5月1日時点で中学部が0人、高等部が2人となっています。

日本体育大学附属高等支援学校は平成29年に開校し、令和5（2023）年5月1日時点での在籍者数は2人となっています。

■ 弟子屈町の特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移

単位：学級・人

		平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
小学校	学級数	6	8	9	9	10	12	13	9	11	11
	児童数	10	14	13	14	24	37	39	29	32	32
中学校	学級数	2	4	3	3	3	3	3	5	5	5
	生徒数	3	4	5	7	9	8	8	15	18	23

(資料) 福祉課 各年5月1日時点

■ 北海道中標津支援学校在籍者数の推移

単位：人

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
1年生	2	2	1	1	0	2	2	1	0	0
2年生	3	2	2	1	1	0	2	2	1	0
3年生	1	3	2	2	1	0	0	2	2	1

(資料) 福祉課 各年5月1日時点

■北海道白糠養護学校在籍者数の推移

単位：人

		平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
中学部	1年生	2	2	2	2	0	0	0	0	0	
	2年生	1	0	1	1	0	0	0	0	0	
	3年生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高等部	1年生	0	0	0	0	1	0	0	1	0	
	2年生	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
	3年生	0	0	0	0	0	0	1	0	0	

(資料) 福祉課 各年5月1日時点 (注) 令和4年度末に閉校

■北海道釧路養護学校在籍者数の推移

単位：人

		平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
小学部	1年生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2年生	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	3年生	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	4年生	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	5年生	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	6年生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
中学部	1年生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2年生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3年生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高等部	1年生	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	2年生	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	3年生	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

(資料) 福祉課 各年5月1日時点

■北海道釧路鶴野支援学校在籍者数の推移

単位：人

		平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
中学部	1年生	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	2年生	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	3年生	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
高等部	1年生	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	2年生	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	3年生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(資料) 福祉課 各年5月1日時点

■日本体育大学附属高等支援学校在籍者数の推移

単位：人

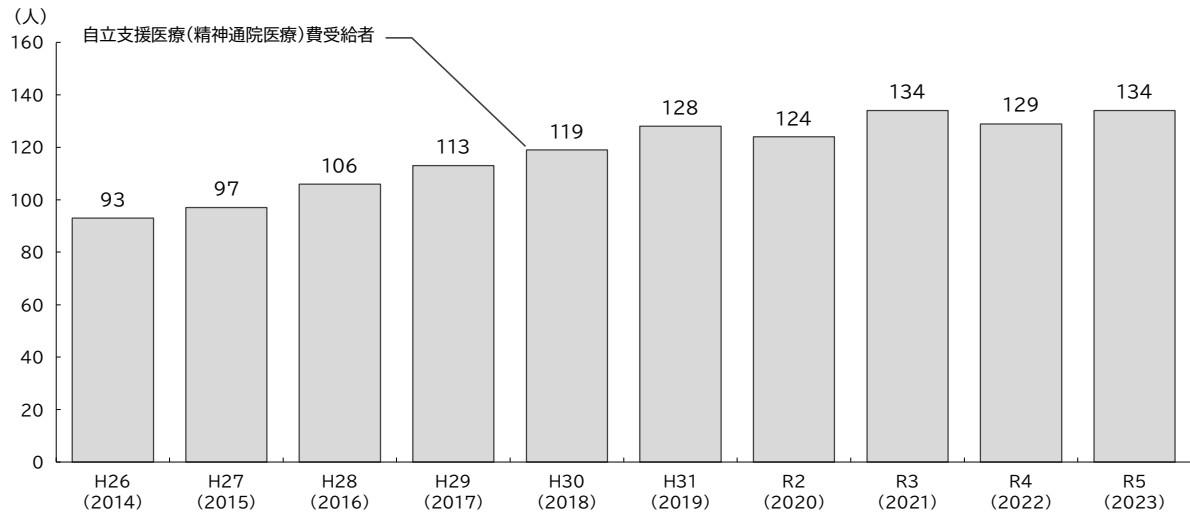
		平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
高等部	1年生				0	0	0	0	1	0	1
	2年生				0	0	0	0	0	1	0
	3年生				0	0	0	0	0	0	1

(資料) 福祉課 各年5月1日時点 (注) 平成29年に開校

(6) 自立支援医療（精神通院医療）の傾向

自立支援医療（精神通院医療）の費用を受給している人は、おおむね増加傾向で推移しており、令和5（2023）年3月31日時点では、134人となっています。

■弟子屈町の自立支援医療（精神通院医療）費受給者数の推移



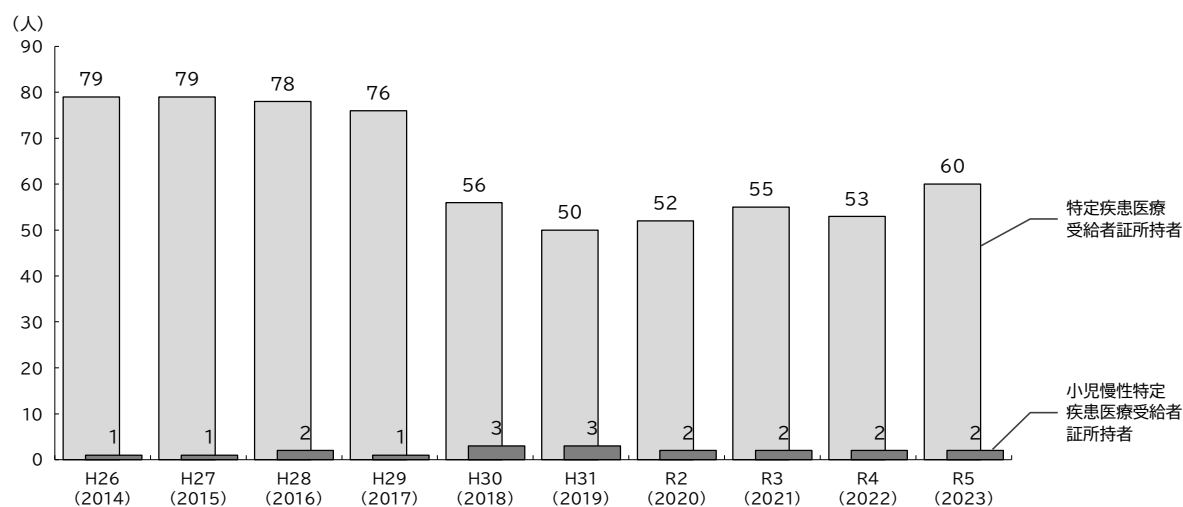
(資料) 福祉課 各年3月31日時点

(7) 難病患者の傾向

特定疾病医療受給者証所持者数は、平成29（2017）年までは70人以上いましたが、平成30（2018）年以降は50人程度で推移しており、令和5（2023）年3月31日時点では60人となっています。

小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数は、1～3人を維持して推移しており、令和5（2023）年3月31日時点では2人となっています。

■ 弟子屈町の特定疾病医療受給者証所持者数、小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数の推移



(資料) 福祉課 各年3月31日時点

(8) 経済的支援の傾向

① 手当等の支給実績の推移

特別障害者手当の支給実績は、減少傾向で推移しており、令和5（2023）年9月末日時点では3人となっています。

障害児福祉手当の支給実績は、平成29（2017）年以降は0人、経過措置による福祉手当の支給実績も0人で推移しています。

心身障害者扶養共済制度の加入等の実績は、おおむね横ばいで推移しており、令和5（2023）年9月末日時点では3人で、受給者数は令和3（2021）年から1人となっています。

■特別障害者手当の支給実績の推移

単位：人

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
受給者数	5	5	6	5	5	5	4	3	3	3

(資料) 福祉課 各年9月末日時点

■障害児福祉手当の支給実績の推移

単位：人

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
受給者数	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0

(資料) 福祉課 各年9月末日時点

■経過措置による福祉手当の支給実績の推移

単位：人

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
受給者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(資料) 福祉課 各年9月末日時点

■心身障害者扶養共済制度加入等の実績の推移

単位：人

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
加入者数	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
受給者数	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1

(資料) 福祉課 各年9月末日時点

② 医療費の助成実績の推移

自立支援医療（更生医療）費の受給者数は、各年度とも20人前後でおおむね横ばいに推移しており、令和5（2023）年8月末日時点は17人となっています。

また、重度心身障害者医療費の助成実績における延べ支給件数は、令和元年までは5,000件前後で推移してきましたが、令和2（2020）年に2,290件と減少した後、また増加して令和4（2022）年9月末日時点では4,408人となっています。

助成金額については、それまで1,000～2,000万円前後で推移していたものが、令和2（2020）年は一旦660万円程度に減少しましたが、その後令和4（2022）年9月末日時点では11,015千円となっています。

■自立支援医療（更生医療）費の支給実績の推移

単位：人

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
受給者数	21	17	19	20	22	17	18	17	19	17

（資料）福祉課 各年8月末日時点

■重度心身障害者医療費の助成実績の推移

単位：件・千円

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
延べ支給件数	4,812	4,586	4,618	4,634	4,871	5,311	2,290	4,589	4,408	
助成金額	22,028	20,300	19,606	14,681	14,488	13,843	6,608	13,135	11,015	

（資料）福祉課 各年9月末日時点

(9) 生活環境の状況

① 公共施設のバリアフリー化

本町にある既存の公共施設のうち、みはらし台こども館及びすずらんこども館は用途の変更により自治会館となり、東部こども館は廃止になりました。また、おひさま保育園は認定こども園ましゅうとなり、奥春別小学校は令和3（2021）年3月末日に閉校しました。

そのほかの公共施設のバリアフリー化の状況は、下記の表のとおりとなっています。今後も、障がい者が安心して利用できるよう各所のバリアフリー化を進めます。

■公共施設のバリアフリー化の状況（○：設置されている）

施設名	手すり (階段)	障がい者対応 トイレ	スロープ 出入口	エレベーター エスカレーター	障がい者用駐 車場	誘導用 ブロック
役場	○		○		○	
社会老人福祉センター	○	○	○			
図書館			○		○	
川湯屋内温水プール	○	○				
奥春別交流センター		○	○		○	
仁多交流センター		○	○		○	
屈斜路研修センター			○			
公民館	○	○	○			
川湯ビジターセンター	○	○	○	○	○	○
川湯農村センター		○	○			
摩周観光文化センター	○	○	○		○	
認定こども園ましゅう		○	○			
川湯保育園			○			
弟子屈小学校	○	○	○	○	○	
川湯小学校	○	○				
美留和小学校						
和琴小学校						
弟子屈中学校	○	○	○	○	○	
川湯中学校	○					

(資料) 福祉課 3月31日時点

② ボランティア団体の活動状況

令和5（2023）年5月1日時点の本町で障がいに関わるボランティア団体の人数は、各団体により微増減はありますが、合計人数で見ると令和2（2020）年の238人からやや減少して228人となっています。

また、「弟子屈高校摩周SVC」は令和5（2023）年10月に脱退しました。その他の団体の活動については、継続して取り組まれています。

■各ボランティア団体の概要

	団体名	人数	主な活動内容
1	ボランティアセンター（個人）	11人	ボランティアセンターとの共催事業の開催及び各種研修活動、大会への参加協力
2	めだか手話の会	7人	聴覚障がい者福祉活動への参加及び手話講習会の開催等
3	弟子屈点訳の会	4人	視覚障がい者や施設の要望に応じた点訳物の製作及び広報紙の点訳、配布等
4	弟子屈町女性ドライバークラブ	29人	交通安全週間等におけるドライバーへの街頭啓発運動の実施
5	弟子屈町 赤十字奉仕団	38人	道東ブロック研修会、地域防災訓練への参加及びリハビリ教室への支援等
6	きずなの会	10人	リサイクルショップ、フリーマーケット、収益金を寄附
7	待合室「みちくさ」	17人	異世代間交流を図るための待合室「みちくさ」の運営を実施
8	脳トレ摩周	15人	介護予防のための「脳トレ」の普及と指導や集会の運営などの活動
9	バルーンが摩周	17人	介護予防のための「がんバルーン」の普及と指導や集会の運営などの活動
10	ふまねっとサポーター 一九・三	23人	介護予防のための「ふまねっと」の普及と指導や集会の運営などの活動
11	菜の花会ボランティア部	26人	「ミニデイ」や「お茶会サロン」の運営などの活動
12	更生保護女性会	24人	一般ボランティア、イベント協力
13	布絵の会	7人	一人暮らしの高齢者の方に配布する布絵を創作する活動
	合計	228人	

（資料）福祉課 社会福祉協議会 5月1日現在

(10) 就労環境の状況

① 障がい者の求職・就業

新規求職申込件数の総数をみると、増減を繰り返しながら推移していますが、平成27（2015）年の411件と比べると令和4（2022）年4月1日時点は64件増えて475件となっています。

また、就職件数の総数をみると、平成27（2015）年の215件から、平成30（2018）年には301件まで増加しましたが、以降、減少しており、令和4（2022）年には218件となっています。

■障がい別の新規求職申込件数及び就職件数の推移

単位：件

		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
総数	新規求職申込件数	411	421	585	471	544	509	508	475
	就職件数	215	215	250	301	188	190	205	218
身体 障がい者	新規求職申込件数	132	130	151	121	164	150	129	109
	就職件数	63	57	59	66	59	40	38	45
知的 障がい者	新規求職申込件数	95	127	147	111	118	104	126	141
	就職件数	47	65	65	85	36	64	53	66
精神 障がい者	新規求職申込件数	137	105	212	156	184	180	191	179
	就職件数	85	71	94	112	73	65	92	85
その他の 障がい者※	新規求職申込件数	47	59	75	83	78	75	62	46
	就職件数	20	22	32	38	20	21	22	22

(資料) ハローワーク釧路管内 各年4月1日現在
※発達障がい、高次脳機能障がい等

② 民間企業の障がい者雇用

障害者雇用状況報告対象企業数は増加しており、平成27（2015）年の111企業から令和4（2022）年には45企業増えて156企業となっています。これにあわせて、達成企業も増加傾向にあり、平成27（2015）年の62企業（達成企業割合55.9%）から令和4（2022）年には31企業増加して93企業（達成率59.6%）まで増加しています。

また、法定雇用労働者数も増加しており、平成27（2015）年の14,596人から令和4（2022）年には3,777人増加して18,373人となっています。これにあわせて、雇用障がい者数も増加傾向にあり、平成27（2015）年の366人（実雇用率2.5%）から令和4（2022）年には200人増加して566人（実雇用率3.1%）まで増加しています。

■障害者雇用状況報告対象企業数に対する達成企業数と割合の推移

単位：企業

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
障害者雇用状況報告対象企業数	111	131	138	143	144	146	148	156
達成企業数	62	68	79	85	80	87	94	93
達成企業割合	55.9%	51.9%	57.2%	59.4%	55.6%	59.6%	63.5%	59.6%

（資料）資料：ハローワーク釧路管内 各年6月1日現在
※値は小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表したもの

■法定雇用労働者数に対する雇用障がい者数と実雇用率の推移

単位：人

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
法定雇用労働者数	14,596	16,848	17,543	17,880	18,159	17,986	17,952	18,373
雇用障がい者数	366	430	464	461	553	511	595	566
実雇用率	2.5%	2.5%	2.6%	2.6%	3.0%	2.8%	3.0%	3.1%

（資料）資料：ハローワーク釧路管内 各年6月1日現在
※値は小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表したもの

3 アンケート調査

(1) 調査概要

① 調査の目的

本調査は、障がいに関わる施策をまとめた本計画（弟子屈町障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）の策定にあたり、今後の障がい者福祉施策を推進していくための基礎資料の作成を目的に実施したものです。

② 調査の方法

調査票	調査手法
障がい者施策に関するニーズ調査 【障がい者票】	町内在住の障害者手帳をもっている方に対して、調査票を郵送配付・郵送回収して調査を実施。
障がい者施策に関するニーズ調査 【障がい児（保護者）票】	町内在住の0歳から18歳未満で障害者手帳をおもちのお子さんや、町の福祉サービスを利用されているお子さんのいるご家庭に対して、調査票を郵送配付・郵送回収して調査を実施。

③ 配付・回収 → 配付数等について、障害者手帳種別の内訳を追加

調査票	配付数	有効回収数	有効回答率
障がい者施策に関するニーズ調査 【障がい者票】	550票	277票	41.3%
障がい者施策に関するニーズ調査 【障がい児（保護者）票】	50票	18票	36.0%

④ 調査結果の見方

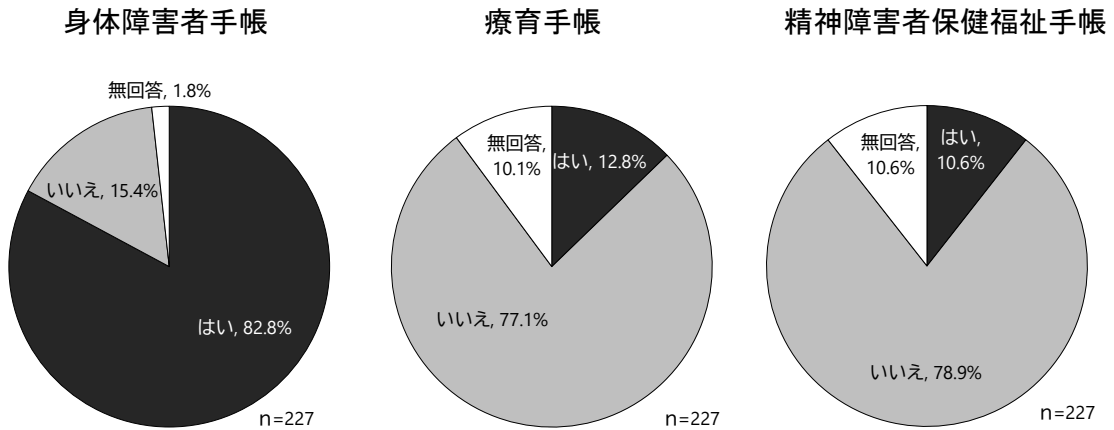
- ・比率はすべて百分比で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。
- ・基数となるべき調査数は、Nと表示しており、回答比率はこれを100%として算出しています。
- ・複数の回答が許されている設問においては、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(2) 調査結果

① 障がい者（18歳以上）票の調査結果について

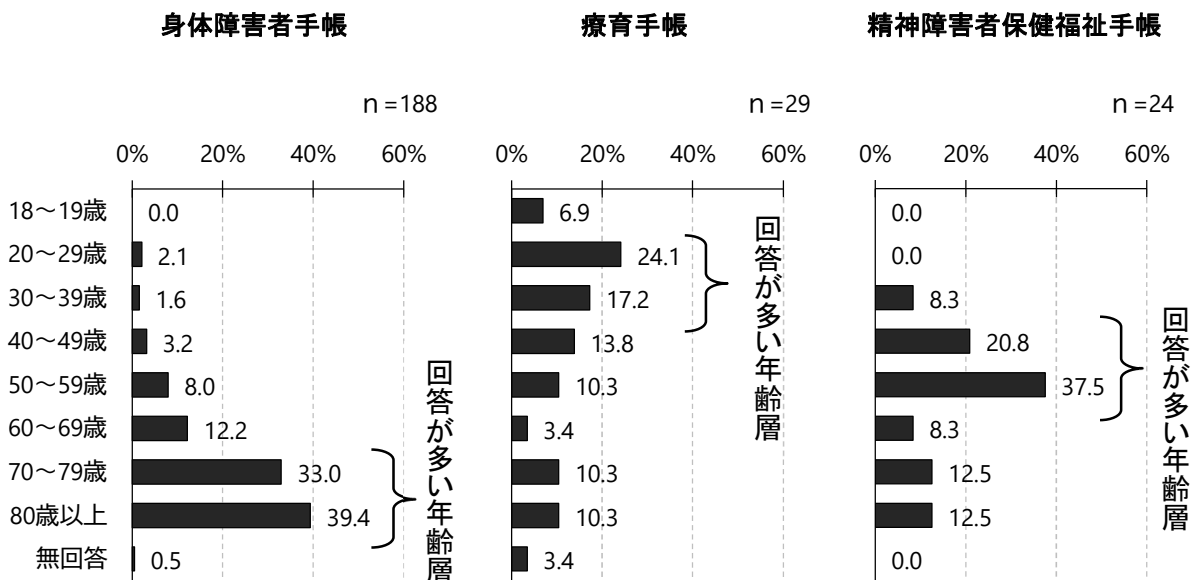
問 障害者手帳種別の所持状況について

障害者手帳種別の所持状況について、『身体障害者手帳の所持』は82.8%、『療育手帳の所持』は12.8%、『精神障害者保健福祉手帳の所持』は10.6%となっています。



問 年齢について

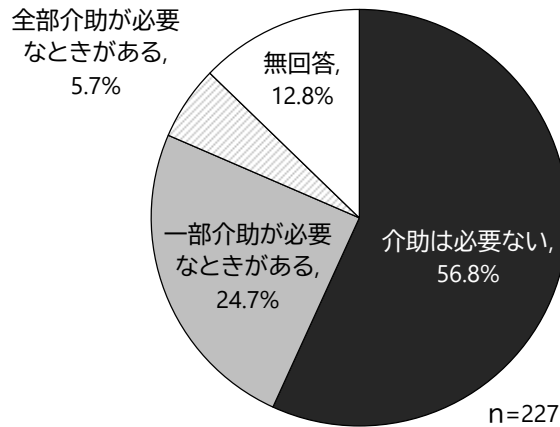
年齢について、『身体障害者手帳所持』は、70～80歳以上が、『療育手帳の所持』は、20～49歳が、『精神障害者保健福祉手帳の所持』は、40～59歳が主な回答者となっています。



問 日常生活で介助が必要なときについて

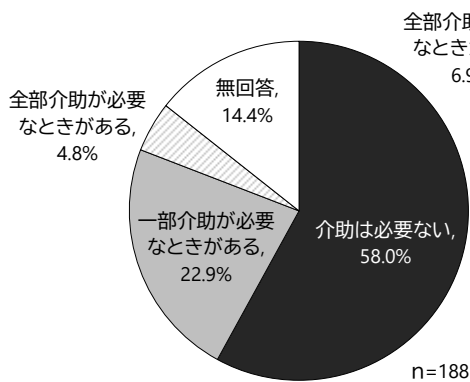
日常生活で介助が必要なときについて、「介助は必要ない」の回答が 56.8%と最も多く、次いで「一部介助が必要なときがある」が24.7%、「全部介助が必要なときがある」が5.7%となっています。

障害者手帳種別で、「一部介助が必要なときがある」と「全部介助が必要なときがある」を合わせた『介助が必要なときがある』でみると、療育が 51.7%で最も多く、次に身体が27.7%、精神が 25.0%となっています。

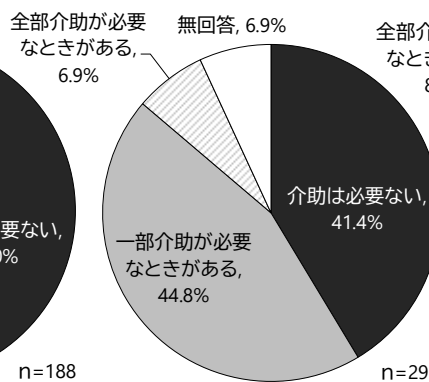


障害者手帳種別の集計結果

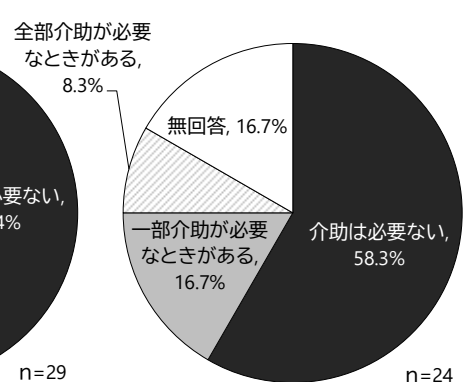
身体障害者手帳



療育手帳



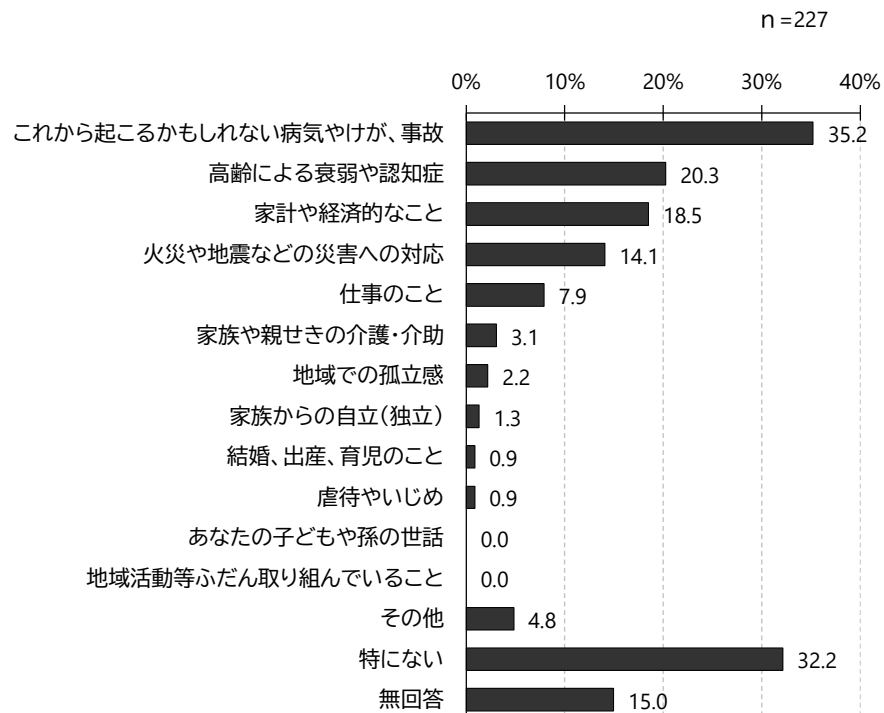
精神障害者保健福祉手帳



問 障がいに関すること以外の悩みや不安について

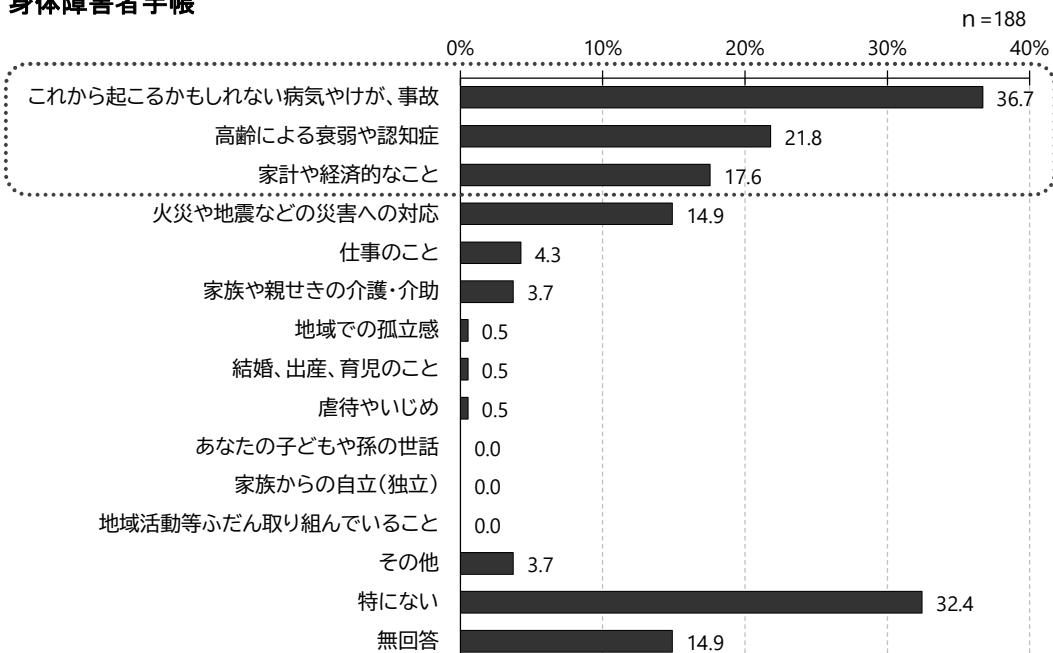
悩みや不安、困っていることについて、「これから起こるかもしれない病気やけが、事故」の回答が 35.2%と最も多く、次いで「高齢による衰弱や認知症」が 20.3%、「家計や経済的なこと」が 18.5%となっています。

障害者手帳種別にみると、精神は、「家計や経済的なこと」が 37.5%と多く、また「仕事のこと」も 25.0%と多くなっています。



障害者手帳種別の集計結果

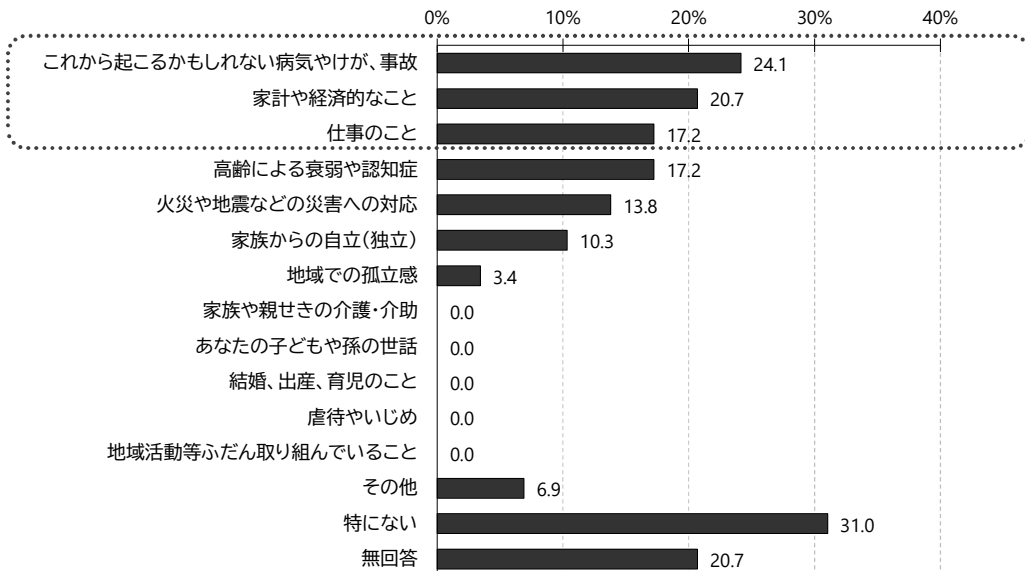
身体障害者手帳



障害者手帳種別の集計結果

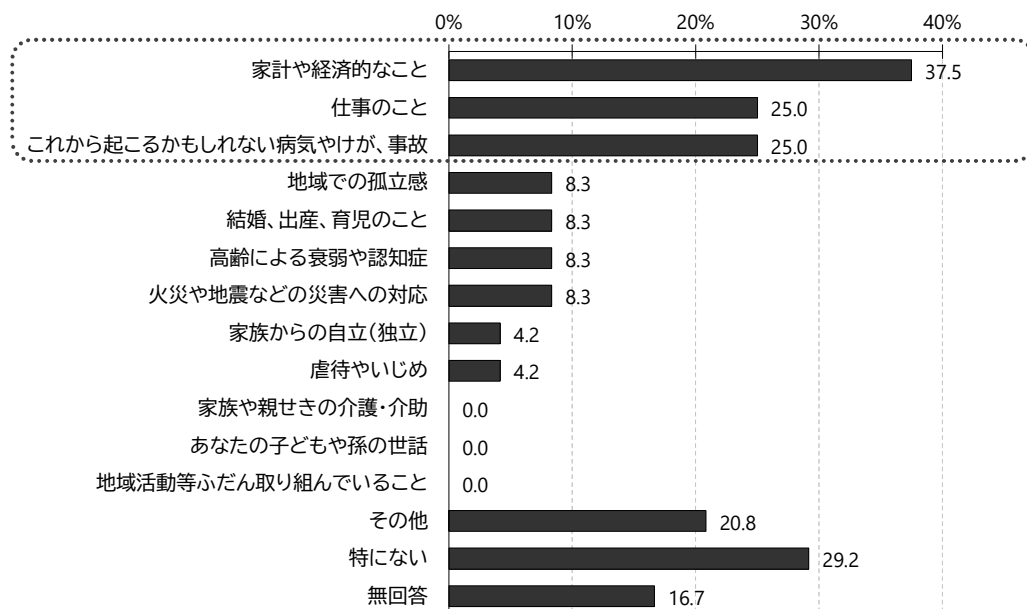
療育手帳

n=29



精神障害者保健福祉手帳

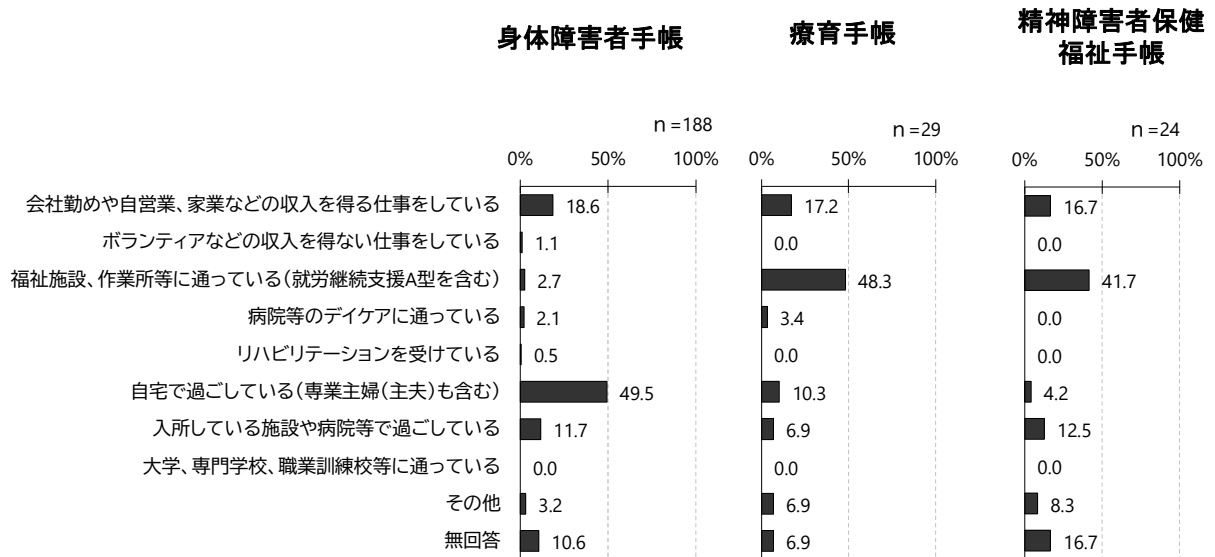
n=24



問 平日日中の過ごし方について

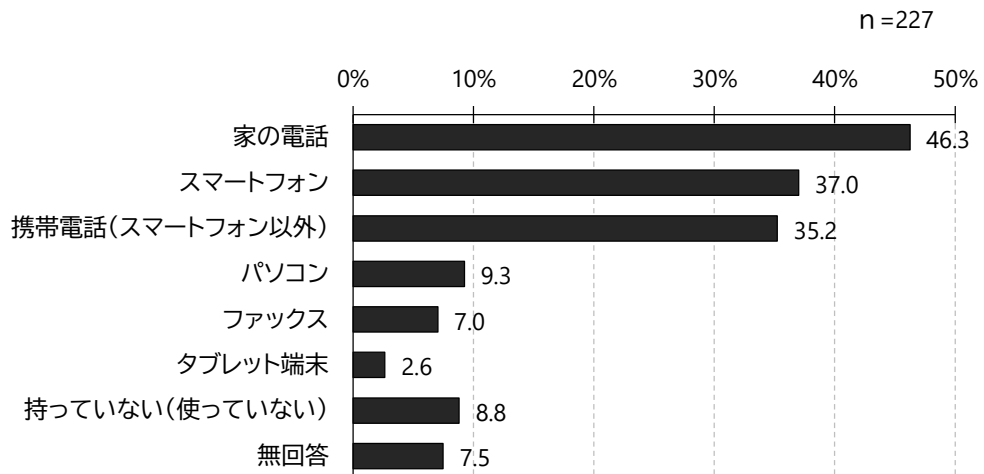
平日日中の過ごし方について、身体は、「自宅で過ごしている（専業主婦（主夫）も含む）」の回答が 49.5%と最も多く、療育と精神は、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援 A 型を含む）」の回答が最も多く、それぞれ 48.3%、41.7%となっています。

また、「会社勤めや自営業、家業などの収入を得る仕事している」の回答は、いずれの障害種別でも 2 割弱となっています。



問 使用している通信機器の状況について

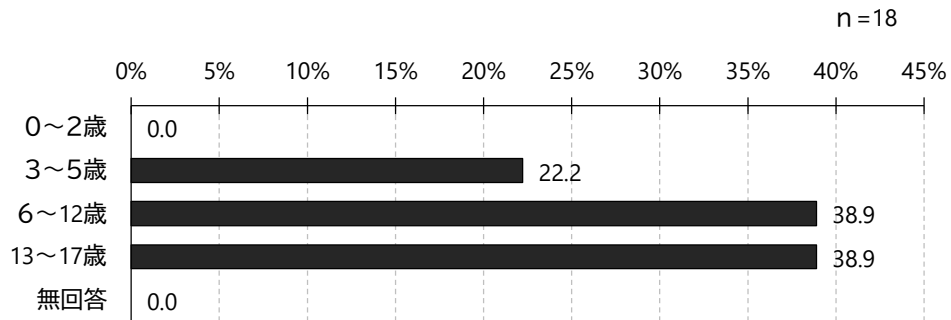
使用している通信機器の状況について、「家の電話」の回答が 46.3%と最も多く、次いで「スマートフォン」が 37.0%、「携帯電話（スマートフォン以外）」が 35.2%となっています。



② 障がい児（18歳未満）の保護者票の調査結果について

問 回答者の子どもの年齢について

回答者の子どもの年齢について、「6～12歳」と「13～17歳」がそれぞれ38.9%と最も多く、次いで「3～5歳」が22.2%となっています。



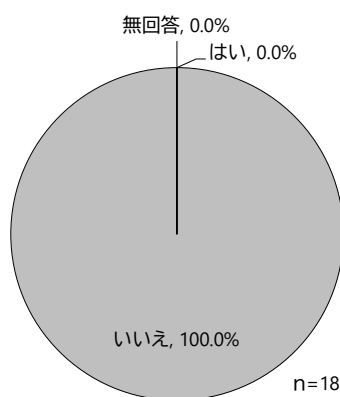
問 障害者手帳種別の所持状況と診断や認定を受けたことがあるものについて

障害者手帳種別の所持状況について、『身体障害者手帳』と『精神障害者保健福祉手帳』はもっている人がおらず、『療育手帳』は55.6%となっています。

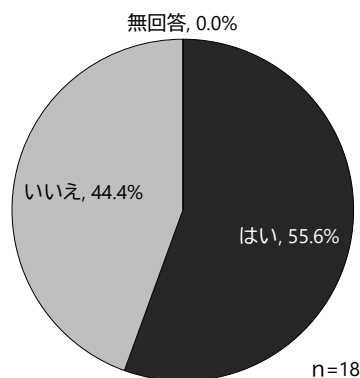
また、診断や認定を受けたことがあるものについて、「発達障がい」が72.2%となっています。

さらに、「発達障がい」と回答した方の子どもの症状として、「自閉スペクトラム症」の回答が69.2%と最も多く、次いで「AD/HD（注意欠陥多動性障がい）」が61.5%、「学習障がい」が38.5%となっています。

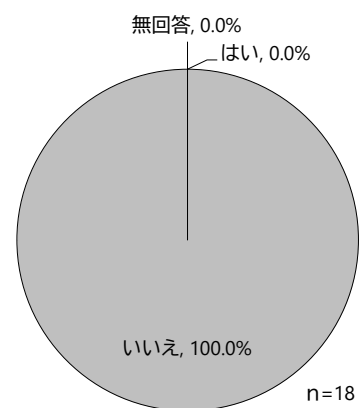
身体障害者手帳



療育手帳

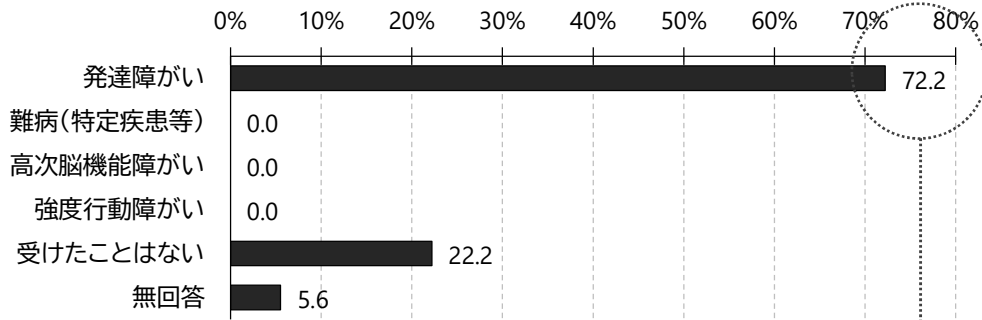


精神障害者保健福祉手帳



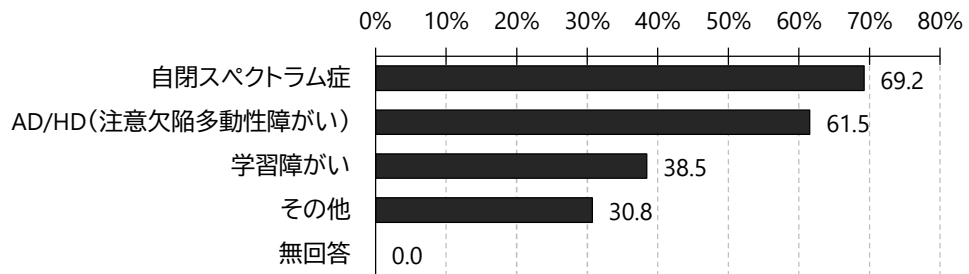
診断や認定を受けたことがあるもの

n = 18



発達障がいの症状

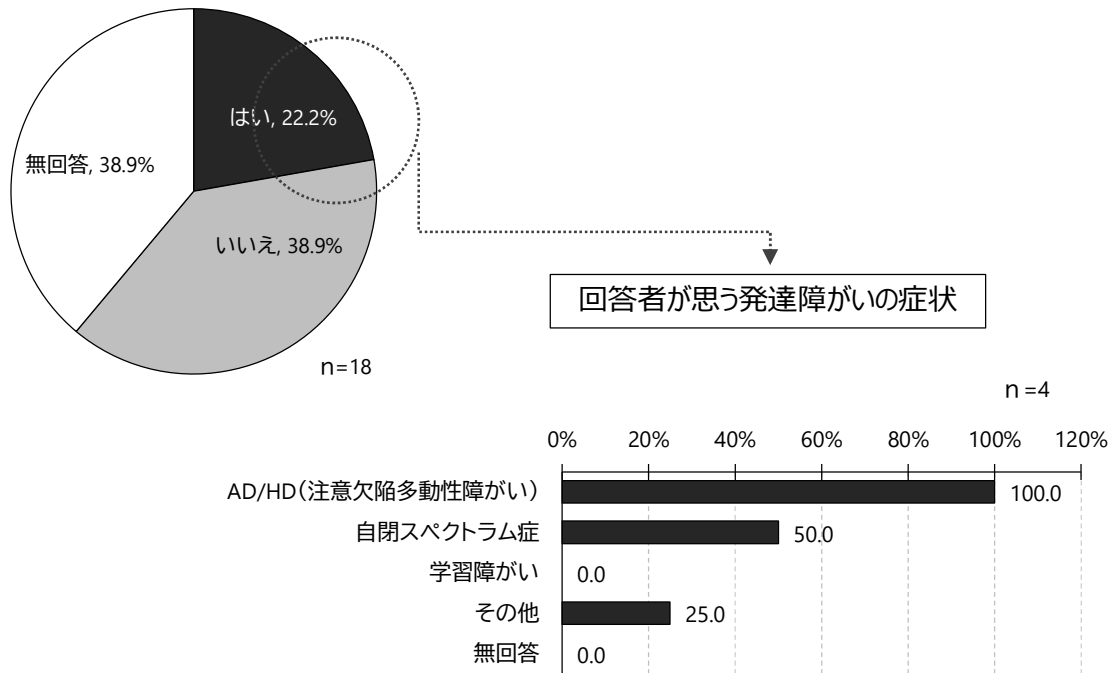
n = 13



問 発達障がいの確定診断を受けていないが、医師や保健師等からその傾向や症状がうかがえる、または、家族がそう感じるなどの「グレーゾーン」だと思うかについて

発達障がいの確定診断を受けていないが、医師や保健師等からその傾向や症状がうかがえる、または、家族がそう感じるなどの「グレーゾーン」だと思うかについて、「はい」が22.2%、「いいえ」が38.9%となっています。

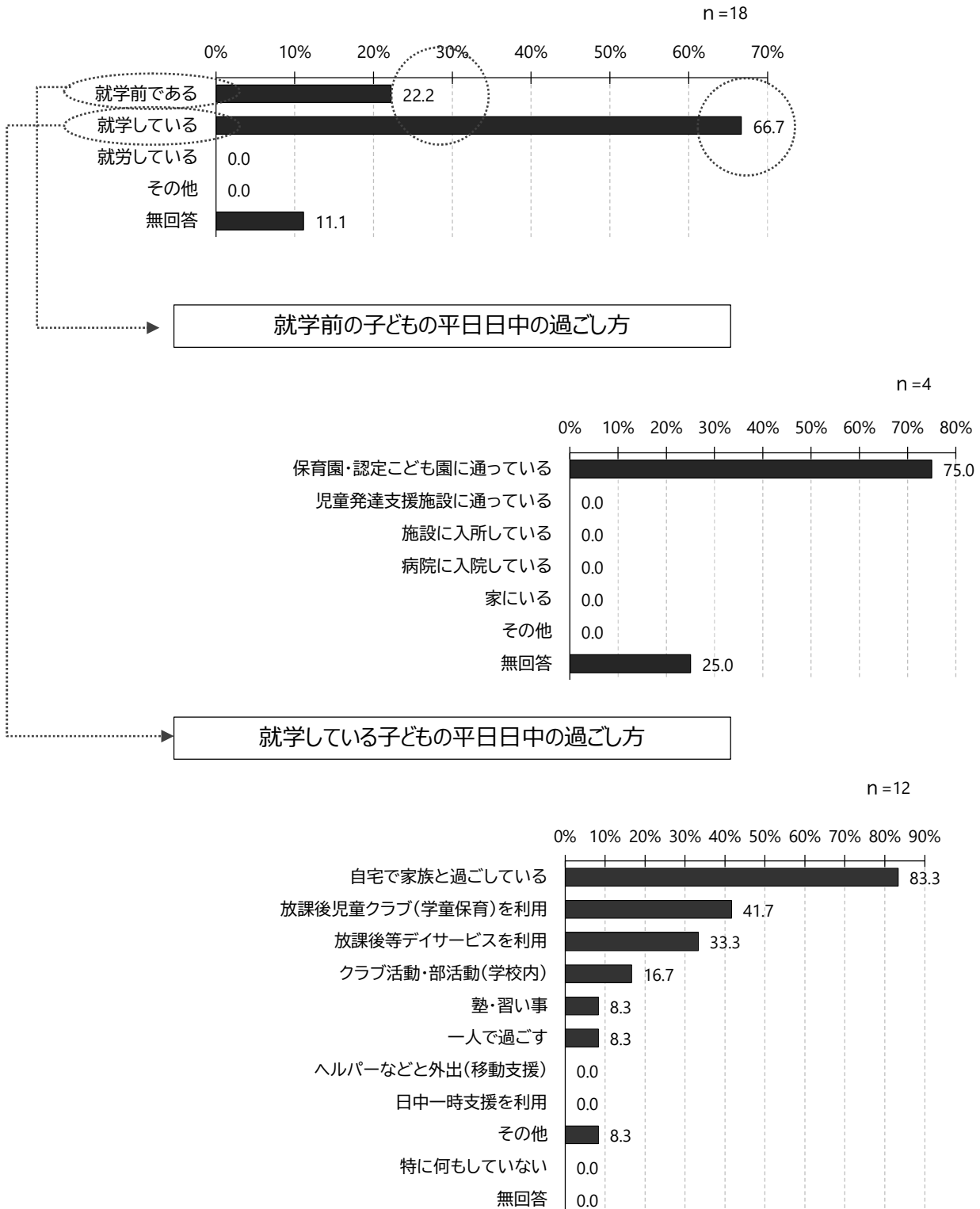
また、「はい」と回答した方が思う子どもの症状は、「AD/HD（注意欠陥多動性障がい）」の回答が100.0%、次いで「自閉スペクトラム症」が50.0%、「その他」が25.0%となっています。



問 子どもの平日日中の過ごし方について

「就学前である」と回答した方の子どもの平日日中の過ごし方について、「保育園・認定こども園に通っている」の回答が75.0%となっています。

また、「就学している」と回答した方の子どもの平日日中の過ごし方について、「自宅で家族と過ごしている」の回答が83.3%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）を利用」が41.7%、「放課後等デイサービスを利用」が33.3%となっています。



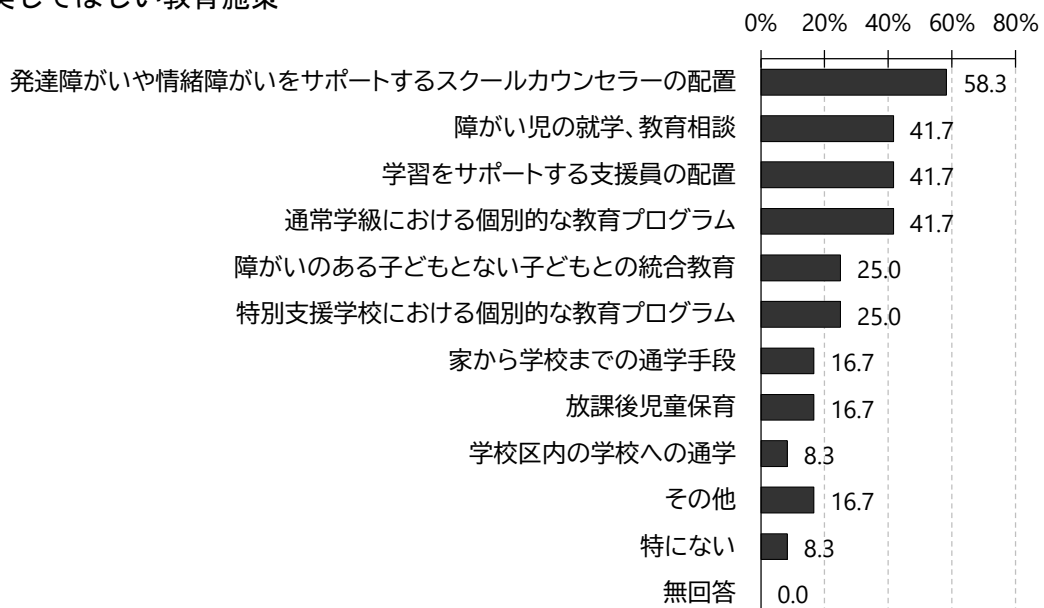
問 充実してほしい教育施策及び今後希望する保育・教育環境について

「就学している」と回答した方の子どもの保護者が充実してほしいと思う教育施策について、「発達障がいや情緒障がいをサポートするスクールカウンセラーの配置」の回答が58.3%と最も多く、次いで「障がい児の就学、教育相談」と「学習をサポートする支援員の配置」、「通常学級における個別的な教育プログラム」がそれぞれ41.7%となっています。

また、「就学前である」、「就学している」と回答した方の子どもの保護者が今後希望する保育・教育環境について、「保育や教育現場の職員の障がいに対する理解」の回答が87.5%と最も多く、次いで「保育園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校における支援の引継ぎや連携」が81.3%、「障がいの内容・程度に合った教育・保育の充実」が75.0%となっています。

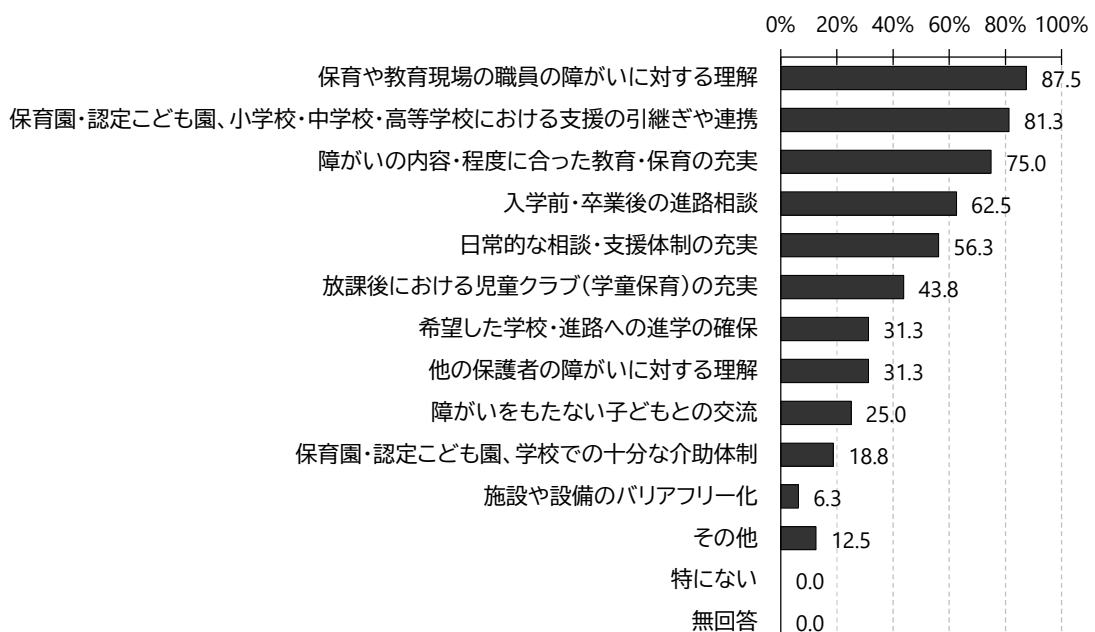
充実してほしい教育施策

n=12



今後希望する保育・教育環境

n=16



4 事業所ヒアリング

(1) 調査概要

調査概要		
調査目的	「弟子屈町障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」策定のための町の現状把握	
調査結果の活用方法	策定委員会における検討用資料及び計画への一部反映	
調査実施日	令和5（2023）年10月3日（火）	
調査対象機関	16:00～16:45	社会福祉法人てつなぎ
調査実施日	令和5（2023）年10月4日（水）	
調査対象機関	10:30～11:00	弟子屈町子ども発達支援センター もくば
	9:00～10:00	一般社団法人ゆっくりん

(2) 調査の結果（一部抜粋・編集）

① 社会福祉法人てつなぎ

項目	意見・要望・課題など
事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁当屋「てつなぎ工房」、シイタケ栽培を継続的に実施。 ● 道の駅で物販を展開し、売上も好調。 ● 便利屋として、清掃業務やいちごの箱折り作業やつた切りなどを実施。 ● 利用者も職員も高齢化が進み、人材不足もあり、できることの範囲が狭まってきている。
利用者の動向	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者は固定化しており、新規利用者は年間2～3人程度。 ● 新規の利用者へなかなかつながらない。
地域等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内の農家が高齢化しているので、何か手伝いで関われないかと考えている。 ● 障がい者枠の就職は年に1件あるかないか。 ● 町内の民間企業と連携して障がい者への理解を深めながら進めていく。

② 弟子屈町こども発達支援センター もくば

項目	意見・要望・課題など
事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 健診の事業は変わらず実施している。 ● 早期発見・早期対応のため乳幼児健診にも参加・協力している。 ● 保護者相談研修会を実施（年3回）、専門機関の先生を呼んで保護者の悩みをうかがうこともしている。 ● 必要に応じて、学校やこども園、児童クラブとケース会議を随時開催している。 ● 必要な職員数は確保できている。
利用者の動向	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達の遅れがある子どもが多いと感じる。 ● 障がいをもつ子どもの家族が、他市町から転入していることが多いという印象はない。 ● 保護者は教育を望んで来るので、比較的前向きな親が多い印象がある。
保護者の悩み	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労で悩んでいる親は多く、就労先が見つからない、就労しても続けられないなどの理由から、ひきこもりになってしまっている傾向がある。
学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● ケース会議を開催することで、学校との情報共有はできている。 ● 情緒面や対応面でもう少し先生と密に情報共有できればと思うが、お互いに忙しい。

③ 一般社団法人ゆっくりん

項目	意見・要望・課題など
事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 昨年パン屋を開始し、外販（標茶と弟子屈と川湯）と直売、道の駅で実施している。 ● 弟子屈町には農家が多く、農福連携が何かできないかと考えるが、夏場だけの作業のため冬場の活動がなく収益につながらない。 ● 弁当配達で見守り支援につながり社会貢献につながっているが、設備投資に苦慮しており、補助金があればと思う。 ● 介護保険制度と障がい福祉制度が交わるが、介護保険が優先されてしまう、なかなかうまく調整できない。
利用者の動向	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援学校に通っている子どもが不登校になるケースが出てきている。 ● 不登校の子どもは発達や精神を患っているケースが多いと感じる。 ● 学校に行けない子どもの家以外の居場所や学習の機会が提供できる施設があるとよい。 ● 相談支援事業利用者がわずかに増加している。 ● 就労支援B型の利用者の高齢化が進み、50代が増えている。 ● 放課後等デイサービスの利用者のうち、発達障がいの人が増えている。
地域等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援会議や自立支援協議会のケース会議は今でも出席しており、情報供給ができています。 ● どの支援ともつながっていない障がいのある人は、地域で孤立しているかもしれない。 ● 以前はフリーマーケットなどを開催し、交流や支援につなげられる機会があったが、今は気軽に参加できるようなイベントがない。

5

現状と傾向、課題のまとめ

① 増加傾向にある療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者 障がいのある人が自分らしく幸せに生きていくために必要な周囲の人、支援する人の 意識の醸成が重要

本町の障害者手帳所持者は、身体障害者手帳所持者が減少傾向で推移し、療育手帳所持者は増加傾向で、精神障害者保健福祉手帳所持者は増減を繰り返していますが、近年は増加傾向で推移しています。また、療育手帳所持者には発達障がいの子どもの子どもも含まれ、アンケート調査結果では、7割以上の子どもが発達障がいと診断・認定されています。さらに、発達障がいの診断・認定を受けていないが、その症状や傾向があると思われる子どもは2割程度となっています。

本町の総人口の推移をみると、人口減少、少子化・高齢化が進行しており、全国の傾向と同様に、今後も療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加し続けることが推測されます。

療育（発達障がいも含む。）と精神の障がいは、当事者が抱える悩みや苦しみとともに、保護者や家族、周囲の人との意思疎通やコミュニケーションにおいても、相互の理解が求められます。障がいのある人とその周りの人が心身ともに健康で、差別や嫌な思いをすることなく、自分らしさをもって幸せに生きていけるまちづくりを進めていく必要があります。

そのためにはまず、当事者とその周りの人たちが一人で悩みや不安を抱え込まないよう、相談支援の充実が求められます。次に、そうした支援や手助けがあることを周知するための情報発信の充実・強化が重要で、さらに、多くの人の障がいに対する理解と意識の醸成を高めていく必要があります。

② 福祉サービス等の情報発信への工夫・配慮の充実

近年の社会情勢から、パソコンやスマートフォンの普及により、多くのサービスや情報がインターネット上で発信されるようになりました。

これにより、これまで紙面で発信されてきた町の広報や支援・サービス情報も町のホームページやSNS等から発信されるようになり、今後もデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進もあり、情報発信体制はますます強化されていくことが想定されます。

このような状況下にあっては、障がいに関する情報の取得に差が生じたり、受け取る情報の速さに対応が遅れてしまうことがないように、障がいを取り巻く環境も同時に整備していく必要があります。

アンケート調査結果では、障がいのある人でスマートフォンを利用している人は4割弱となっており、障がいの種別によっても取得しやすい手段はそれぞれ異なることから、障がいのある人へのインターネットの利用普及と情報発信手段の多様化を同時に進めていく工夫が求められます。

③ 教育環境に求められる学習サポートの充実の必要性の高まり

全国で発達障がいのある子どもが増加傾向にあることから、教育環境や学習方法について、変化が求められています。その1つとして、学校などの教育環境において、障がいの有無にかかわらず児童・生徒がともに学ぶ環境づくりを進めるインクルーシブ教育の推進が求められています。

アンケート調査結果から、子どもの保護者が教育施策に求めることとして、スクールカウンセラーや学習サポート支援員の配置に高いニーズがあることがうかがえます。また、保育や教育現場の職員の障がいに対する理解への希望も高いことから、教育に携わる職員の理解の促進とともに、学習サポート体制の強化を検討していくことが求められます。

④ 障がいのある人の自立、就労、居場所づくりへの取組の重要性の高まり

療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者は若年層から現役世代に多く、本町においてもその傾向がうかがえます。

アンケート調査結果から、これらの障がいのある人の日中の過ごし方として、2割弱は働いており、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の約4～5割は福祉施設や作業所に通っています。今後、当事者が高齢となり、その保護者や家族の介助が困難になった場合のことを考え、当事者本人の希望に沿った自立や居場所づくりを計画的に検討していく必要があります。また、同調査結果では、障がいのある子どもの保護者のうち、9割以上が将来、自立して暮らしてほしいと回答しています。

そのためには、就労を希望する障がいのある人への就労サポートの充実や、家族が安心できる障がいのある人への住居や居場所の確保が求められます。

⑤ 介助者をはじめ、支援する人々への負担軽減の重要性の高まり

全国的に、少子化・高齢化の進行や核家族化が進むことなどが一つの要因となり、福祉的な支援を必要とする人の抱える問題は、複合的かつ複雑化してきています。特に、生活困窮、ダブルケア、ヤングケアラーなどは近年、社会問題として注視されており、相談支援を中心にサポート体制の強化が進められています。

介助者や家族がより相談しやすい雰囲気づくりや身近な相談体制を確保していく必要があります。同時に介助者へのフォローとして、事業所の体制の充実や適切なサービスにつなげていく仕組みづくりなども求められます。加えて、関係者や関係機関とのネットワークの強化や負担軽減につながる取組を推進し、町全体で一体となって障がいのある人とその支援者へのサポート体制を充実していくことが重要です。

⑥ 障がい福祉サービスの充実に向けた事業所等との連携強化

全国で福祉の担い手不足や地域活動団体の高齢化が進んでいる中、事業所ヒアリング調査結果から本町の実状についてみると、人材不足や職員の高齢化などが進んでおり、福祉の担い手そのものが十分補われていない可能性が懸念されます。

障がい福祉サービスが、これからも十分なニーズ量を提供し続けられるよう、今後は、事業所の課題とそれに対する取組や工夫などに対して、行政や関係機関さらには事業所間でも情報共有や連携を強化して取り組んでいく必要があります。

また、同調査結果からは、放課後等デイサービスの充実をはじめ、増加傾向にある発達障がい児とその保護者が安心して暮らせる環境づくりも求められています。

第3章

基本的な方向性

1

基本的な視点

本計画の施策を検討・調整するにあたっては、社会情勢や国の動向など、障がい者を取り巻く変化を把握し、本町における障がい福祉施策とする必要があることから、次の9の基本的な視点を踏まえた計画としています。

① 重層的支援体制整備事業に関わる『福祉総合相談窓口』の周知・活用【要検討】

令和3年度から新たに設置した『福祉総合相談窓口』について、その内容や方針をはじめ、その他の相談支援との連携体制などわかりやすく整理し、障がいのある人にも気軽に利用しやすい機能となるよう努めるとともに、活用促進に向けた周知に取り組みます。

② DX化、情報アクセシビリティを視野に入れた取組の展開

デジタル技術の急速な進展は、人々の生活スタイルを変化させ、様々な業務の効率化が期待されることから、地方自治体の業務システムの見直し（DX化）にまで展開しています。

そのため、障がいのある人の生活や行政手続についても、今後は可能な範囲で段階的に変化していくこととなります。

これにより、これまで情報が届きにくかった支援先に情報が行きわたる、コミュニケーションツールの選択肢が増えるなどのメリットがある一方で、様々なかたちで支援が必要な障がいのある人の中には、情報格差が生じてしまうリスクがあります。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づく情報アクセシビリティとは、前者の前向きな期待を込めた取組ですが、後者の懸念への対策として、デジタル機器の操作方法等を支援する、意思疎通支援の担い手育成や環境整備等を同時に展開します。

③ 届ける支援（アウトリーチ）の拡充と全町民の意識の醸成

町の方針や施策のほか、社会福祉協議会、事業者が提供している各種サービスが、当事者や支援を必要とする家庭に行き届く必要があると考えます。

支援を届ける先は、障害者手帳を所持している町民のみならず、昨今では複合的な悩みや困難を抱える町民、さらにはひきこもりに悩む人やその家族など、本人が気づかずに支援を必要としている潜在的なケースも増えていると推察します。

そうした方々にも、適切なタイミングで情報が提供できるようアウトリーチに努めるべく、職員をはじめ全町民まで、意識の醸成が図れるよう、啓発や広報等活動の工夫・発展に取り組みます。

④ 差別解消、虐待防止、後見人制度などの内容の更なる充実が必要

国では、男女共同参画の観点や、「こどもまんなか社会」を目指すこども政策の推進など、社会の構成員要素をさらに細分化・具体化して捉え、その取組を推進しています。

障がいに関わる内容においても、「障害者基本計画（第5次）」で、「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」の内容がより具体的に示されています。

また、これまでも長く取り組まれてきた差別・虐待の防止策に対して、差別・虐待が依然としてなくなることはない現状を踏まえ、様々な機会を通じて、障がいのある人やその家族等に対する合理的配慮のある対応や、障がい及び障がい者への理解を深めるよう努め続ける必要があります。

さらに、障がいのある人とその家族の高齢化が進む中においては、認知症等を併発する可能性が高まる前に成年後見人等を指定するなど、あらかじめ対応を講じる必要があることから、本計画においても成年後見制度の推進をより一層重要な取組として推進します。

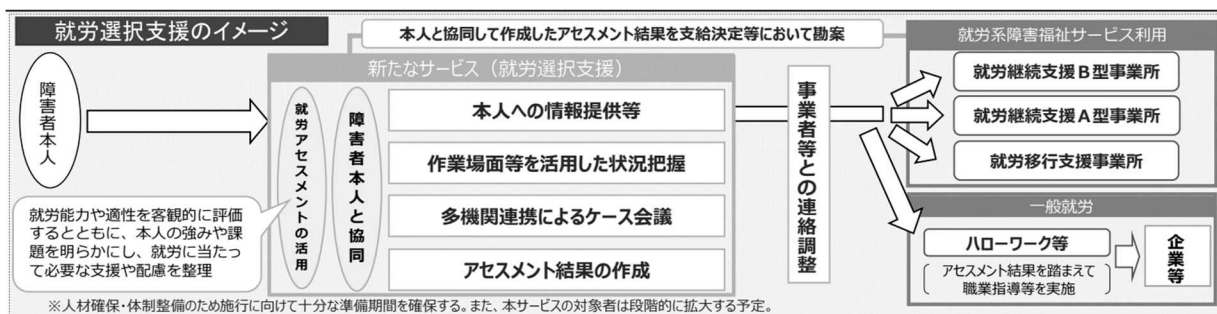
⑤ 障がいのある人の就労ニーズに合わせたよりきめ細かい支援体制を整備【要検討】

就労を希望する障がい者側のニーズや社会経済状況が多様化している中、働き方や就労先の選択に結びついていない、あるいは、必ずしも質が担保されていない等の理由により、就労移行の過程や就労後の定着支援にも重点が置かれています。

国では、障害者総合支援法及び障害者雇用促進法の一部改正による就労の見直しから、「就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化」を検討しています。（下図参照）

あわせて、障がい者と事業者の適切なマッチングと継続したサポート体制が重要であり、効果的であることが考えられます。

■【参考図】就労選択支援のイメージ



出典：厚生労働省『社会保障審議会障害者部会（第134回）資料3』（令和5年1月16日）から、「2-①就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等」のうち、「就労選択支援のイメージ図を抜粋」

⑥ 学習を支援する専門員の配置・加配の検討

全国で発達障がい、情緒障がいのある、又はその可能性がうかがえる子どもは増加傾向にあり、本町においても同様の傾向がみられます。

子どもの発達の段階には個人差があり、適切な処置や対応がその後の発達に大きく影響します。

特に、学力や社会性を育む学校での過ごし方は重要であり、学習サポートや対人関係、精神状態の安定を保つ上で、専門員の配置は欠かせなくなっています。

今後、インクルーシブ教育システムの構築の推進も踏まえ、スクールカウンセラーの配置や学習支援員の養成・配置などを検討するべく、まずは、子どもたちや学校運営の実態把握に努めます。

⑦ 文化芸術への参画機会の積極的な展開を見据えた取組の追加

国の「障害者基本計画（第5次）」では、障がい者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できるよう、様々な支援や整備を進めることが「共生社会の実現」に向かうと示しています。

本町においても、障がいのある人が町民とともに地域の文化芸術に触れることで、社会参画につながる取組の拡充も視野に入れ、方針を検討することも重要であると考えます。

特に、コミュニティ・スクールを通じて、学校と地域が交流するイベント等へ参加する機会を設けるなど、町主体以外の地域活動支援の展開に向けて検討・調整します。

⑧ 中長期的な安心・安全なまちづくりに向けた取組の検討

町ではこれまで、バリアフリーやユニバーサルデザイン化、住宅改修等を進めてきました。障がいのある人とその保護者の高齢化が進む中、移動支援はますます重要なサービスとなっていきます。

さらに、国では、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承を掲げ、「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」を引き続き発展させるよう理解促進に継続して取り組むこととしています。また、障がいのある人の地域移行と自立した生活が推進される中、グループホームなどの共同住宅の整備も促進が求められることから、引き続き現状の把握と計画的な取組として推進します。

⑨ 災害等、緊急時の対策強化についての内容の充実

これまで町では、主として災害時等の避難対策に関する取組内容を推進してきましたが、これからは、避難先での要支援者に配慮した適切な備えの充実についても、計画的に取り組むべき内容として本計画で具体的に取り組みます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症流行のような社会全体の機能が停滞してしまう状況においては、可能な限りサービス提供が維持されるよう、事業者のBCP（事業継続計画）策定をはじめとした各機関等の機能維持の見直しや検討も必要です。

加えて、現時点での新型コロナウイルス感染症の予防対策が継続している「新たな社会（ニューノーマル）」における安全・安心な環境づくりに取り組みます。

2

基本理念

本計画の基本理念は、前期計画の考えを尊重するとともに、社会情勢や国、道の動向、町の実情を踏まえたものとし、障がいのある人とその家族、支援者、関係機関等が一体となって障がい者支援を推進するまちづくりをイメージしたものと、『子ども親も若者も、誰もが安心して暮らし、社会に参加しやすい支えあいのまちづくり』を今後、6年間の基本理念とします。

子ども親も若者も、誰もが安心して暮らし、 社会に参加しやすい支えあいのまちづくり

前期計画の基本理念である『かけがえのない一人ひとりの生き方を大切に、支えあうまちづくり』では、以下の5つの考えをもつ人が増えていくことを目指してきました。

- 障がいのある人や障がいについて正しく理解する人
- 一人ひとりがかげがえのない存在であると理解する人
- お互いに支えあいながら、そしてお互いに尊重しながら生活する人
- 自分らしく生きることを大事にする人
- 「ノーマライゼーション」社会の実現を目指す人

本計画においても、この考えを大切に、 “支えあいのまちづくり” を推進します。

また、発達障がいを心配する子どもをはじめ、障がいのある子どもたちが夢をもって健やかに成長し、安心して社会で暮らしていけるよう、子どもたちのライフステージにおける切れ目ない支援と教育環境の充実、そして、その家族や支援者、関係機関等への支援が持続的に行える支援体制・連携体制の充実を目指します。

さらに、これから社会に参画する子どもや若者も、すでに社会に参画している障がいのある人も、誰もが安心して社会に関わり続けられるまちづくり、地域づくりを目指すために、就労支援をはじめ、町民の障がいへの理解を深める機会づくりを充実させるなど、障がいのある人の自立心や自尊心の育みに向けた取組を推進します。

3 基本目標

本計画の基本理念である『子ども親も若者も、誰もが安心して暮らし、社会に参加しやすい支えあいのまちづくり』の実現に向けた取組を推進するために、3つの基本目標を設定し、それぞれの基本目標に基づいた施策を推進するものとします。

基本目標1

あなたとともに、自分らしく生きていく

障がいのある人が自分らしく生きていけるよう、必要な情報や支援の提供などをはじめ、町民が障がいや障がい者、福祉への理解を深め、差別や社会的障壁のない誰もがともに歩いていく意識の醸成を目指します。

また、発達が心配な子どもや障がいのある子どもへの療育・教育環境を整え、子どもたちの健やかな成長を支援します。

基本目標2

地域で誰もが手を取りあって、いきいきと活動していく

障がいのある人が地域で自立して暮らしていく、又は支えあい・助けあいながら生活していけるよう、就労や地域活動、芸術、スポーツなど様々な社会参加の機会を充実させるとともに、福祉活動における人材育成・確保に努め、いきいきとした地域づくりを目指します。

また、保健・医療機関との連携を強化し、日ごろからの健康づくりや障がいの予防、重度化防止を推進し、いつまでも元気に過ごせる心身の健康維持・向上を目指します。

基本目標3

弟子屈町で安全に安心して暮らしていく

弟子屈町でこれからも安全に安心して暮らしていけるよう、暮らしをサポートするサービスの適切な提供を行うとともに、防災体制、感染症対策などをはじめ、町内の施設や住まいのバリアフリー化を進め、障がいのある人にもやさしいまちづくりを目指します。

4

施策の体系

基本目標1 あなたとともに、自分らしく生きていく

(1) 情報提供や相談体制の充実

- ① デジタル機器の利用を含めた広報・情報の提供
- ② 相談体制の整備・充実

(2) 障がいに対する理解と周知の促進

- ① 福祉教育・福祉学習の充実
- ② 啓発・広報の推進
- ③ 権利擁護の推進
- ④ 差別及び虐待防止の推進

(3) 療育・教育の充実

- ① 障がいの早期発見に向けた体制の充実
- ② 療育・発達支援体制の整備
- ③ 障がいのある子どもの地域生活・家庭への支援
- ④ 障がい児教育・卒業後の進路相談等の支援

基本目標2 地域で誰もが手を取りあって、いきいきと活動していく

(1) 雇用・就労の支援

- ① 日中活動への支援
- ② 就労の促進
- ③ 障がい者就労施設等における工賃の確保

(2) 社会参加の促進

- ① 移動・コミュニケーションの支援
- ② 文化・芸術・スポーツ活動等への参加促進

(3) 人材育成・確保の促進

- ① 障がい福祉に関わる人材発掘・育成
- ② 地域活動の推進

(4) 保健・医療の連携体制の強化

- ① 健康づくりの推進
- ② 障がいの早期発見・早期医療の充実
- ③ こころの健康づくり
- ④ 難病患者への支援
- ⑤ リハビリテーションの充実

基本目標3 弟子屈町で安全に安心して暮らしていく

(1) 生活支援の充実

- ① 新たなサービス利用制度の円滑な推進
- ② 生活支援サービスの提供支援の充実

(2) 障がいにやさしいまちづくり

- ① 外出しやすいまちづくりの推進
- ② 暮らしやすい住まいづくりの推進

第4章

施策の展開

【障がい者基本計画】

基本目標 1

あなたとともに、自分らしく生きていく

(1) 情報提供や相談体制の充実

方向性

情報提供体制について、障がいの有無や種類にかかわらず、常に更新される制度やサービスをはじめ、ニュースや社会情勢などを把握するための“情報”に、スムーズにアクセスできるよう、情報発信・伝達・取得方法などを工夫します。特に、情報のデジタル化が進む中、インターネットやスマートフォンなどの利用環境の有無による利便性・優位性の差が生まれないよう、情報発信手段の多様化を図ります。

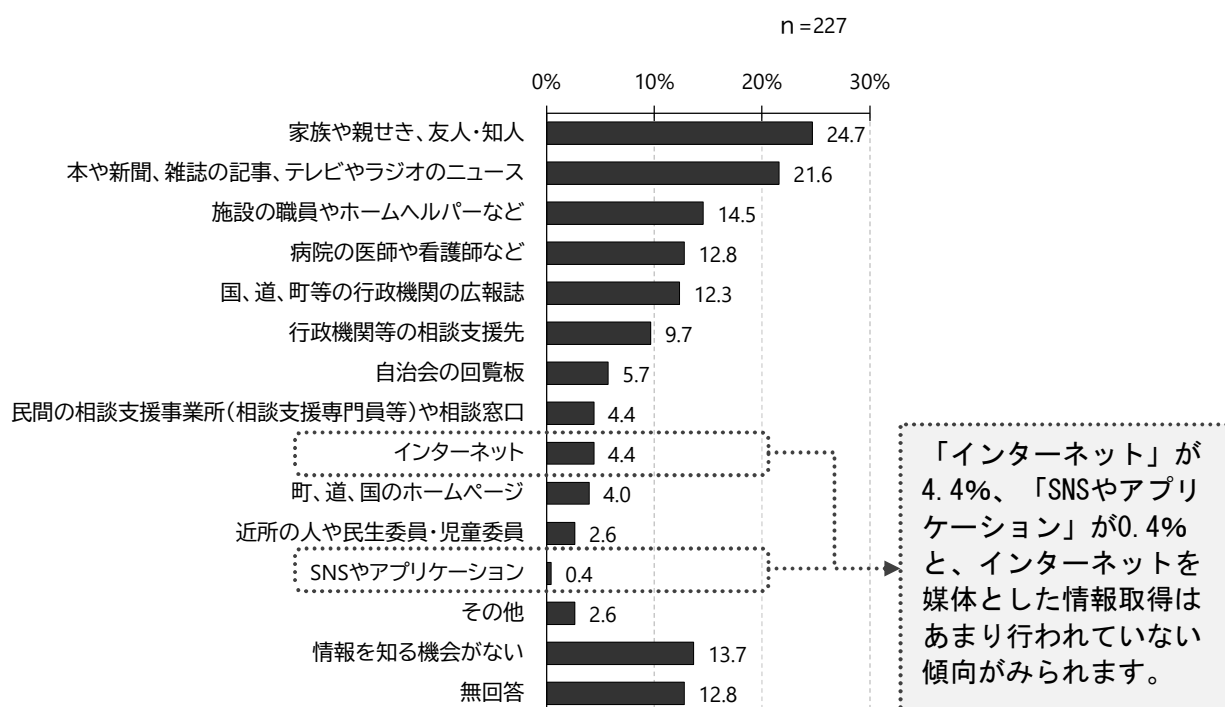
相談体制について、障がいのある人やその家族が抱える、介護や子育て、生活困窮など、様々な悩みや不安に対する相談を受け付け、誰でも安心して相談できる相談窓口の体制づくりを整備するとともに、相談窓口の周知を図ります。

現状と課題

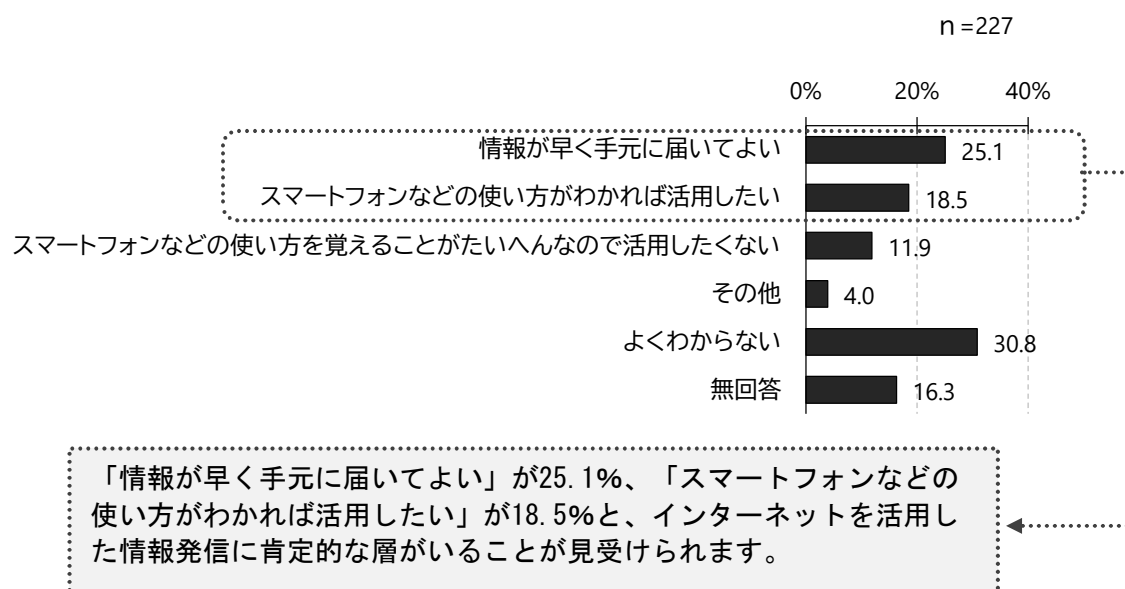
アンケート調査結果をみると、障がいや福祉サービス等に関する情報の取得先として、「インターネット」は4.4%、「SNSやアプリケーション」は0.4%と、インターネットを媒体とした情報の取得はあまり行われていません。一方、同調査結果で、インターネット上の情報提供について、「情報が早く手元に届いてよい」が25.1%、「スマートフォンなどの使い方がわかれば活用したい」が18.5%と、インターネットを活用した情報発信について、肯定的な層がいることが見受けられます。今後、インターネット上の情報発信は、より加速化・充実化していくことが考えられるため、パソコンやスマートフォンなどの利便性や必要性を周知し、情報取得手段の1つとして定着させていくことも視野に入れていく必要があります。

障がいのある人や障がいのある子どもの保護者は、個人や家族で悩みや不安を抱え込む場合があります。そこには、相談先がわからない、何を相談したらよいかわからないなど、アクセスしにくい環境があります。また、近年の相談者の中には、障がい者自身の悩みや不安以外に、家族との関係性や経済的な側面、就労、学習環境など、様々な悩みが複合的に絡み合っている場合も多くあります。さらに、アンケート調査結果をみると、障がいの種別によって悩みや不安の相談先が異なることがわかります。アクセスしやすい工夫や家族まると支援のほか、潜在的なニーズを抱える人や支援が届いていない人にアウトリーチを通して相談支援につなげ、適切な支援が届くようコーディネート体制を整備するなど、相談支援の機能の拡充が求められます。

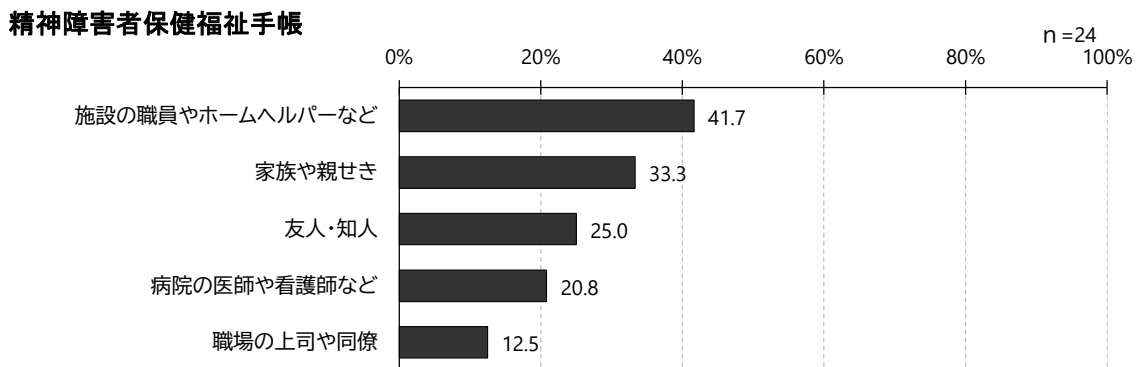
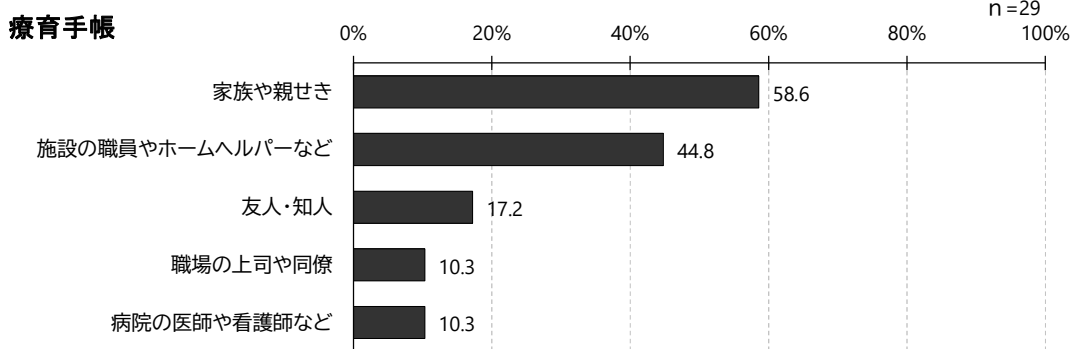
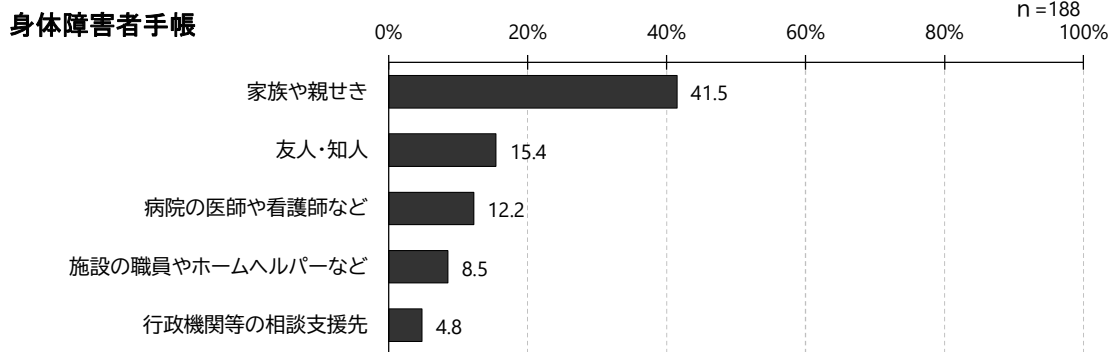
問 障がいや福祉サービス等に関する情報の取得先



問 インターネット上の情報提供について



問 悩みや不安の相談先(障害者手帳の種類別)※上位5つのみ抜粋



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者によって、悩みや不安を相談する先が異なります。障がいの種別に応じて、相談先から適切な支援へつなげるアプローチを構築していくことで、支援が届く機会を増やすことにつながります。

施策

- ① デジタル機器の利用を含めた広報・情報の提供
- ② 相談体制の整備・充実

① デジタル機器の利用を含めた広報・情報の提供

主な取組	内容
誰もが利用しやすい情報提供の推進	<p>福祉サービスや制度に関する情報提供については、文字情報による広報等の内容の充実と読みやすさの工夫に努めます。</p> <p>また、在宅ヘルプや居宅介護におけるヘルパーの訪問による情報提供など、様々な方法を検討します。年代や障がいの種別にかかわらず、すべての人へ適切に情報を発信するために、町の広報紙や自治会の回覧板のほか、町のホームページの充実を図るとともに、インターネット等の各種情報提供手段の拡充を引き続き検討し、誰もが相談支援を受けられる情報のバリアフリーに努めます。</p>
情報が行きわたる提供体制の充実	<p>障がいのある人が求める相談内容は多様で多岐にわたっており、町からの情報提供は障がいのある人にとって主要な情報源となっています。</p> <p>障がいのある人が必要なときにその情報をわかりやすく得られるよう、しおりや町広報紙、町のホームページの充実等により情報提供の充実を図るとともに、職員の研鑽に努めます。</p>

② 相談体制の整備・充実

主な取組	内容
身近に相談しやすい体制の整備	<p>保健師などによる訪問活動や各事業所との連携を緊密にして、町民や障がい者に対する各種相談体制の充実及び周知を図ります。また、社会福祉協議会に相談支援事業の一部を委託することで、身近に相談しやすい体制づくりに努めます。</p>
障害者等協議会の強化	<p>本町では、社会福祉法人に障害者等協議会が設置する「相談支援」の運営等を委託して、広範囲にわたる相談に対応し、かつ、身近で気軽に相談できる支援体制の確立に努めます。また、地域の相談体制を確立するため、ケースにより関係各機関との協力・連携体制の強化を推進します。</p>

(2) 障がいに対する理解と周知の促進

方 向 性

障がいへの理解につなげる福祉教育を、子どもの成長段階に合わせて早い時期から教育プログラムに組み込み、ボランティア等の体験学習を通じた理解の促進や、思いやりの心を育てる教育を推進します。

障がいのある人が自分らしくいきいきとした日々を送ることができる社会を目指します。

虐待や差別をなくし、相手の気持ちに寄り添った配慮のある支援、思いやりが行き届くまちづくりに向けて、障がいや障がいのある人への理解を促進します。

また、成年後見制度を周知し、理解を広げることでその利用を促進し、金銭管理や書類の申請などが難しい人も安心して暮らしていける体制づくりに取り組みます。

現状と課題

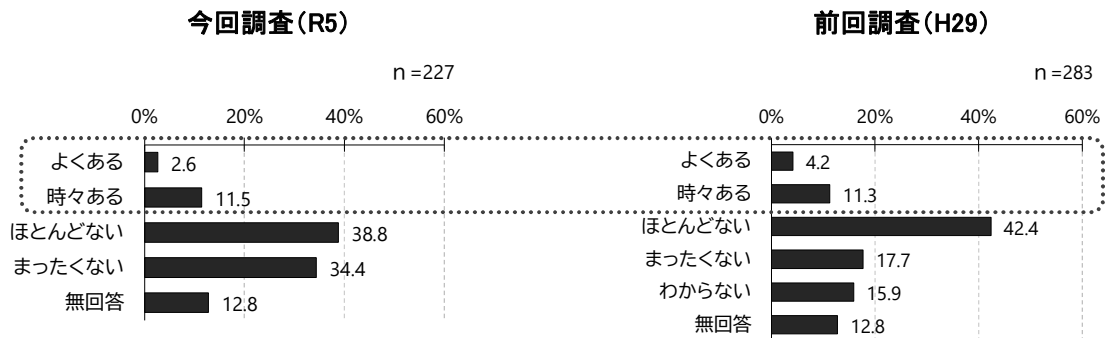
虐待や差別はあってはならないことですが、いまだに家庭内や学校、就労の場、施設、街中など日常の中で起きています。また、自分にとっては手助けでも、相手に不快感を与えてしまう手助けなど、合理的配慮への理解が十分ではない場合もあります。

合理的配慮の提供は、平成28（2016）年4月に施行された障害者差別解消法により国や地方公共団体が法的義務を負っていますが、同法の改正（令和3（2021）年に成立）が行われ、令和6（2024）年4月からは事業者に対しても義務化されることになりました。

アンケート調査結果をみると、差別や嫌な思いをしたことがある人は14.1%と決して高くはありませんが、差別や嫌な思いをしたことがある人たちは、“職場での生活”や“まちでの周りの人の視線や言動”であることが多く、また、半数近くが“馬鹿にした態度を取られる”と感じています。

こうした差別や偏見のない社会づくり、まちづくりのために何よりも必要なことは、障がい及び障がいのある人への理解の促進です。同調査結果では、障がいや障がいのある人に対する周りの人の理解の進み具合として、“進んでいると思う”人は、前回調査の16.3%から2.2ポイント減少しましたが、14.1%と大きくは変わっていません。子どもから大人までの町民誰もが知る機会、学ぶ機会に出会えるような更なる取組の充実が求められます。

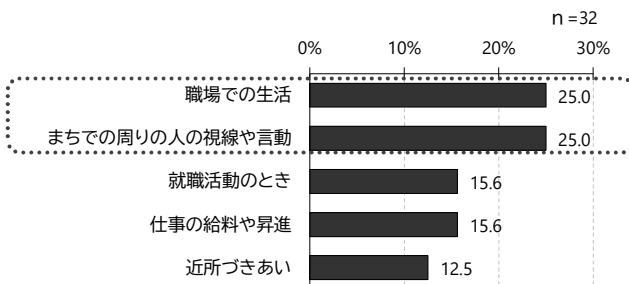
問 障がいがあることで差別や嫌な思いをする・したことがあるか



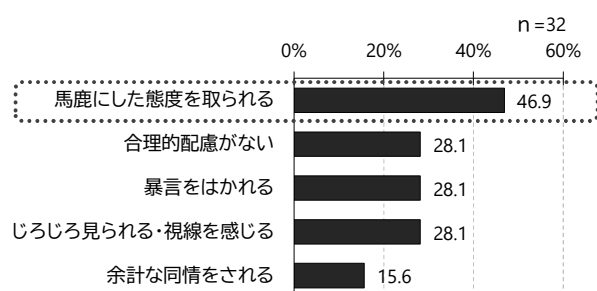
※前回調査 (H29) では選択肢に“わからない”があったが今回調査 (R5) では同選択肢はない

「よくある」と「時々ある」の合計をみると、今回調査 (R5) は14.1%で、前回調査 (H29) の15.5%と比べるとわずかに減少していますが、大きな差はありません。

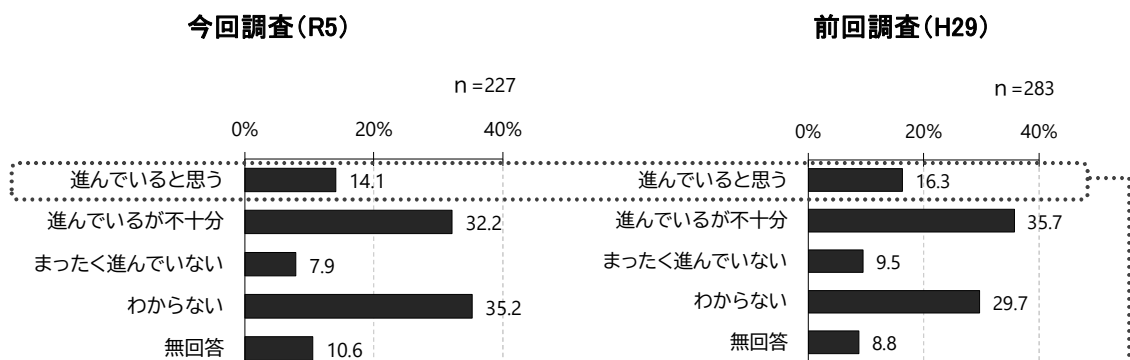
問 差別や嫌な思いをする・したことがあるとき・所について※上位5つのみ抜粋



問 差別や嫌な思いをする・した具体的な内容について※上位5つのみ抜粋



問 障がいや障がいのある人に対する周りの人の理解の進み具合について



「進んでいる」をみると、今回調査 (R5) は14.1%で、前回調査 (H29) の16.3%と比べるとわずかに減少していますが、大きな差はありません。

施策

- ① 福祉教育・福祉学習の充実
- ② 啓発・広報の推進
- ③ 権利擁護の推進
- ④ 差別及び虐待防止の推進

① 福祉教育・福祉学習の充実

主な取組	内容
教育における福祉教育の充実	<p>町内の認定こども園、保育園、小学校、中学校において、町内の老人ホームや特別養護老人ホームを訪ね、世代間のふれあい・交流を図ることにより、高齢者への理解を深めていきます。また、多世代のもつ知識・経験の伝承と活用を図ることを視野に入れ、現在の福祉教育・福祉学習の一層の充実を図っていきます。</p> <p>さらに、総合学習では福祉の分野を積極的に取り組むことにより、体験学習等を通して、高齢者や障がいのある人についての理解を深めていきます。</p>
交流教育の推進	<p>養護学校へ通う児童の町内小学校への訪問などにより、交流教育の推進を図ります。</p>
社会教育の推進	<p>ボランティア活動の実践活動を通じ、障がいや障がいのある人への理解を深めていきます。</p>
交流機会の拡充	<p>共生型施設まじゅうサポートセンターを中心に、障がいの有無にかかわらず、町内で気軽に交流、相互理解ができる場としての機能の強化と交流機会の拡充を目指します。</p>

② 啓発・広報の推進

主な取組	内容
多様な機会の活用による啓発	<p>町のホームページの積極的な活用を図るほか、広報紙に障がいに関する情報を提供し、障がいのある人の人権や「ノーマライゼーション」についての啓発に努めます。</p>
公共サービス従事者の資質の向上	<p>障がい者保健福祉に関わる職員をはじめ、その他の職員も、障がいや障がいのある人について正しい理解を深めるよう啓発に努めます。</p>

③ 権利擁護の推進

主な取組	内 容
人権意識の普及・啓発	<p>障がい者を含むすべての住民の尊厳が守られる社会を目指して、人権意識の普及・啓発に努めるとともに、障がい者の自己決定と保護を基本として、権利擁護の推進に努めます。</p>
権利擁護の方法や手段の周知	<p>判断能力が不十分なために、財産の管理や日常生活で生じる契約などの法律行為を自分で行えない障がい者の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）（社会福祉協議会）などの権利擁護の方法や手段について周知を図ります。</p> <p>また、北海道が社団法人北海道身体障害者福祉協会に委託して実施している「障害者110番」の制度についても周知していきます。</p>
成年後見制度利用の促進	<p>法の改正に伴い、成年後見制度利用支援事業が必須事業化となり、成年後見制度の申立てに要する経費等の助成が求められます。</p> <p>成年後見制度については、制度を利用することが必要と思われる障がい者で、制度の利用について経費の補助が必要な方については、申立てに要する経費等を補助し、虐待の防止及び早期発見のために必要な支援として、成年後見制度の利用促進等に努めていきます。</p>

④ 差別及び虐待防止の推進

主な取組	内 容
差別防止への周知	<p>広く町民に、障害者差別解消法の理念の周知を図るため、合理的配慮など障がい理解についての周知を促進します。</p>
虐待防止への早期発見・対応	<p>障害者虐待防止法の成立により、障がい者虐待を発見した場合、町へ通報することが義務付けられました。虐待の予防や早期発見、保護などを行う体制整備について検討していくとともに、適切なアセスメントや支援ができる職員の育成に努めます。</p> <p>本町では、弟子屈町障がい者虐待防止対策事業実施要綱を制定したほか、障がい者虐待防止センターの設置により、引き続き取組を推進します。</p>

(3) 療育・教育の充実

方 向 性

発達への支援が必要な子どもたちを含め、すべての障がいのある子どもが、個々の特性に合った教育を受け、たくさん子どもたちと交流し、様々な体験から多くを学ぶことができる教育・保育環境及び放課後の居場所づくりを目指します。そのために、学校環境や関係施設の整備をはじめ、学習サポートや成長に伴う心身の悩みや不安に寄り添う相談支援体制の充実に取り組みます。

現状と課題

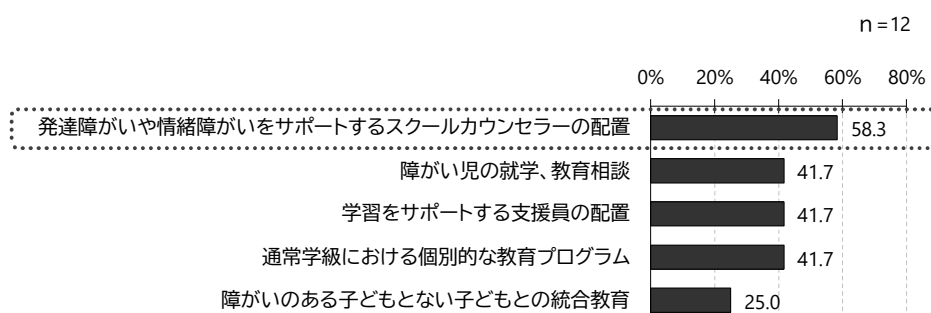
発達障がいや情緒障がいをもつ子どもは全国的に増加傾向にあり、本町の児童・生徒数も同様に増加傾向にあります。

教育の機会は、障がいの有無にかかわらず平等に、かつ十分に提供されるべきであることから、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう特別支援学級等を設置し、子どもたち一人ひとりの特性に応じた学習サポートを進めているところです。しかし、そのほかの児童・生徒との垣根のない交流やともに学ぶ機会づくりなどのインクルーシブ教育の推進も重要であるため、今後の学校教育方針の検討・充実が求められます。

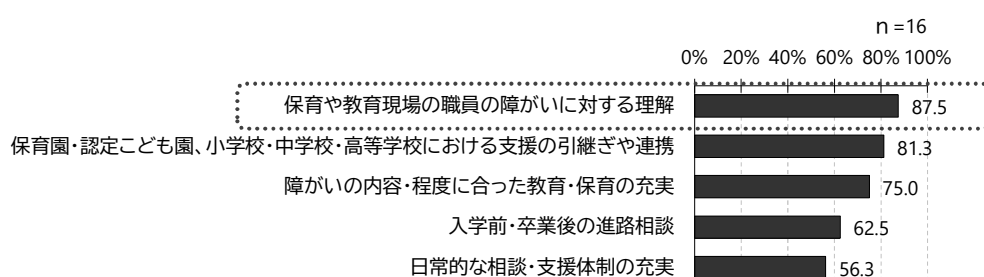
アンケート調査結果をみると、充実してほしい教育施策や今後希望する保育・教育環境において、“発達障がいや情緒障がいをサポートするスクールカウンセラーの配置”や“保育や教育現場の職員の障がいに対する理解”に高いニーズがあり、今後も引き続き保育や学校現場での障がいへの理解、学習提供体制についての充実が求められます。

同調査結果から、放課後等の過ごし方について、就学している障がいのある子どものうち41.7%が“放課後児童クラブ（学童保育）を利用”し、33.3%が“放課後等デイサービスを利用”しており、今後も障がい（発達を含む）のある子どもが増加傾向にあるため、ニーズは増えていくことが示唆されます。また、大人たちのサポートが必要な障がいのある子どもにとって、放課後の子どもの居場所は特に重要であり、放課後等デイサービスの設備、体制、機能の充実・拡充や、そのほかの居場所づくりについても検討していく必要があります。

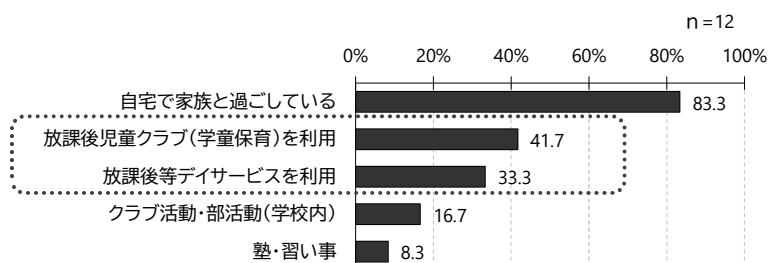
問 充実してほしい教育について※上位5つのみ抜粋



問 保育・教育環境について、今後希望すること※上位5つのみ抜粋



問 学校以外の時間(放課後や長期休業中など)の過ごし方※上位5つのみ抜粋



施策

- ① 障がいの早期発見に向けた体制の充実
- ② 療育・発達支援体制の整備
- ③ 障がいのある子どもの地域生活・家庭への支援
- ④ 障がい児教育・卒業後の進路相談等の支援

① 障がいの早期発見に向けた体制の充実

主な取組	内容
妊産婦健診及び指導の充実	妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、乳幼児健康相談などの母子保健事業及び学校における健康診断等の適切な実施や、これらの機会の活用を図り、障がいの早期発見に努めます。
要事後指導の充実	健康診査において、発育・発達に支援を必要とする乳児・幼児を早期に発見し、必要な支援へとつなげていくため、引き続き、こども発達支援センターのスタッフの連携を求めています。

② 療育・発達支援体制の整備

主な取組	内容
療育・発達障がいについての正しい情報の提供	道内の専門医、病院の情報収集により、発達障がいや療育についてのより正しい情報を提供し、早期発見、早期療育につなげるとともに、幼児に係る機関で正しい情報を共有していく仕組みや町内の専門職の活用強化について検討していきます。
療育支援	こども発達支援センターにおいて生活指導、機能訓練及び相談助言等を行い、障がいや発達に遅れのある子どもの発達を促していきます。 特に、発達の著しい乳幼児期に早期治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ります。
関係機関の連携	保健、福祉、教育、医療機関等の連携を図り、障がいの早期発見・早期療育につなげるとともに、発達に心配のある子どもや家族への支援を推進します。

主な取組	内 容
幼児期から中学校まで一貫した支援	<p>育児や療育について記録されている就学支援シートの作成により、こども発達支援センター、放課後等デイサービス事業所、保育園、認定こども園、小学校、中学校等と情報の共有・継承を図り、また、各機関との連携を強化することにより、一貫した支援が可能となる体制づくりを整備します。</p> <p>取組の1つとして、乳児訪問時に、成長記録簿『ましゅうのわ』を保護者にお渡しし、お子さんが保育園から小学校、中学校へ進学した際に、お子さんの情報がスムーズに共有される仕組みを実施しています。</p>

③ 障がいのある子どもの地域生活・家庭への支援

主な取組	内 容
障がい児保育の実施	<p>障がいの有無にかかわらず分け隔てのない社会を形成していくには、幼児段階の保育園などで、障がいのある幼児と障がいのない幼児がともに遊び、学ぶ機会が確保されることが必要です。</p> <p>引き続き、幼保連携型認定こども園ましゅう、川湯保育園にて、集団保育が可能な障がい児を受け入れ、保育を実施していきます。</p>
放課後児童クラブでの受入れ	<p>障がいのある小学校低学年の子どもを、放課後児童クラブや放課後等デイサービスで受け入れ、放課後や学校休業中の支援を行います。</p>
保護者への相談支援等の充実	<p>こども発達支援センターでは、子育て相談室、専門支援機関との連携を強化しながら、障がいのある子どもや発達に心配のある子どもを育てている保護者への相談の充実に努めるとともに、行事を通しての兄弟支援、母子相談、また、必要に応じて家庭訪問などを実施していきます。</p>
レスパイト事業への支援	<p>社会福祉協議会が年4回実施しているレスパイト事業に対する支援を継続していきます。</p>

④ 障がい児教育・卒業後の進路相談等の支援

主な取組	内 容
就学指導の充実	<p>就学時には、教育・福祉・医療などの各機関が連携を密にし、本人や保護者の意向を最大限に尊重し、障がいの特性に応じ、適切な教育の場が選択できるよう、さらに就学指導の充実に努めます。</p>
特別支援教育の充実	<p>適切な教育を実施するため、教員に研修の機会を確保し、障がい児教育に係る知識・技術の向上を図ります。</p> <p>また、担当教員を中心に研修の場を持ち、情報、知識等を共有するほか、特別支援教育コーディネーターの役割を強化し、「特別支援教育」の充実を目指します。</p> <p>LD、ADHD、自閉症スペクトラムなど障がいのあるすべての児童・生徒の自立に向けて、個別の教育支援計画「マリーモ」を作成し、計画的な教育推進を心がけています。</p>
相談支援体制の確立	<p>保護者若しくは教員などからの相談に対し、専門的な対応が求められています。相談支援体制の強化に向け、学校と教育委員会などの関係機関の連携を密にする必要があるため、発達支援推進連絡協議会を年3回開催し、取組の方向性等について検討します。</p>
卒業後の進路への支援	<p>本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路が選択できるよう、教育、福祉、雇用分野が連携をさらに密にして進路指導の充実に努めます。</p>

基本目標 2

地域で誰もが手を取りあって、いきいきと活動していく

(1) 雇用・就労の支援

方向性

働きたいと思う障がいのある人が、本人の望む働き方、働く内容に合った就労につながるよう、事業所と連携して民間企業への雇用確保の充実に取り組みます。また、高齢や重度の障がいのある人などを除き、働きにくいと考えている人たちの自立に向け、就労へつなげられるよう障がいの種別にかかわらず、様々な悩みや不安への相談を支援します。

さらに、日中の居場所づくりや社会参加の一環でもある福祉的就労の場の確保や充実に努め、生きがいつくりにつなげられるよう、事業所や関係機関との連携を推進します。

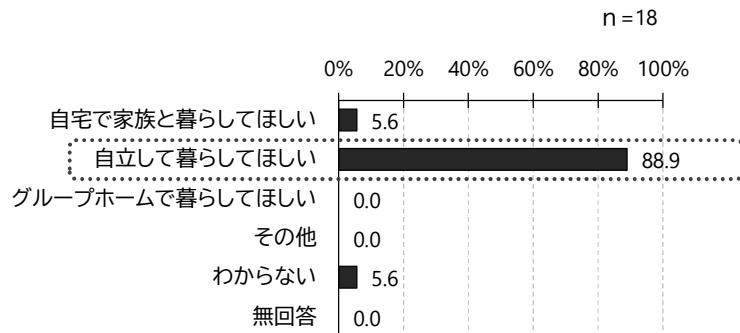
現状と課題

障がいのある人の自立や社会参加には、就労支援が特に重要である一方、一般就労では決められた時間に決められた作業量を進める必要があることや、人とのコミュニケーション力が求められることが多く、発達障がいや精神障がいのある人の場合、就労に結びつけることが難しい場合があります。こうしたことへの支援は、障がいの種別、さらには一人ひとりの特性に可能な限り柔軟に対応した雇用側の環境整備や受入れに対する姿勢が求められるため、障がいのある本人と一般就労とをつなげる就労移行支援や就労継続支援、就労アセスメントの活用の充実が求められます。

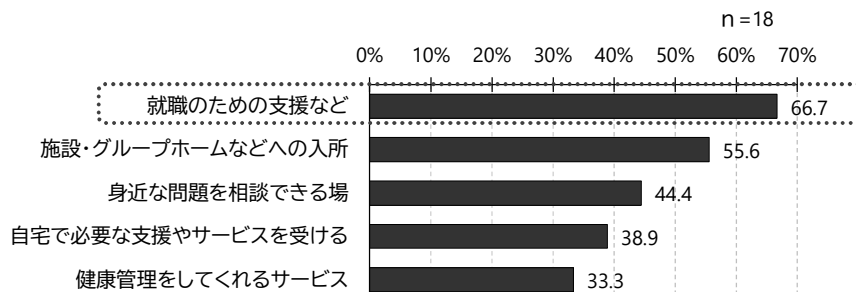
特に、家族などが介助することが困難になってしまう、いわゆる“親亡き後”のことを不安に感じている介助者は多く、作業所や福祉的就労の場も含めて、障がいのある人の自立と居場所づくりとしての働く場の確保、さらには、働きやすい環境づくりの周知・啓発及び事業所等との連携強化が求められます。アンケート調査結果をみると、18歳未満の障がいのある子どもの保護者では、子どもの介助が困難になった際に子どもに必要なと思う支援として、“就職のための支援など”が特に多く66.7%、加えて、子どもに希望する将来の暮らし方では、“自立して暮らしてほしい”と考えている保護者が88.9%となっています。

また、同調査結果の18歳以上の障がいのある人では、現在、福祉的就労（一般企業以外）で働いている人が一般就労へ移行するために必要な支援として、“職場環境や出退勤時間への配慮”を求める意見が38.1%と多くあがっています。

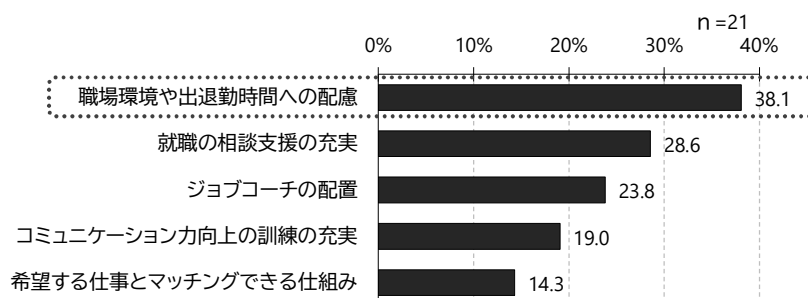
問 子どもに、将来どのように暮らしてほしいか



問 子どもへの介助が困難になった場合に、子どもに必要なだと思うこと※上位5つのみ抜粋



問 一般就労へ移行するために必要な支援※上位5つのみ抜粋



施策

- ① 日中活動への支援
- ② 就労の促進
- ③ 障がい者就労施設等における工賃の確保

① 日中活動への支援

主な取組	内容
地域活動支援センターの充実	<p>就労や就労継続支援A型、B型事業所の利用が困難な障がい者の受皿として、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う「地域活動支援センター」が整備されました。</p> <p>地域活動支援センター事業の充実を目指すとともに、日常的な相談支援、サービスの利用援助を行う事業所の活動を支援していきます。</p>

② 就労の促進(職業リハビリテーション、福祉的就労の支援)

主な取組	内容
一般就労への支援	「就労移行支援事業」等の利用を通じて、一般就労へと移行を図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進していきます。
福祉的就労の支援	一般就労が困難な障がいのある人に対して、障害者総合支援法に基づく自立支援給付の「就労継続支援事業B型(非雇用型)」等の利用を通じて、就労の機会や生産活動の場が提供されるよう、サービス事業所による事業実施を促進していきます。
関係機関との連携	<p>障がい者就業・生活支援センター等の就労支援関係機関による協力・支援体制づくりに努めます。</p> <p>また、公共職業安定所など労働行政関係機関と連携を取りながら、就労の定着に向けて、一般就労(雇用就労)を希望する障がい者への支援や事業主への理解を促進していきます。</p>
公共機関の雇用の促進	役場等の職員採用に関しては、法定雇用率の達成に努めます。また、制度の厳正な運用を関係機関に働きかけていきます。

③ 障がい者就労施設等における工賃の確保

主な取組	内 容
優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達拡大に向け、庁内各課へ働きかけるとともに、各事業所の資源と庁内のニーズ把握を行い、一元的な受注システムの実現に向けて調整します。
販路の拡大	町内における障がい者就労施設等で作られた製品の販売機会を増やし、障がいのある人の工賃の確保を図ります。

(2) 社会参加の促進

方 向 性

障がいのある人が外出しやすいまちづくりを目指し、移動支援の充実を推進します。また、視覚障がい、聴覚障がいなど、様々な障がいの状況にも対応できる情報取得環境を整備し、障がいのある人がコミュニケーションを取りやすいまちづくりを推進します。

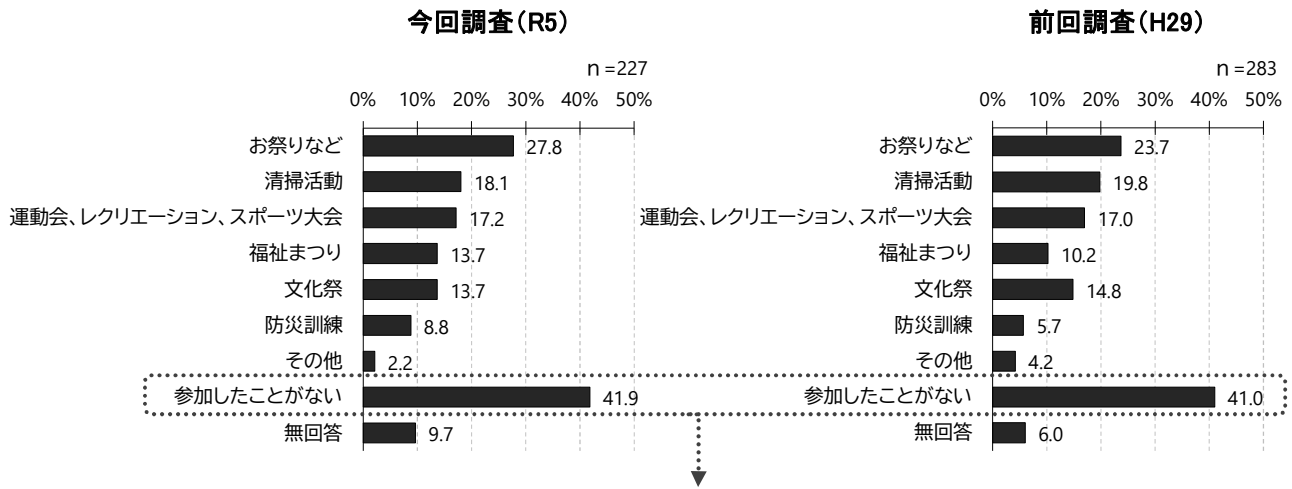
障がいのある人が文化・芸術・スポーツに触れ、関わりやすくなるような環境づくりを推進します。さらに、スポーツ活動や地域で取り組む文化・芸術活動などを通じ、障がいのある人が社会参加できる「地域共生社会の実現」を促進する機会につなげます。

現状と課題

本町での主な移動手段は自動車の割合が高く、障がいのある人（又は障がいのある子どもの保護者）が自分で自動車を運転できない、あるいは運転する余裕がない場合には、現在の公共交通機関の利用だけでは移動が困難な場合が考えられます。その対応として、公共交通機関の運用見直しをはじめ、様々な移動手段の確保・活用などを検討していく必要があります。また、視覚障がい、聴覚障がいなど、コミュニケーションに手話や点字等を必要とする人が活動しやすくなるよう、公共施設や設備におけるコミュニケーションツールの更新・充実も求められます。

障がいのある人が地域で鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できるよう、様々な支援や整備を進めることが「地域共生社会の実現」に向かう重要な取組ですが、参加できる体制や環境づくり、周知が十分ではない場合も多くあり、まだまだ参加しにくい現状も見受けられます。アンケート調査結果をみると、町や地域が主催するお祭りやスポーツ・文化芸術に関する取組に“参加したことがない”人は41.9%となっています。参加のしやすさや取組内容の周知の工夫などを行い、障がいのある人が“まずは参加してみたい”、“関わってみたい”と思えるよう取組を推進していく必要があります。

問 町や地域が主催する催しの参加状況について



「参加したことがない」をみると、今回調査 (R5) は41.9%で、前回調査 (H29) の41.0%と比べるとわずかに増加していますが、大きな差はありません。

施策

- ① 移動・コミュニケーションの支援
- ② 文化・芸術・スポーツ活動等への参加促進

① 移動・コミュニケーションの支援

主な取組	内容
外出支援の充実 (移動支援)	障がいのある人が、様々な活動に参加できるよう地域生活支援事業における移動支援事業により、外出を支援していきます。
コミュニケーション支援の推進	視覚などに障がいのある人の自立や社会参加を促進するため、手話通訳者の派遣体制の充実や手話奉仕員（ボランティア）の養成を推進します。
ボランティア活動の促進	今後も手話奉仕員（ボランティア）の養成や点訳ボランティアなど各種ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア活動の中核であるボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携を取りながら、活動の促進を図ります。

② 文化・芸術・スポーツ活動等への参加促進

主な取組	内容
図書館利用への支援	図書館の本については障がいのある人が選択できるよう、大活字本、点字図書など取組が可能なものについて検討していきます。
社会参加活動の振興	地域で行われる様々な行事や生涯学習活動などについて、障がいのある人たちが参加しやすいあり方を検討し、参加を促進していきます。
スポーツ・レクリエーションの振興	総合型地域スポーツクラブについて、障がいのある人も参加しやすい内容等に配慮します。

(3) 人材育成・確保の促進

方 向 性

地域人材の発掘、育成又は連携による助けあい・支えあいの関係性を築くとともに、地域での交流の機会を充実させ、障のがいある人が生活しやすい地域づくりを推進します。

現状と課題

障がい者を支援する人材は、全国的に不足しています。障がいの分野のみならず介護の分野でも深刻な人材不足の状況に陥っており、加えて、都心部に福祉人材が集中し、地方の人手不足はさらに厳しい状況となっています。事業所ヒアリングの結果をみると、“職員の高齢化や人材不足により事業展開が難しくなっている”（48ページ参照）という意見があり、本町の人材も十分ではない状況が見受けられます。

人材の育成・確保は、福祉分野全体でひっ迫していますが、資格の所持や給与の部分は国の制度によるところが大きく、速やかな改善は難しい状況です。そのため、福祉教育の推進をはじめ地域住民の福祉への意識を高め、地域で支えあえる部分を強化するなど、できることから着実に進めていくことが重要です。

施 策

- ① 障がい福祉に関わる人材発掘・育成
- ② 地域活動の推進

① 障がい福祉に関わる人材発掘・育成

主な取組	内 容
福祉専門員の確保・育成	障がい者福祉に関わる人材の育成については、町内の福祉事業者と連携を図り、現状やニーズの把握に努めるとともに、福祉人材の確保や育成を推進します。

② 地域活動の推進

主な取組	内 容
ボランティア人材の育成	障がいのある人が日常生活を送る上で、ボランティアによる手助けや地域の見守りなどは、公的なサービス以外での支援が重要となります。ボランティアセンター（社会福祉協議会）等を通じて、ボランティアの育成や当事者団体への活動支援を充実し、障がい者福祉を推進する担い手の裾野を広げます。
障がい者団体への支援	障がいのある人とその家族などの団体活動を支援し、障がいのある人とない人との交流を図ります。また、障がいのある人やその家族が参加できる学習の機会を充実します。

(4) 保健・医療の連携体制の強化

方 向 性

障がいに関わる保健・医療・福祉が一体となって、支援につなげられるよう連携体制を強化します。

この連携体制の強化により、保健センターやかかりつけ医をはじめとする身近な相談体制の充実を図り、発達や障がいの早期発見・早期対応につなげます。また、健康診査やリハビリテーション、フレイル予防などの健康づくりへの取組も推進します。

現状と課題

本町の精神障がい者の数は、近年では増加傾向で推移しています。今後も、ひきこもりなど、家族の中で問題を抱え込んでいるケースもあり、潜在的な者も含めて精神障がい者数は増加傾向が続くと示唆されます。受診可能な精神科の医療機関が町内に整備され、医師との連携により精神障がい者への対応が可能な状況となってきましたが、今後、精神科病院に入院している精神障がい者が、地域に移り住んでも生活を続けられるような地域移行支援を推進していく必要があります。

また、医療体制や健康づくりへの取組では、健康で安心して暮らせるまちづくりの観点から、経済的な負担の軽減や医療機関等に受診しやすい環境づくりを目的とした支援が重要となり、各種医療制度の充実や定期的な健診をはじめ、ライフステージに応じた健康づくりへの取組の充実が求められます。障がい者医療では、道の医療制度である特定疾患及び重度心身障害者医療費助成を実施し、医療費の面での生活支援を行っていますが、一部、弟子屈町単独の助成も行っています。

さらに、生活と結びついたリハビリが重要であることの認識をもってもらうために、保健師が個別訪問を行い、健康に生活できるようアドバイスを行っています。

今後も、保健・医療・福祉の分野の連携による切れ目ない支援を継続的に行えるよう、連携体制の充実が求められます。

施策

- ① 健康づくりの推進
- ② 障がいの早期発見・早期医療の充実
- ③ こころの健康づくり
- ④ 難病患者への支援
- ⑤ リハビリテーションの充実

① 健康づくりの推進

主な取組	内容
正しい知識の普及・啓発	「メタボリックシンドローム」の概念を導入した、健康診査、保健指導、相談事業など保健事業の充実に努め、健康に関する正しい知識の普及・啓発とともに心と体の健康づくりの支援に引き続き努めます。
フレイル予防の推進	フレイルとは、主に加齢により心身が老い衰えた状態のことを意味する医学用語です。 フレイルになると様々な機能が低下してしまうため、その知識と正しい予防を推進し、障がいのある人の健康の維持に努めます。
主体的な取組の支援	健康教育や健康相談などの機会を活用し、「自分の健康は自分で守る」という健康づくりの意識を啓発していきます。

② 障がいの早期発見・早期医療の充実

主な取組	内容
健康診査受診の向上	健康診査は、疾病の危険（リスク）の早期発見による疾病等の発生予防、疾病や異常の発見の機会として重要であり、受診を勧奨していきます。
健診の事後指導の徹底と継続管理	健診の結果、必要に応じて保健指導、早期医療へと結びつけていきます。

③ こころの健康づくり

主な取組	内 容
相談体制の充実及び個別訪問による支援	気軽に保健所で、精神保健福祉士等に相談ができる体制の充実や、必要に応じ保健師が個別訪問し、心身ともに健康に生活できるようアドバイスをを行い、支援していきます。
講演会開催による理解の促進	専門医との連携を深め、精神障がい者や家族が安心して在宅生活が送れるよう、偏見や誤解を解消するための講演会などを開催し、町民への正しい知識の普及に努めます。
精神障がい者への経済的支援	認定患者に対し、入院医療費や通院交通費の助成を行い、支援していきます。

④ 難病患者への支援

主な取組	内 容
支援内容の周知と支援体制の充実	保健師の訪問等により、対象者の把握と支援に努め、引き続き通院交通費の助成や特定医療費（指定難病）の周知とPR活動を充実していきます。 また、難病連の支部活動についても、必要に応じて支援していきます。

⑤ リハビリテーションの充実

主な取組	内 容
医療機関との連携	障がいの軽減を図り、障がいのある人の自立を促進するため、障がいに関する正しい情報を提供するとともに、町内の医療機関と連携を図っていきます。
リハビリテーションの充実	リハビリや機能訓練についての周知に努め、障がいの軽減を支援していきます。
医療給付等の充実	自立支援医療費の給付や特定疾患及び重度心身障害者医療費助成を行い、医療費の面で生活を支援していきます。

(1) 生活支援の充実

方 向 性

障がいのある人が地域での暮らしを続けられるよう、障がいのある人のニーズや課題を把握し、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの適正な提供量を見込み、計画的に取り組みます。

また、障がいのある人とその家族の負担軽減を目的として、経済的支援制度の利用を促進するとともに、その周知に努めます。

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で生活するためには、各種福祉サービスを充実し、自立した生活を支援するとともに、介助にあたる家族の負担を軽減することが重要です。

また、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で生活をしていくためには、障がい者の経済的自立を図ることが重要です。障がいのある人の所得保障は、障害基礎年金や障害厚生（共済）年金制度と、国や地方公共団体が実施する各種手当を給付する制度がありますが、就労が困難な障がいのある人の生活を施設から地域社会へ移行するためには、経済的支援の充実も重要な課題です。

施策

- ① 新たなサービス利用制度の円滑な推進
- ② 生活支援サービスの提供支援の充実

① 新たなサービス利用制度の円滑な推進

主な取組	内容
制度改正等への対応	制度の改正や施行に伴う新しい内容や各種サービスの利用方法等についての周知・広報、情報提供に努めるとともに、より充実したサービスを提供できるよう、提供基盤の確保に努めます。
障がい者ケアマネジメント	障がいのある人の地域生活を支援するため、また、福祉施設や病院から地域生活への移行を支援するため、利用者本人の意向を尊重し、保健・医療・福祉・教育・就労等へのニーズに応じて、様々な生活支援制度と事業や社会資源を結びつける障がい者ケアマネジメントの確立を目指します。

② 生活支援サービスの提供支援の充実

主な取組	内容
居宅における生活支援サービスの充実	障がい者に対する福祉のあり方が、施設での保護中心の対応から、自宅やグループホームなどでの自立支援中心の対応へと変化していることを踏まえ、在宅サービスの充実に努めます。
居住の場の確保	障がいのある人が地域の中で自立し、安心して暮らしていけるよう、グループホームなどの生活の場の確保に努めます。 新たなグループホームの確保については、事業所等と協議・検討し、支援していきます。
各種経済的支援制度の利用促進	障がい者の生活の安定に向け、各種年金や各種手当、税控除、医療費など制度の内容や手続の周知を図るとともに適切な利用を促進していきます。

(2) 障がいしやすいまちづくり

方 向 性

障がいのある人が暮らしやすい、利用しやすいまちづくりを目指し、町内の道路、施設、設備などについて、必要に応じて計画的にユニバーサルデザイン化や、バリアフリー化による整備を推進します。

また、障がいのある人が安全・安心な生活を送れるよう、必要かつ最も重要性の高い取組として、住宅の確保及び整備を推進します。

現状と課題

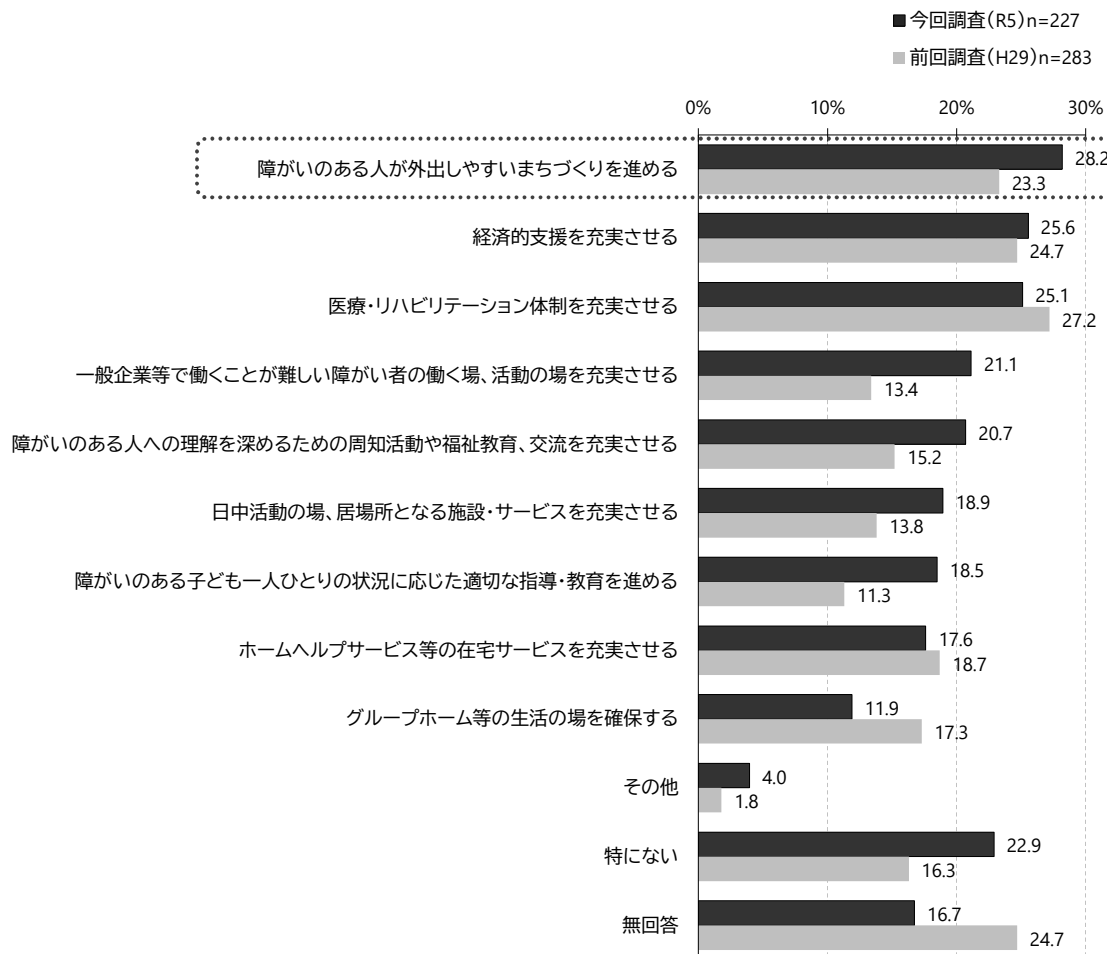
国では、東京オリンピック・パラリンピック2020の開催に向けて新たに平成29（2017）年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を閣議決定し、心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりは全国で推進されることとなりました。現在は、東京オリンピック・パラリンピック2020のレガシー継承を掲げ、「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」を引き続き発展させるよう理解促進に継続して取り組むこととしています。

本町では、公共施設のバリアフリー化に取り組んでおり、徐々にハード面でのバリアフリー化は進んでいます。今後も引き続き、民間施設や交通機関、道路の物理的障壁についてもバリアフリー化を推進します。アンケート調査結果をみると、町の障がい福祉の充実について、“障がいのある人が外出しやすいまちづくりを進める”ことを望んでいます。これは、前回の調査結果よりも高まっているため、ニーズに対応するまちづくり施策を推進していく必要があります。

障がいのある人が安心して地域で生活していくためには、町民一人ひとりの防災意識を高め、安全対策や防災対策を地域ぐるみで確立していく必要があります。本町では、弟子屈町地域防災計画の中で、災害発生時の情報伝達及び避難誘導について、高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮に関して明記しており、計画書に基づき対応することとなっています。

また、障がいのある人が住みやすい住宅への改造のほか、公営住宅においては、障がいのある人や高齢者等のニーズの多様性等に対応し、加齢等による身体機能の低下や障がいのある状態になっても、そのまま住み続けることができるような住宅を整備していく必要があります。

問 町の障がい福祉の充実について望むこと



「障がいのある人が外出しやすいまちづくりを進める」をみると、今回調査（R5）は28.2%、前回調査（H29）の23.3%から増加し、最も多い回答となっています。

施策

- ① 外出しやすいまちづくりの推進
- ② 暮らしやすい住まいづくりの推進

① 外出しやすいまちづくりの推進

主な取組	内容
公共施設等の整備の促進	「バリアフリー新法」や「北海道福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、障がいのある人などに配慮した公共的建物、道路・公園などの整備について検討していきます。
安全対策の推進(緊急時通報システム、防災対策)	弟子屈町地域防災計画を推進していくとともに、障がい者が安心して暮らせるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な見直しと活用をはじめ、地域における緊急時連絡体制の整備や防災思想の普及・啓発に努めます。 また、各課連携のもと、高齢者・障がい者等災害時要援護者に対する防災訓練の実施を推進します。
事業所との連携強化(感染症予防の推進)	新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症拡大を予防するため、施設等の予防対策と感染拡大を防ぐための各種備品やアナウンス等の整備を推進します。 さらに、緊急時でも可能な限りサービスの提供が滞らないよう、平時から事業所との連携体制を強化します。

② 暮らしやすい住まいづくりの推進

主な取組	内容
住まいの改善・整備	障がいのある人の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すりなどの日常生活用具等給付事業の利用を促進していきます。
公営住宅のバリアフリー化	公営住宅の建て替え時には、加齢等による機能低下に対応し、障がいのある方や高齢者に配慮した住宅を目指し、バリアフリー化の推進に努めます。

第5章

成果目標及びサービスの 見込量と確保策の設定

【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】

1 計画の基本方針

(1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

『障がい福祉計画』は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく『市町村障害福祉計画』として策定するもので、国の障がい福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量並びに確保のための方策を定める計画です。

また、『障がい児福祉計画』は児童福祉法第33条の20第1項に基づく『市町村障害児福祉計画』として、障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

第7期・第3期計画では、第6期・第2期計画に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの計画を定めます。

(2) 計画の内容

① 記載すべき事項

『第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画』では、計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と、目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

② 成果目標について

国の基本指針に基づき以下の7点について、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、令和8（2026）年度を目標年度として成果目標を設定します。

【国の基本指針に基づく成果目標】

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

③ 障がい福祉サービス等及び障がい児のサービスの見込量と確保のための方策

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における障がい福祉サービス等及び障がい児のサービスの種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

④ 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

2 国の基本指針に基づく成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ●令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
--------	--

道の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所定員の約2.5%にあたる235人が地域生活へ移行することを目標として設定する。 ●令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から約3.7%にあたる350人の削減を見込む。
-------	---

町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目	目標値等	考え方
令和5（2023）年3月31日の入所者数（A）	23	
令和8（2026）年度末の入所者数（B）	21	
【目標値】 減少見込数（A-B）	2	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	2	施設入所からグループホームなどへ移行した人の数

町の取組

施設入所者の地域生活移行を進めるためには、グループホームやアパート等の居住の場の確保、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域での暮らしを継続できるような体制を整備していきます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ●精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。
--------	---



道の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を330.1日以上とすることを目標として設定する。 ●精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上を目標として設定する。
-------	--



町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目		目標値等	考え方
協議の場の設置		1か所	令和8（2026）年度末までに1か所設置※広域あるいは圏域での設置
入院後の退院率	3か月時点	68.9%	
	6か月時点	84.5%	
	1年時点	91.0%	

町の取組

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、道及び他市町と連携を図り、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。また、精神障がい者の退院率については、国、道の目標値に基づいて設定しますが、これまでの実情も踏まえ、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう支援します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）の機能の充実を図ります。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8（2026）年度末までに各市町村又は圏域において地域生活支援拠点を1つ以上整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討する。 ●令和8（2026）年度末までに強度行動障がい者を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
--------	---



道の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての市町村に地域生活支援拠点等を整備することを目標として設定する。 ●支援の実績等を踏まえ、年1回以上の運用状況の検証・検討を行う。
-------	--



町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目	目標値等	考え方
地域生活支援拠点等の コーディネーターの配置人数	1人	令和8（2026）年度末までに1人配置※令和5年3月31日時点は0人
地域生活支援拠点等の 検証及び検討の実施回数	1回	
強度行動障がい者の支援ニーズ を把握し支援体制を整備 【新規】	有	

町の取組

障がい者の地域での生活を支援する拠点等として、圏域又は広域での整備を目指し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討をすることとします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none">●令和8（2026）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。●就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和3（2021）年度実績の就労移行支援事業を1.31倍以上、就労継続支援A型事業を1.29倍以上、就労継続支援B型事業を1.28倍以上を目指すこととする。●就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上を目指すこととする。●令和8（2026）年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。●令和8（2026）年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
--------	--

道の目標値	<ul style="list-style-type: none">●令和8（2026）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.28倍にあたる1,335人を目標値として設定する。●就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和3（2021）年度実績の就労移行支援事業を1.31倍にあたる774人、就労継続支援A型事業を1.29倍にあたる238人、就労継続支援B型事業を1.28倍にあたる341人を目標値として設定する。●就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上を目標として設定する。●令和8（2026）年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍にあたる1,111人を目標として設定する。●令和8（2026）年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合を全体の2割5分以上とすることを目標として設定する。
-------	--

町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目	目標値等	考え方
令和3（2021）年度の 一般就労移行者数	0人	令和3（2021）年度において福祉施設から一般就労へ移行した者の数
令和3（2021）年度の 就労定着支援事業の利用者数	0人	令和3（2021）年度において就労定着支援事業を利用した者の数
【目標値】 令和8（2026）年度の 一般就労移行者数	1人 (1.28倍以上)	令和8（2026）年度において福祉施設から、一般就労へ移行した者の数
就労移行支援事業	0人	令和3（2021）年の1.31倍以上
就労継続支援A型事業	0人	令和3（2021）年の1.29倍以上
就労継続支援B型事業	1人	令和3（2021）年の1.28倍以上
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が 5割以上の事業所数	0事業所 (5割以上)	令和8（2026）年度末において就労移行支援事業を提供する事業所数
【目標値】 令和8（2026）年度の 就労定着支援事業の利用者数	1人 (1.41倍以上)	令和8（2026）年度において就労定着支援事業を利用した者の数
【目標値】 就労定着率7割以上の 就労定着支援事業所数	0事業所 (2割5分以上)	令和8（2026）年度末において就労定着支援事業を提供する事業所数

町の取組

福祉施設から一般就労への移行等及び就労移行支援事業等の利用者数の目標値は、国、道の目標値に基づいて設定しますが、これまでの実績や地域の実情を踏まえた目標値とします。

また、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の利用を促進するため、一般就労等への移行に向けた訓練の充実や、就労の定着と雇用の場を確保するとともに、今後は、就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等、相談機関等が連携した就労移行体制を整備していくことになります。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する体制を構築するとともに、障がいの度合いにかかわらず、すべての障がいのある児童が地域で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

また、障がいのある児童がより地域社会に参加しやすくなるために必要な支援や工夫を検討する体制を整備します。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none">●令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。●令和8（2026）年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。●令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。●令和8（2026）年度末までに、各都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。●令和8（2026）年度末までに、各都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。
--------	---



道の目標値	<ul style="list-style-type: none">●児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所を21の障がい保健福祉圏域に1か所以上確保することを基本とする。●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を各市町に少なくとも1か所以上確保する。 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を21の障がい保健福祉圏域に1か所以上確保する。●各圏域、各市町に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
-------	---



町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目	目標値等	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	令和8（2026）年度末までに1か所設置※令和5年3月31日時点は0か所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築【新規】	有	令和8（2026）年度末までに構築※令和5年3月31日時点はなし
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	令和8（2026）年度末までに1か所設置※令和5年3月31日時点は0か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	令和8（2026）年度末までに1か所設置※令和5年3月31日時点は0か所
保健・医療・障がい福祉・保育・教育等が連携を図るための協議の場の設置	有	令和8（2026）年度末までに設置※令和5年3月31日時点はなし

町の取組

児童発達支援センターについては、広域・圏域での設置も視野に入れながら整備を検討します。

また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保や、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、コーディネーターの配置を推進します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保します。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8（2026）年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置することを基本とする。 ●協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うことを基本とする。
--------	---



道の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の相談支援体制の強化を図る基幹相談支援センターをすべての市町村に設置することを目標とする。 ●設置・運営等について、市町村へ支援を行うとともに、地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成する。
-------	---



町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目	目標値等	考え方
基幹相談支援センターの設置	1か所	令和8（2026）年度末までに1か所設置※令和5年3月31日時点は0か所
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	有	令和8（2026）年度末までに確保※令和5年3月31日時点はなし

町の取組

基幹相談支援センターの設置により更なる相談支援体制の強化を目指すとともに、相談支援員の養成・質の向上のための各種研修の受講を促し、関係機関等の連携、情報交換に努めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化し、サービス事業者が増加している中、より一層事業者が利用者に対して必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8（2026）年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。
--------	--



道の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ●指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制を継続する。
-------	---



町の成果目標（令和8（2026）年度末の目標）

項目	目標値等	考え方
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	構築	令和8（2026）年度末までに構築 ※令和5年3月31日時点はなし

町の取組

関係機関と連携を図り、事業所等に対する指導監査を適切に実施するとともに、その情報を共有し、サービスの質の向上のために実施すべき体制の整備に努めます。

3 サービス見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

サービスの概要

サービス名	概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者の自宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障がい者の自宅で入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
行動援護	外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事などの介護）を行います。
重度障がい者等 包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

サービスの見込量

(時間)は1か月あたりの総利用時間、(人)は1か月あたりの実利用人数

サービス名	実績値		見込値	計画値(第7期計画)		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援						
利用量(時間)	132	119	109	105	117	128
利用者数(人)	12	10	9	9	10	11

確保の方策

直近の3年間では減少傾向で推移していますが、令和2(2020)年度以前の実績値ではおおむね横ばいで推移していたことを考慮し、令和8(2026)年度までに11人になるよう見込みます。

(2) 日中活動系サービス

サービスの概要

サービス名	概要
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立訓練（機能訓練）については、地域生活の中で、身体機能や生活能力の維持、回復を図るための支援を行うもので、国立身体障害者リハビリテーションセンター等が対象施設となります。 また、自立訓練（生活訓練）については、知的障がい者や精神障がい者に自立した日常生活を営むために必要な入浴、排泄、食事等に関する訓練、日常生活における相談や助言のほか、必要な支援を行うものです。
就労選択支援	就労を希望する障がいのある人又は就労の継続を希望する障がいのある人に対して、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の利用又は一般就労をする前に、就労アセスメントを行うことで、本人の希望、就労能力や適性などに合った適切な選択ができるようサポートを行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業、実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます。）。
就労継続支援（A型） 事業	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型） 事業	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者に対し、企業や自宅等への訪問等により、就労に伴う生活面の課題解決に向けた支援を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

サービスの見込量

(人日) は1人1か月あたりの総利用日数、(人) は1か月あたりの実利用人数

サービス名	実績値		見込値	計画値(第7期計画)		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活介護						
利用量(人日)	472	443	412	430	430	430
利用者数(人)	22	22	19	21	21	21
自立訓練(機能訓練)						
利用量(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)						
利用量(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
就労選択支援						
利用量(人日)				0	1	1
利用者数(人)				0	1	1
就労移行支援						
利用量(人日)	0	0	0	1	1	1
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
就労継続支援(A型)						
利用量(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(B型)						
利用量(人日)	1,221	1,163	1,263	1,176	1,192	1,208
利用者数(人)	72	75	73	74	75	76
就労定着支援						
利用量(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
短期入所(福祉型)						
利用量(人日)	0	0	0	1	1	1
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
短期入所(医療型)						
利用量(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
療育介護						
利用者数(人)	3	3	3	3	3	3

確保の方策

生活介護は、直近の3年間では利用者数が22人から19人に減少していますが、令和2（2020）年度以前から利用者数がゆるやかに減少している事業です。しかし、高齢化の進行を考慮し、利用者数は21人で横ばいとなるよう見込みます。

就労選択支援は、障がいのある人が希望や能力・適性に合った仕事探しや支援機関選びができるよう支援するサービスです。実際のサービス開始は令和7（2025）年10月が予定されています。今後、事業所と連携して取組を推進します。

就労移行支援はこれまでも実績はありませんが、就職を希望する働きたいと考えている障がいのある人への支援として利用を見込みます。

就労継続支援（A型）は、町内に実施する事業所がなく、今後も実施予定がないため、利用者は0人を見込みます。一方、就労継続支援（B型）は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度を比べると増加しており、令和2（2020）年度以前から増加の傾向を示しているため、今後も利用者数は増加していくことを見込みます。

短期入所（福祉型）は、直近の令和5（2023）年度の利用者数は0人を見込んでいますが、平成31（2019）年度以前には、利用者数の実績があることから、利用者数1人で横ばいとなるよう見込みます。

療育介護は、3年間の計画値、実績値ともに3人であることから、継続して3人とします。

(3) 施設・居住系サービス

サービスの概要

サービス名	概要
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主に夜間に相談、入浴・排泄及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴・排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

実績と見込量

(人)は1か月あたりの実利用人数

サービス名	実績値		見込値	計画値(第7期計画)		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
共同生活援助(グループホーム)						
利用者数(人)	37	33	32	32	33	33
施設入所支援						
利用者数(人)	20	20	17	19	19	19

町の取組

共同生活援助(グループホーム)の利用実績は、おおむね横ばいで推移しており、今後も一定の利用者がいることを想定し、33人程度で横ばいとなるよう見込みます。

施設入所支援は、令和2(2020)年度以前から減少傾向で推移しています。今後も徐々に利用者が減少することが示唆されますが、高齢化の進行を考慮し、19人で横ばいとなるよう見込みます。

(4) 相談支援サービス

サービスの概要

サービス名	概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。
自立生活援助	入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人の家を定期的に訪問し、生活面や体調面の確認や助言等を行います。

実績と見込量

(人)は1か月あたりの実利用人数

サービス名	実績値		見込値	計画値(第7期計画)		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
計画相談支援						
利用者数(人)	125	123	116	119	119	119
地域移行支援						
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
地域定着支援						
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
自立生活援助						
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

町の取組

計画相談支援の利用実績は、これまでも多少の増減はあるもののおおむね横ばいで推移しています。今後も一定の利用者がいることを想定し、過去の利用実績を考慮した利用者数119人で横ばいとなるよう見込みます。

(5) その他サービス

サービスの概要

サービス名	概要
補装具の給付	補装具費は、障害者総合支援法に位置付けられた自立支援給付の1つで、補装具とは、「障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの」となっています。補装具の種類は、義肢、装具、車椅子等が対象です。
更生医療・育成医療の給付	更生医療は、18歳以上の身体障害者手帳を所持している人で、手術などにより、障がいが改善又は機能の維持が保たれる見込みのある場合、その医療費の一部が公費で負担されます。 育成医療は、18歳未満の人で、指定医療機関において身体の障がいを軽くしたり、回復させたりする治療を行う場合に、必要な治療が受けられます。自己負担は原則1割です（ただし、所得に応じて月額自己負担額に上限が設けられます。）。

サービスの見込量

(人) は1か月あたりの実利用人数、(件) は1か月あたりの実利用件数

サービス名	実績値		見込値	計画値(第7期計画)		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
補装具の給付(障がい者)						
利用者数(人)	8	9	4	11	11	11
利用件数(件)	12	10	4	13	13	13
補装具の給付(障がい児)						
利用者数(人)	1	0	0	2	2	2
利用件数(件)	1	0	0	2	2	2
更生医療・育成医療の給付						
利用者数(人)	18	20	22	22	22	22
利用件数(件)	129	120	81	215	215	215

確保の方策

補装具の給付(障がい者)の利用実績は直近の3年間で減少しましたが、令和2(2020)年度以前は10~20人以上の利用実績があることから、今後の利用を直近の3年間の実績よりも多く見込みます。

補装具の給付(障がい児)の利用実績は直近ではありませんが、令和2(2020)年度以前には一定の利用実績があることを考慮し、2人で横ばいとなるよう見込みます。

更生医療・育成医療の給付は一定の利用者数が見込まれることを考慮しています。

(6) 障がい児支援

サービスの概要

サービス名	概要
児童発達支援	<p>未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その必要な支援を行います。</p> <p>また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であるため、その必要な支援を行います。</p>
放課後等デイサービス	<p>放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。</p>
保育所等訪問支援	<p>障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所など（認定こども園、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設など）を2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。</p>
居宅訪問型児童発達支援	<p>重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。</p>
障がい児相談支援	<p>障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、また、通所支援開始後は、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。</p> <p>また、総合的な相談業務等を行う基幹相談支援センターを広域又は圏域での設置を検討し、相談支援体制の強化・充実に努めます。</p>

実績と見込量

(人日)は1人1か月あたりの総利用日数、(人)は1か月あたりの実利用人数

サービス名	実績値		見込値	計画値(第3期計画)		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
児童発達支援						
利用量(人日)	36	35	49	39	43	47
利用者数(人)	16	18	13	14	16	17
放課後等デイサービス						
利用量(人日)	83	141	162	137	142	148
利用者数(人)	22	28	26	27	28	29
保育所等訪問支援						
利用量(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援						
利用量(人日)	0	0	0	0	0	0
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援						
利用者数(人/年)	36	41	40	43	46	50

確保の方策

児童発達支援の利用実績は令和2(2020)年度以前から増減を繰り返しながら推移しています。子どもの発達に不安を感じている保護者は少なくないため、増加する傾向を見込みます。

放課後等デイサービスの利用実績は令和2(2020)年度以前から増減を繰り返しながら推移しています。世帯の核家族化や共働き世帯の増加から、子どもの居場所となる放課後等デイサービスの利用は一定以上を想定する必要があることを踏まえた見込みとしています。

障がい児相談支援の利用実績は令和2(2020)年度以前から増加傾向で推移しています。この傾向から今後も増加していくことを見込んだ量とします。

なお、医療型児童発達支援は、令和5年度末までに児童発達支援へ統合されています。

(6) 地域生活支援事業

サービスの概要

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民などが地域において、自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

実績と見込量

サービス名	実績値		見込値	計画値（第7期計画）		
	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）
理解促進研修・啓発事業						
実施の有無	無	無	無	無	無	無
自発的活動支援事業						
実施の有無	無	無	無	無	無	無
○ 相談支援事業						
障がい者相談支援事業						
実施か所（か所）	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター						
設置の有無	無	無	無	無	無	無
地域自立支援協議会						
実施の有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業						
実施の有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業						
実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業						
実利用者数（人）	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業						
実施の有無	無	無	無	無	無	無
○ コミュニケーション支援事業						
手話・要約筆記実利用者数						
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業						
実設置者数（人）	0	0	0	1	1	1

実績と見込量

サービス名	実績値		見込値	計画値（第7期計画）		
	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）

○ 日常生活用具給付等事業

介護・訓練支援用具						
利用件数（件）	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具						
利用件数（件）	0	1	1	1	1	1
在宅療養等支援用具						
利用件数（件）	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具						
利用件数（件）	4	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具						
利用件数（件）	129	120	81	83	85	88
居宅生活動作補助用具（住宅改修）						
利用件数（件）	0	0	1	1	1	1

手話奉仕員養成研修事業						
登録者数（人）	0	0	0	0	0	1

（人）は1か月あたりの実利用人数、（時間）は1か月あたりの総利用時間

移動支援事業						
利用者数（人）	3	2	1	1	1	2
利用時間（時間）	9	11	6	6	6	7

○ 地域活動支援センター

自市町村所在分						
設置か所数（か所）	1	1	1	1	1	1
利用者数（人）	12	10	9	10	11	12
他市町村所在分						
設置か所数（か所）	0	0	0	0	0	0
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

日中一時支援事業						
実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

町の取組

地域生活支援事業については、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの利用実績及び障がい者数の推移に基づいて見込んでいます。

4 サービス提供の考え方

サービスの利用を希望する障がいのある人自らが、必要とするサービスを主体的に選択することができるよう、町内サービス事業所への指導・助言や各種支援を通じて、新しいサービス事業体系への移行を図るとともに、民間事業者やNPO等の参入を促進し、質量とも充実したサービス提供基盤の確保に努めます。

(1) 在宅生活支援サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援の訪問系4サービスについては、障がいの種別や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、町内の事業所を中心とするサービス提供体制の充実に努めるとともに、ヘルパー等の資質の向上を図ります。

利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受入体制の充実に努めます。

(2) 日中活動の場となるサービス

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、関係事業者との調整のもと、サービス提供を促進していきます。

(3) 生活の場となるサービス

障がい者の地域における生活の場については、障害者総合支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）が令和5（2023）年までに、一般社団法人ゆっくりんで合計18床、社会福祉法人てつなぎで合計18床整備されています。

今後、グループホーム等の新規開設については、障がい者のニーズを勘案し、運営法人等と協議・検討していきます。

(4) その他

障がい福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を行う「相談支援」については、指定特定相談支援事業者に委託してサービス提供を図ります。

第6章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知・広報

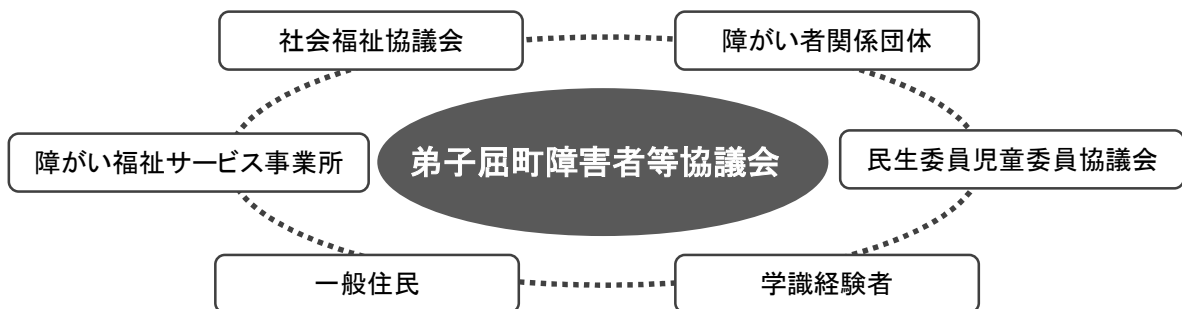
住民、関係機関、行政等が一体となって障がい福祉施策を推進していくために、広報やホームページ等を活用し、本計画の周知と普及を図るとともに、障がいや障がい者福祉に対する正しい理解が深まるよう啓発活動を実施していきます。

(2) 関係各課・関係機関の連携

本計画は障がい者福祉の基本計画であり、計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等の様々な分野にわたっています。

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、福祉課が中心となり、庁内の関係各課との連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関等との相互協力のもと、本計画の推進を図ります。

■ 弟子屈町障害者等協議会の構成メンバー



2

計画の点検体制

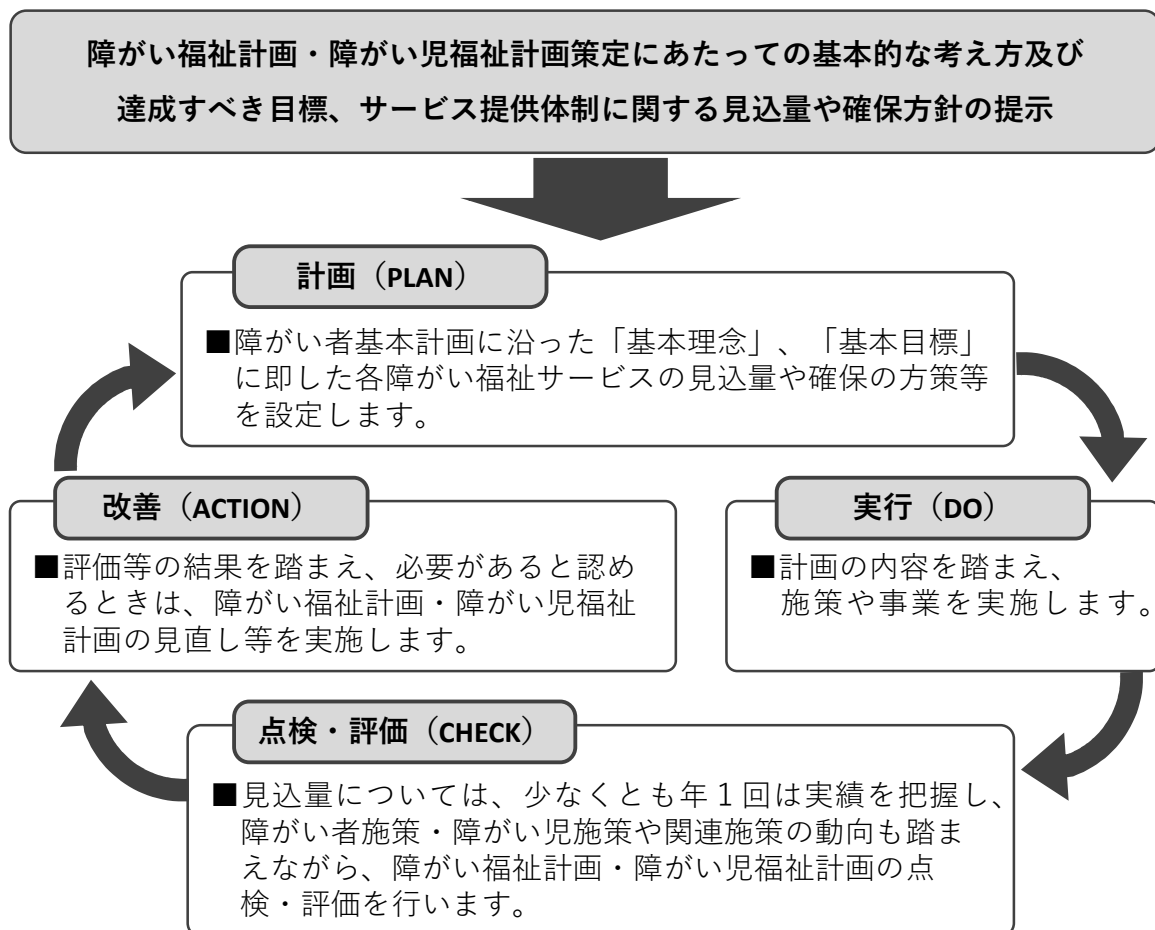
(1) PDCAサイクルによる点検・管理

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて関係機関との協議により、「計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の点検・評価を行います。

障がい福祉・障がい児福祉サービスの見込量を達成するため、定期的に計画の達成状況の点検と評価を行います。地域における障がい者を支えるネットワーク「弟子屈町障害者等協議会」において評価を受けるものとします。

この点検・評価をもとに、計画推進のための新たな施策を検討していきます。

■ PDCA サイクルのプロセスのイメージ





資料編

1

弟子屈町障害者等協議会設置要綱

平成 18 年 10 月 1 日
弟子屈町訓令第 33— 3 号

改正	平成 21 年 4 月 1 日訓令第 35 号	平成 24 年 4 月 1 日訓令第 25— 1 号
	平成 25 年 4 月 1 日訓令第 14 号	平成 26 年 2 月 14 日訓令第 3 号
	平成 28 年 7 月 1 日訓令第 43 号	平成 30 年 1 月 31 日訓令第 8 号

(目的)

第 1 条 弟子屈町障害者等地域生活支援事業実施規則（平成 18 年弟子屈町規則第 31— 2 号）第 3 条第 1 号に規定する相談支援事業の実施に関し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するため、弟子屈町障害者等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる協議等を行う。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (2) 地域の関係者によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (4) 弟子屈町障害者基本計画及び障害者福祉計画の策定に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項に規定すること。

(構成等)

第 3 条 協議会は、10 人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、障害者団体関係者、福祉関係者及び公募により町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から 3 年間とする。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 協議会は、委員の互選により委員長を置く。

(会議)

第 4 条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、福祉課において行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日訓令第 35 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日訓令第 25—1 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日訓令第 14 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 14 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日訓令第 43 号）

この訓令は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 31 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 弟子屈町障害者等協議会委員名簿

	氏 名	所属団体名
委員長	井 口 守	一般公募
委 員	川 堰 保彦	手をつなぐ親の会
委 員	本 庄 律子	子どもを療育中の保護者の会
委 員	土 屋 ひとみ	弟子屈町社会福祉協議会
委 員	田 中 勇男	弟子屈町身体障害者福祉分会
委 員	小 林 小夜子	一般社団法人ゆっくりん
委 員	松 山 裕一	弟子屈町民生委員児童委員協議会
委 員	吹 田 雄一郎	社会福祉法人てつなぎ

3 計画策定の経過

年 月 日	項 目	実施内容
令和5年 10月23日	町内事業所等ヒアリング 調査の実施	○実施箇所3か所 ○現状や今後の課題、方針等の把握
12月11日	第1回 弟子屈町障害者等協議会 の開催	○計画（素案）について ・アンケート調査結果報告 ・事業所等ヒアリング調査結果報告
令和6年 3月18日	第2回 弟子屈町障害者等協議会 の開催	○計画（素案）について ・今後のスケジュールについて

4

用語等説明

用語	説明
あ 行	
アウトリーチ	働きかけることや、援助すること。手を伸ばすという意味の英語から派生したことばで、福祉の分野では「訪問支援」などを意味する。
意思疎通支援事業	地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する。
一般就労	障がい者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
移動支援	地域生活支援事業の一つ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。
医療型児童発達支援	上肢や下肢、体幹機能に障がいのある児童に対し、児童発達支援に併せて治療を行うサービスのこと。令和5年度末までに児童発達支援へ統合されている。
医療的ケア児	病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子どものこと。
インクルーシブ教育	多様な子どもたちが地域の学校に通うことを保障するために、教育を改革するプロセスと定義され、国籍や人種、宗教、性差、経済状況、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが対象となる。
SNS（エス・エヌ・エス）	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。登録された利用者同士がインターネット上交流できる仕組みで、Twitter や Facebook、Instagram など、使う人の用途によって様々な種類があり、共通した特徴として他の人とつながり、情報を共有できる。
か 行	
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障がい福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障がい者や精神障がい者、身体障がい者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居又は近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
居宅介護	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、生活全般にわたる援助を行う障がい福祉サービスのこと。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。
グループホーム	「共同生活援助」を参照。
グレーゾーン	発達障がいの特性や傾向はあるものの、発達障がいと診断されるには至らない状態を指す言葉。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
行動援護	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う障がい福祉サービスのこと。

用語	説明
合理的配慮	障がいのある人から申出があった場合に、負担が重すぎない範囲で障がいの求めに応じた対応を提供すること。平成 25 年 6 月に制定された「障害者差別解消法」の中で行政機関や事業者に提供が求められたもので、令和 6 年 4 月 1 日からは事業者への提供が義務化された。
さ 行	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日において入浴、排泄、食事の介護等を行う障がい福祉サービスのこと。
肢体不自由	身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。
児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障がい児通所支援。福祉型と医療型がある。
児童福祉法	児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。
自発的活動支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う。ボランティア活動支援等。
社会資源	社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。
重度障がい者等包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供する障がい福祉サービスのこと。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う障がい福祉サービスのこと。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービスのこと。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービスのこと。雇成型（A型）と非雇成型（B型）がある。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、必要な連絡調整や指導・助言を行う障がい福祉サービスのこと。
手話通訳者	音声言語を手話に、又は手話を音声言語に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。
手話奉仕員	手話を用いて、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した者。

用語	説明
手話奉仕員養成研修事業	地域生活支援事業の一つ。手話奉仕員の養成研修を行う。
障害支援区分	障害福祉サービスの利用にあたり、障がい者の支援の必要度を表す、6段階の区分（区分1～6：区分6の人が必要度が高い）。区分に応じて適切なサービスやサービスの支給量が決められる。
障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者総合支援法	障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障がい福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務付けられている。
情報アクセシビリティ	一般的には、利用者が機器・サービスを円滑に利用できることで、高齢者や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が容易に開かれた情報通信の世界へアクセス（近づき、便利に利用）できることをいう。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービスのこと。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
自立支援医療	障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。
自立支援協議会	障がい者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がい者一人ひとりの具体的な支援策の検討等。
自立生活援助	一人暮らしを希望する障がい者等について、必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問や随時の対応により必要な支援を行う障がい福祉サービスのこと。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間において入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する障がい福祉サービスのこと。
生活困窮	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある状態のこと。

用語	説明
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。
精神保健福祉士	精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格を所有する者。精神障がい者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得をサポートする。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度法人後見支援事業	地域生活支援事業の一つ。成年後見制度における法人後見活動を支援するために、法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等を行うもの。
成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がい福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行う。
相談支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。
た 行	
ダブルケア	子育てと親の介護を同時に抱えている状態のこと。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事その他の必要な介護等を行う障がい福祉サービスのこと。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障がい福祉サービスのこと。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、障がい者の自立した地域生活を支援する場。当センターの運営は、地域生活支援事業として位置付けられる。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活支援事業	障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う障がい福祉サービスのこと。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

用語	説明
デジタル・トランスフォーメーション (DX)	デジタル技術による変革のことで、自治体の DX は自治体が対象となり、地域社会のニーズに対応するためにデジタル化を目指す取組のこと。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行う障がい福祉サービスのこと。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や認定こども園において、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成 19 年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。
な 行	
難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）と障害者総合支援法に基づくものがある。難病法に基づき厚生労働省が指定した「指定難病」（令和 6 年 4 月 1 日現在、341 疾病）には「登録者証」が交付され、一定の要件を満たしていれば医療費助成の対象となり、障害者総合支援法に基づく難病（令和 6 年 4 月 1 日現在、369 疾病）は、国の「登録者証」や障害者手帳を保有していなくても、障害支援区分の認定や支給決定などの手続後、必要と認められれば障がい福祉サービス等利用の対象となる。
日常生活用具給付等事業	地域生活支援事業の一つ。障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。
ノーマライゼーション	障がいのある者が障がいのない者と同等に生活し、活動する社会を目指す理念で、その達成には、生活条件と環境条件の整備が求められる。現在では障がい者に限定されたものではなく、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念となっている。
は 行	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がい対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。
バリアフリー	もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきたが、現在では、障がいのある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア（障壁）の除去という意味で用いられている。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するための訪問支援のこと。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障がい児通所支援のこと。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO 等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

用語	説明
や 行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。
ユニバーサルデザイン	ユニバーサルの「普遍的な」「全体の」という意味から「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、誰もが使いやすいように考えていくこと。
養護学校	障がいのある子どもが就学する先としての選択肢の一つ。学校教育法における特別支援学校のこと。
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
ら 行	
理解促進研修 ・啓発事業	地域生活支援事業の一つ。市町村が実施する、地域住民を対象とした障がい者等に対する理解を深めるための研修、啓発イベントの開催等を行う。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある人などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う障がい福祉サービスのこと。

弟子屈町
障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行日 令和6年3月

発行 弟子屈町

〒088-3292

北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

TEL 015-482-2921 FAX 015-482-2696

編集 弟子屈町 福祉課

